

史跡女堀保存活用計画書

平成31年3月 前橋市教育委員会



平成三十一年三月

前橋市教育委員会

序

女塙は、前橋市上泉町から伊勢崎市田部井町（旧佐波郡東村西国定）までの全長約13kmにわたる農業灌漑遺構であり、中世初期の農業史や農業土木史、莊園史を知ることができる重要な遺跡です。昭和58年に国の史跡に指定され、市内では4地区6地点が指定を受けています。

前橋市では、史跡女塙を適切に保存し、その価値を確実に未来へと受け継ぐことを目的として、その指針となる保存活用計画を策定いたしました。今後本計画に基づいた保存管理を継続するとともに、史跡の活用や整備を進めてまいります。

最後になりますが、本計画策定にあたって貴重なご意見やご指導をいただいた史跡女塙整備検討委員、文化庁、群馬県教育委員会の皆様をはじめ、日頃より史跡の保存管理にご尽力いただいている地域の方々に深く感謝申し上げます。

平成31年3月

前橋市教育委員会

教育長 塩崎政江

例　　言

- 1 本書は、群馬県前橋市富田町から東大室町に所在する史跡女塙の保存活用計画書である。本史跡は伊勢崎市にまたがっており、伊勢崎市分の保存管理計画は平成16年に策定済みである（赤塙町・赤塙町教育委員会（2004）『史跡「女塙」保存管理計画書』）。
- 2 本事業は、前橋市教育委員会が主体となり、平成29・30年度の2か年で、国庫補助事業として実施した。
- 3 本事業にあたっては、「史跡女塙整備検討委員会」を設置し、文化庁文化財第二課、群馬県教育委員会文化財保護課の指導・助言を受けて実施した。「史跡女塙整備検討委員会」の委員については、第1章第3節に記載している。
- 4 本計画書に掲載した図及び写真のうち、下記のものはそれぞれの機関より提供いただいた。
表紙写真、写真2-1～6、資料編現況図其9～18：群馬県教育委員会
図2-4、写真2-7：伊勢崎市教育委員会
- 5 東大室地区下神沢地点から赤塙地区周辺の現況図作成に関しては、伊勢崎市教育委員会が作成した現況図をご提供いただき、これを修正して図化した。
- 6 本計画策定に係る事務局の体制は以下のとおりである。

教育長	塩崎政江	文化財保護課長	田中隆夫
教育次長	橋本誠次（平成29年度）	文化財保護係長	登山伸一
	岸根隆夫（平成30年度）	文化財保護係副主幹	小川卓也

目 次

第1章 計画策定の沿革・目的	1	第3節 保存管理の方法	63
第1節 計画策定の沿革	1	第4節 現状変更等の内容と許可、届出	63
第2節 計画策定の目的	1	第5節 現状変更等や土木工事等の取扱基準	65
第3節 委員会の設置・経緯	1	第6節 範囲内容確認などの調査について	68
第4節 他計画との関係	4	第7節 史跡の追加指定	68
第5節 計画の実施	6	第8節 史跡の公有化	69
第2章 史跡女塚の概要	7	第9節 植生管理	69
第1節 史跡の概要	7	第10節 周辺環境の保全	69
第2節 各地区の名称について	11	第7章 活用	71
第3節 指定に至る経緯	12	第1節 活用の方針	71
第4節 指定の状況	12	第2節 活用の方法	71
第5節 史跡の周辺環境	23	第3節 活用促進のための短期的整備	73
第3章 史跡の本質的価値	41	第4節 伊勢崎市との連携	73
第1節 史跡の本質的価値	41	第8章 整備	75
第2節 史跡の構成要素	44	第1節 整備の方針	75
第4章 現状と課題	52	第2節 整備の方法	75
第1節 土地利用などの状況	52	第9章 運営・体制の整備	78
第2節 関連する諸法令	52	第1節 運営・体制の方針	78
第3節 諸課題	57	第2節 運営・体制の方法	78
第5章 大綱・基本方針	61	第10章 行動計画の策定・実施	79
第6章 保存管理	62	第11章 経過観察	80
第1節 保存管理の方針	62	第1節 経過観察の方針	80
第2節 保存管理の区分	62	第2節 経過観察の方法	80

図版目次

図2-1 浅間日テラフと浅間柏川テラフの分布	8	図2-14 主な道路の分布	36
図2-2 女塚と莊園・御厨・郷	8	図2-15 史跡周辺の歴史文化遺産と文化・観光施設	40
図2-3 女塚の断面工程模式図	8	各地区的構成要素 (富田地区)	45
図2-4 女塚の流路と周辺環境	9	各地区的構成要素 (二之宮地区峰下地点)	46
図2-5 女塚の底面の勾配	9	各地区的構成要素 (二之宮地区東山根地点)	48
図2-6 各地区・地点の名稱	11	各地区的構成要素 (飯土井地区)	49
図2-7 各地区的指定年度	17	各地区的構成要素 (東大室地区西神沢地点)	50
図2-8 各地区的公有化状況	21	各地区的構成要素 (東大室地区下神沢地点)	51
図2-9 史跡周辺の地質と主な水系	24	前橋市都市計画図 (部分)	53
図2-10 月ごとの平均気温と最大風速 (2018年)	25	各地区的現況地図	55
図2-11 史跡周辺の環境と代表種	27	各ゾーンの区分図	62
図2-12 植生図 (二之宮地区峰下地点)	29	指す体制	78
図2-13 植生図 (飯土井地区)	31	経過観察の方法	80

写真図版目次

写真1-1 委員会委嘱式及び平成29年度第1回委員会	3	写真2-7 地割排土の土層断面 (伊勢崎市赤堀地区)	20
写真1-2 委員会委嘱式及び平成29年度第1回委員会	3	写真4-1 地割排土および場面の崩落 (富田地区)	57
写真1-3 平成30年度第1回委員会	3	写真4-2 蛇窓の設置状況 (二之宮地区峰下地点)	58
写真1-4 平成30年度第1回委員会	3	写真4-3 地割排土および場面の崩落 (飯土井地区)	58
写真1-5 平成30年度第2回委員会	3	写真4-4 土留樋 (東大室地区下神沢地点)	59
写真1-6 平成30年度第2回委員会	3	写真7-1 二宮赤城神社社地	72
写真2-1 女塚航空写真 (二之宮地区峰下地点)	19	写真7-2 麺屋花しょうぶ園まつり	72
写真2-2 女塚航空写真 (飯土井地区より東を望む)	19	写真8-1 史跡案内板の例 (上野国分寺)	76
写真2-3 工事が完成している工区 (飯土井地区轟) 20	20	写真8-2 遗構立体表示板の例 (下野国分寺)	76
写真2-4 工事が中断された工区 (二之宮地区上ノ坊) 20	20	写真8-3 仮設盛土による造構復元の例 (史跡女塚)	77
写真2-5 掘削排土下の畠と作業道 (東大室地区) 20	20	写真8-4 VRによる造構復元の例 ([総社資料館ナビ])	77
写真2-6 小さな小間割 (東大室地区)	20		

表 目 次

表2-1 植生状況調査結果	28
表3-1 史跡の構成要素	44
表6-1 ゾーン区分ごとの保存管理の方法	70
表10-1 事業計画	79

第1章 計画策定の沿革・目的

第1節 計画策定の沿革

女塙は、昭和50年代に群馬県教育委員会が実施した発掘調査により、全長約13kmにおよぶ中世の農業灌漑遺構であることが判明した。発掘調査の成果を受け、「長さ、巾、深さのいずれの点においても当時としてはきわめて大規模であり、当時の人々が大量の労働力を投入して水田開発を推進しようとしていたことを物語る巨大な記念物である」として、昭和58年に富田地区・二之宮地区（東山畠地点）・飯土井地区・東大室地区西神沢地点（旧前橋工業団地地区）・東大室地区下神沢地点（旧東大室地区）の4地区5地点と、旧赤堀町1地区が国指定史跡に指定された。その後、平成6・9・28年に追加指定が行われている（第2章第4節参照）。

史跡指定後は順次公有化を進め、前橋市所在の史跡公有化率は94.2%におよび、現在も継続的に公有化を進めている。このことから、平成23年度に策定された『前橋市史跡整備提言書』において、前橋市に所在する史跡の中でも整備に向けた環境が最も整った史跡との評価を受けている。また、除草などの日常管理のほか、点在する全ての地区において、標柱や説明板の設置を行って見学者の利便性の向上に努めている。

しかしながら、史跡を適切に保存し、その価値を未来へと受け継ぐための基本方針が未策定であることから、国庫および県費の補助を受けて、平成29・30年度に「史跡女塙保存活用計画」の策定を行った。

第2節 計画策定の目的

上述のとおり現在史跡指定地の公有化や、除草・樹木伐採などの日常管理を行っているものの、台風などの災害による掘削排土の崩落や塁法面のき損、樹木の生長による遺構面の破損など、史跡を保存する上での課題を抱えている。また、遊歩道やベンチといった便益設備も未設置であり、植物の繁茂する時期には史跡の見学に支障をきたすなど、活用面での課題も多く残されている。

本計画は、史跡女塙の歴史や現状を整理して、史跡の本質的価値や構成要素を明示し、保存管理や活用、整備、運営・体制の整備にかかる方向性や方法を示して、史跡を適切に保存し、その価値を未来へと受け継ぐことを目的とする。また、史跡女塙は前橋市および隣接する伊勢崎市にまたがっている。伊勢崎市では、平成16年に保存管理計画を定め、現在整備基本計画を策定していることから、各地に点在する地区ごとの特徴や性格を生かしつつ、伊勢崎市で策定した計画や方針との協調を図りながら、史跡としての一体性を損なわないものとする。

第3節 委員会の設置・経緯

本計画の策定に当たっては、平成29年度に前橋市教育委員会を事務局とし、有識者による「史跡女塙整備検討委員会」を設置し、文化庁文化財第二課・群馬県教育委員会事務局文化財

保護課の指導のもと、検討と協議を行い、平成31年3月に保存活用計画を策定した。設置要綱や委員の構成、協議内容は次のとおりである。

(1) 史跡女塙整備検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 史跡女塙の保存と整備の方策を立てることに關し、史跡女塙整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、前橋市教育委員会の求めに応じて、史跡女塙の保存・整備の基本計画の策定及び事業の円滑な実施に関する専門的な事項を審議する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者につき、教育長が委嘱する委員若干名をもって組織する。

(1) 学識経験のある者

(2) 教育長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員会の委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を總理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、教育長が招集し、委員長がその議長となる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(顧問)

第8条 委員会には顧問を置くことができる。

2 顧問は委員を補佐し、適切な助言を行うものとする。

(オブザーバー)

第9条 委員会にはオブザーバーを置く。

2 オブザーバーは、別表に掲げる者をもって充てる。

3 オブザーバーは、委員を補佐し、委員会に関する事務を掌握する。

(庶務)

第10条 委員会に関する庶務は、事務局において処理する。

2 事務局は、前橋市教育委員会事務局文化財保護課に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月10日から施行する。

(別表)

オブザーバー	文化庁文化財部記念物課文化財調査官 群馬県教育委員会事務局文化財保護課 伊勢崎市教育委員会文化財保護課 その他学識経験を有する者
--------	---

(2) 史跡女塙整備検討委員名簿

役 職	氏 名	職	名
委 員	能登 健（委員長）	前橋市文化財調査委員	
	右島 和夫	群馬県立歴史博物館長（伊勢崎市史跡女塙調査整備委員）	
	田中 哲雄	元東北芸術工科大学教授	
	野口 華世	共愛学園前橋国際大学准教授	
顧 問	峰岸 純夫	東京都立大学名誉教授（伊勢崎市史跡女塙調査整備委員）	

(3) 協議経過

平成29年度第1回委員会（平成29年9月1日）

史跡の現況と保存活用計画の策定方法について

平成30年度第1回委員会（平成30年8月1日）

保存活用計画の条件・現状・課題整理

植生状況図化業務について

平成30年度第2回委員会（平成30年12月14日）

保存管理・活用・整備ほかの方針・方向性について

植生状況図化業務について



写真1-1・2 委員委嘱式および平成29年度第1回委員会



写真1-3・4 平成30年度第1回委員会



写真1-5・6 平成30年度第2回委員会

第4節 他計画との関係

(1) 上位計画

①第七次前橋市総合計画（平成30年3月策定）

前橋市では、これまで第六次総合計画（平成20～29年度）にて将来都市像「生命都市いきいき前橋」を掲げ、積極的なまちづくりを進めてきた。しかしながら、この間社会経済環境は大きく変化している。少子高齢化社会の進展や経済環境の複雑化・高度化、東日本大震災などの大規模災害や多様な犯罪の増加に伴う安全・安心・健康への意識の高まり、地域課題の多様化・複雑化に伴うNPOなどの市民活動の必要性の高まり、独自財源の確保と行財政改革の必要性など、行政に課される使命が大きくなりつつある。このような低成長時代を前提とした自治体経営が求められる中、「市民一人ひとりが個性と能力を生かし、個々に輝くことにより新しい前橋らしさを創造するまち」として、『新しい価値の創造都市・前橋』を将来都市像に掲げ、「前橋らしさ」を発揮しながらも持続可能なまちづくりの推進を目指している。本計画は、市のすべての行政分野における計画の最上位計画と位置づけられ、相互補完することにより各分野の取組みの効果の促進を図る。

総合計画は、わかりやすく、実効性のある計画を目指して、長期的な視点に立った地域全体の基本理念やまちのあり方を示す「基本構想」と、基本構想のもとで中長期的な重点テーマや施策を示す「推進計画」の2層構成となっている。

女堀に関しては、重点施策のうち「第1章人をはぐくむまちづくり」の中で、「ふるさとを愛し、未来へ繋げる人づくり」を重点施策とし、文化財の保存管理と活用の促進が示されている。

②前橋市教育振興基本計画

教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項において、教育基本法に示した教育理念の実現に向けた計画の策定を規定しており、併せて地方公共団体でも同様の計画策定に努めるよう規定されている。このような国の方針に基づき、教育基本法などの国の施策や前橋市の総合計画との整合性を図って、第1期「前橋市教育振興基本方針」を策定した。平成25～29年度の5か年度を計画期間とし、前橋市の教育行政全般における基本理念を定めた。また、各分野の具体施策については各年度に定める「教育行政方針」に反映させ、基本計画の実現を図ってきた。そして、平成30年2月には平成30～34年度を計画期間とする、第2期「前橋市教育振興基本計画」を定めた。

女堀に関しては、社会教育分野の目指すべき方向性として、「地域の文化財・伝統文化・行事・芸能などを継承していくことの意義を学ぶことにより、皆で支え合う環境づくりを図」ることを掲げ、「文化財等の保護と活用」を施策の柱としている。また、教育施設整備分野の目指すべき方向性として、「教育施設の整備に当たっては、所在する地域の歴史・文化・伝統などの特色を生かした整備を目指」すことを掲げ、教育施設の整備を施策の柱とし、文化財施設の適切な維持管理と、活用の促進を図るために計画的な施設整備を施策の目標としている。

(2) 関連計画

①前橋市都市計画マスタープラン

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づく、地方公共団体の都市計画の基本方針であり、前橋市では平成21年に策定した。その後、市域の拡大や社会経済環境の変化、総合計画の改定などを受け、平成27年に改訂した。第六次総合計画で策定された将来都市像「生命都市いきいき前橋」を実現するための政策テーマ別構想の一つとして、「③自然と調和し魅力を創出する『美しい景観のまちづくり』」を掲げ、「②歴史に育まれた文化を育てる」ことを基本方針の一つとしている。また、分野別構想の一つ「3水と緑の整備・保全の方針」として、「歴史と風土を伝える前橋らしい水と緑を守り活かす」としている。

女堀の所在する城南地区では、「交通利便性が活かされた自然や歴史と共生したまち」を将来像とし、基本方針の一つとして「自然や歴史を保全し、これらと共生できる住居環境を形成」することとしている。

②前橋市景観計画

前橋市では「前橋市都市景観条例」の制定（平成5年）、「前橋市景観形成基本計画の策定（平成8年）」を行ってきたが、平成17年の景観法の施行や市町村合併による市域の拡大、中核市への移行を受けて、平成21年に「前橋市景観計画」を策定し、併せて「前橋市景観条例」を制定した。「振り返りたくなる風景がある」を計画のテーマとして、赤城山を背景とした眺望の保全を中心とした景観形成方針を定めた。また、大型建築物に対する景観配慮を求める景観形成基準や景観形成重要建造物の指定基準などを定めている。

女堀が所在する城南地区の地域別課題として、田園風景が失われつつあることや、歴史資産が豊富に残されているものの地域住民にとっては歴史的資源としての認識が低いことが挙げられている。

③前橋市環境基本計画

前橋市環境基本計画は、前橋市環境基本条例の基本方針に基づいて、良好な環境の保全と創造的目的として平成12年に策定された。その後の社会経済情勢や環境政策を取り巻く環境の変化、市町村合併による市域の拡大、中核市への移行、第六次総合計画後期計画の策定により、平成17年と平成25年に改訂している。本計画は、前橋市総合計画を上位計画とともに、まちづくりと連動して環境保全を行う必要があることから、「前橋市都市計画マスタープラン」および「前橋市景観計画」と併せて対策を行っている。

本計画では「良好な環境の確保と継承」、「循環型社会構築のための責務」、「地球環境保全の推進」の3つを基本理念としている。

女堀の所在する城南地区の地区別環境配慮指針には、地区内に所在する大室公園とその周辺の樹林の保護や農地の保全、また河川や溜池などの水辺空間が多いことから河川環境の保全が挙げられている。そして、多くの史跡が残され、前橋総合運動公園などのレクリエーション施設を有する本地区では、史跡・施設と周辺農地を有機的に結合し、活用することを提案している。

第5節 計画の実施

本保存活用計画は、平成31年（2019）4月1日より発効する。

第2章 史跡女堀の概要

第1節 史跡の概要

女堀は、明確な史料が存在しないことから長らく謎の中世遺構とされ、「推古天皇や北条政子の時代に掘られた堀」や「戦国時代に女がかんざして掘った堀」といった伝承のみが伝えられていた。その後、昭和50年代に群馬県教育委員会による発掘調査によって、桃ノ木川または藤沢川（前橋市上泉町）を取水口とし、伊勢崎市田部井町（旧佐波郡東村西国定）を終点とする全長約13km、堀幅15~30m、深さ3~4mの中世の農業灌漑遺構であることが明らかになった。全線で堀の痕跡が確認され、途中分水の構造が認められないことから、一斉に工事に着手して安定した水量を確保し、終点である大間々扇状地へ供給することを目的とした農業用水路遺構と考えられている。

堀の掘削工法としては三段階の「段掘工法」がとられ、断面逆台形に掘削し、中央部に通水溝を設ける。また、工区境とみられる箇所が確認されたことから、小工区・中工区・大工区などが置かれたと想定されている。しかしながら、掘削深度の測量ミスなどの技術上の問題や、開削組織の組織的問題、河川の氾濫などの自然災害など諸説あるが、掘削が中断・放棄され、未完成に終わったと考えられる。

掘削排土の下面からは、天仁元年（1108）噴火の浅間Bテフラや浅間柏川テフラが検出されている。この浅間柏川テフラの噴出年代は、大治3年（1128）または大治4年（1129）とする考えがある。赤堀地区の調査の結果、浅間柏川テフラの上位に旧表土の堆積が確認されており、噴出後一定時間が経過した後に開削が始まったと考えられ、東大室町や飯土井町で出土した杭などが11~13世紀代とするC-14年代測定結果を考え合わせると、開削年代は12世紀中葉と想定される。

火山災害により壊滅的な被害を受けた上野国では、12世紀代盛んに荒地の再開発が行われ、赤城山南麓地域でも相次いで莊園や御厨が成立した。淵名莊は、佐位郡一円に立莊された大規模莊園で、鳥羽上皇の妻后待賢門院璋子が大治5年（1130）に造営した仁和寺の一院である法金剛院の所領である。淵名莊の成立時期は不明ながら、法金剛院が御願寺として造営後の近い時期に立莊されたと推定される。そして、女堀の受益地域である佐位郡を支配していたのは秀郷流藤原氏の淵名氏である。立莊論に立てば、御願主である待賢門院璋子が、淵名氏を開発領主として淵名莊を形成し、立莊後莊園開発のために計画されたのが女堀であると理解することができる。そして、女堀の路線周辺は大胡郷や大室莊など淵名氏と同じく秀郷流藤原氏が領主として経営する地域であり、女堀は地域経営のために同族集団が一丸となって開削に当たった壮大な共同プロジェクトであったと考えられる。

これまで蓄積された調査成果の再検証に伴い、開削年代や堀の起点や終点についても新たな見解が提示されている。また、近年の発掘調査によって新知見や課題が得られ、解明すべき多くの課題や疑問をはらんでいる。今後女堀の調査や研究の深化に伴って、史跡としての新しい価値の発見を期待できよう。

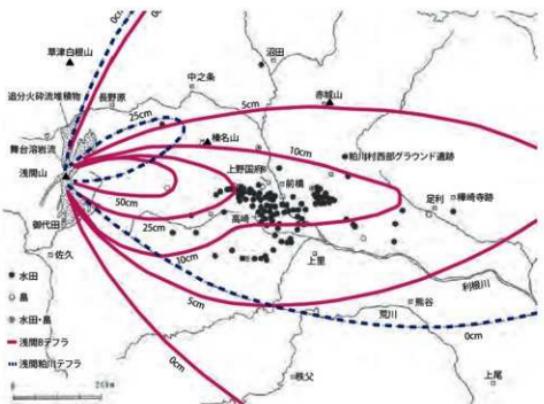


図 2-1 浅間 B テフラと浅間柏川テフラの分布（早田（2004）より。一部改変）

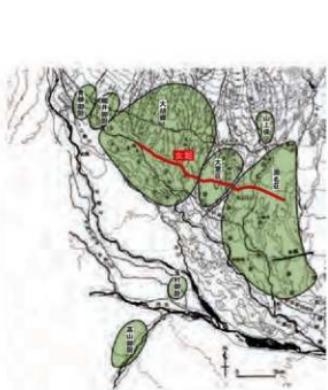
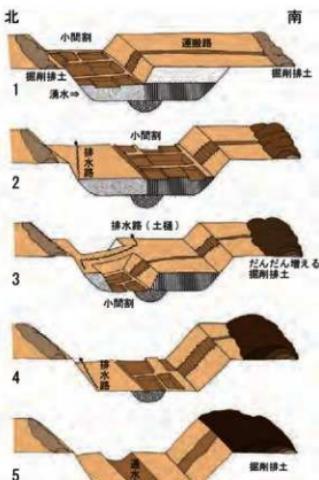
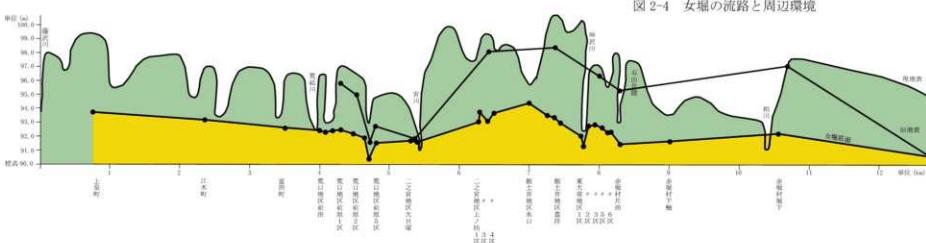


図 2-2 女堀と莊園・御厨・郷(平凡社(1989)より。一部改変)



1最初に小切削を濬削する→次に大切削を濬削する→3工事中に
は漏水処理のための溝を設け排水路を造る→4 土種は両側
に運ばれる→5通水溝をつけて完成する

図 2-3 女堀の掘削工程模式図
(平凡社(1989)より。一部改変)



第2節 各地区的名称について

女堀は、その長大な造構のうち、遺存状態が良好な場所を史跡指定しており、指定地は点在している。指定箇所を特定するため、指定された地区的名称は町名を付し、複数の町にまたがる場所については代表町名を付して呼称してきたが、「前橋工業団地地区」のみ当時実施していた工業団地造成事業の名称を地区名としてきた。また、二之宮地区は同一地区内の離れた2地点を指定しており、同一地区ながら造構の保存状態などが大きく異なる。名称の設定方法の不統一や、今後の史跡の追加指定に支障をきたすおそれがあるため、本計画にて地区的呼称方法を統一し、追加指定などを行う場合には下記により設定することとする。

- ①地区名称は原則町名を地区名称とし、複数の町にまたがる場合は代表町名を地区名称とする。
- ②同一町内に複数の地点が存在する場合は、「町名」を地区名、「小字名」を地点名として呼称し、「○○地区▲▲地点」とする。

なお、すでに付された名称は可能な限り生かすものとし、上記①・②に沿わないものについては名称を変更し、以下のとおり整理する。

【旧地区名】	⇒	【新地区名】
富田地区	⇒	富田地区
二之宮地区	⇒	二之宮地区峰下地点・二之宮地区東山畑地点
飯土井地区	⇒	飯土井地区
前橋工業団地地区	⇒	東大室地区西神沢地点
東大室地区	⇒	東大室地区下神沢地点

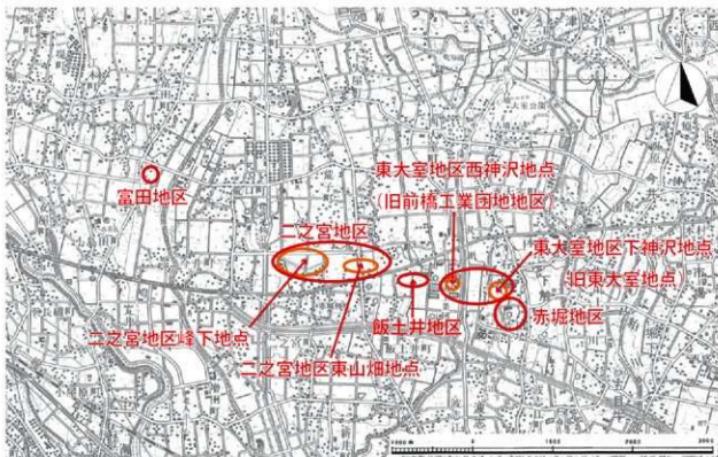


図2-6 各地区・地点の名称

第3節 指定に至る経緯

女堀は、長らく謎の中世遺構とされてきたが、群馬県教育委員会による昭和50年代の発掘調査により、全長約13kmにおよぶ中世の農業灌漑遺構であることが明らかになった。この調査成果から、昭和58年には前橋市内の富田地区・二之宮地区（峰下地点・東山畠地点）・飯土井地区・東大室地区西神沢地点（旧前橋工業団地地区）・東大室地区下神沢地点（旧東大室地区）の4地区6地点と、旧赤堀町1地区が国指定史跡に指定された。その後、平成6年には二之宮地区および飯土井地区、平成9年には赤堀地区、平成28年には二之宮地区峰下地点、東大室地区下神沢地点および赤堀地区にて追加指定を行い、史跡の指定面積は9.4万m²におよぶ。

第4節 指定の状況

(1) 指定履歴

官報告示 昭和58年10月27日付 文部省告示第126号（史跡指定）
平成6年8月15日付 文部省告示第126号（追加指定）
平成9年9月11日付 文部省告示第165号（追加指定）
平成28年10月3日付 文部科学省告示第145号（追加指定）

(2) 所在地

【富田地区】前橋市富田町

【二之宮地区】前橋市二之宮町、同二之宮町字峰下、同二之宮町宮後、
同二之宮町字東山畠、同荒子町元屋敷、同荒子町字葭沼

【飯土井地区】前橋市飯土井町嘉祥、同西大室町字下蛭沼、同西大室町

【東大室地区】前橋市東大室町字西神沢、同東大室町下神沢

【赤堀地区】伊勢崎市下触町

(3) 指定面積

指定面積	前橋市分	62,395.27m ²
	伊勢崎市分	32,092.13m ²
合	計	94,487.40m ²

(4) 指定の概要

1 史跡指定

名 称：女堀

種 別：史跡

指定年月日：昭和58年10月27日

指定基準：6 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡

【富田地区】

群馬県前橋市富田町字宮下	720番
【二之宮地区（東山畠地点）】	
群馬県前橋市二之宮町字上ノ坊	451番
同 二之宮町字東山畠	484番の1、484番の2、485番
同 荒子町字元屋敷	633番、639番、640番の1、647番、648番
同 荒子町字諭訪前	652番、653番 右の地域内に介在する道路数（県道大胡・伊勢崎線に係る部分を除く。）を含む。

【飯土井地区】

群馬県前橋市飯土井町字嘉祥	543番、559番、560番の6、560番の7、560番の8
同 西大室町字下蛭沼	1225番の3、1226番の2、1243番の3 右の地域内に介在する道路数及び水路数を含む。

【東大室地区（西神沢地点）】

群馬県前橋市東大室町字西神沢	243番の1のうち実測282.25m ² , 243番の2のうち実測623.89m ² , 243番の5のうち実測371.42m ² , 243番の6のうち実測212.49m ² , 243番の7, 244番のうち実測410.77m ² , 245番のうち実測871.92m ² , 246番の1のうち実測33.30m ² 1356番の1のうち実測23.70m ² , 1369番の2のうち実測337.21m ² , 1369番の3のうち実測47.47m ² , 1369番地の4のうち実測20.28m ² , 1369番の17のうち実測118.32m ² , 1377番
右の地域内に介在する道路数（東大室町字西神沢244番の西側に接する道路数のうち実測69.65m ² を含む。）を含む。	

【東大室地区（下神沢地点）】

群馬県前橋市	県営は場整備事業荒砥南部地区における仮換地第六工区 289番、同290番、同314番の1、同314番の2、同315番の2
--------	---

【赤堀地区】

群馬県佐波郡赤堀町字下触牛伏	213番、214番の1、214番の2、215番、216番、217番、乙217番の1、乙217番の2、乙217番の3、乙217番の4、丙217番、218番、219番の1、219番の2、219番の3、220番、221番、222番、223番、234番、235番、甲236番の1、甲238番の1、238番の2、238番の3、238番の4、238番の5、238番の6、238番の7、239番、244番の1 右の地域内に介在する道路数および水路数並びに右の地域に接する水路数を含む。
----------------	--

説明：赤城南麓の台地上に、延長約12キロ、幅およそ20~25mに亘って残存する巨大な用水道構を女堀と呼んでいる。

起点は旧利根川河道に近接する前橋市上泉、終点は佐波郡東村西国定であり、上泉の標高97.5m、西国定の標高90m、わずか7.5mの落差しかないが、12キロに亘って堀と土手が連続的に確認でき、その規模の大さににおいて他に例を見ないものである。

昭和5年から群馬県教育委員会・前橋市教育委員会によって発掘調査が実施されているが、その結果、女堀は幅20~25mに亘って深さもおおむね4m前後、地表より深く広く掘削されていることが確認され、また特に中央部をさらに深く掘り通水溝を設けた部分もあることが判明した。つまり女堀は通水可能なレベルまで掘削されていることが明らかとなった。しかし通水そのものの痕跡は確認されず、最終的には全線の通水には成功しなかったものと判断される。女堀は全線に亘り大規模な掘削が行われたものの、現実には完成寸前に放棄されたものであろう。

女堀の開削にかかる文献は残されていない。発掘の結果、堀の部分に浅間山B火山灰層、即ち天仁元年（1108）浅間山噴火により堆積したと推定される火山灰層は検出されず、一方女堀掘削の排土の下に浅間B層が検出されたことから、その上限は12世紀とすることができる。下限については、取水口である利根川が現水路に移動する以前、つまり現桃木川が利根川本流であったときに工事が行われたものとして、14~15世紀よりは下らないとする考え方がある。

女塙の開削主体については諸説がある。つまり平安時代末期女塙流末に存在した瀬名荘の開発を目的に、在地領主藤原氏（秀郷流）が、あるいは鎌倉期、瀬名荘（当時は守護領）の開発を目的に守護（安達氏または北条氏得宗）が、あるいは平安末期、新田荘開発を目的に新田氏が、あるいは南北朝期、室町時代の守護上杉氏ないし宇都宮氏が、それぞれ開削したとする諸説である。

女塙は、長さ、幅の広さ、深さのいずれの点においても、当時としてはきわめて大規模であり、また台地上を等高線に沿って平行に掘られている点でも、技術的に注目すべきものがある。台地に刻まれた女塙は、当時の支配層及び農民が、その持てる技術の限界に挑みつつ、大量の労働力を投入して水田開発を推進しようとしたことを雄弁に物語る巨大な記念物である。今回は遺構の保存状態の良好な、前橋市内富田、二之宮、飯土井、東大室、赤堀村下触の五ヶ所を史跡に指定し、保存を図るものである。

（『月刊文化財』昭和58年1月号より。一部修正。）

2 追加指定

①指定年月日：平成6年8月15日

【二之宮地区（峰下地点・東山畠地点）】

群馬県前橋市二之宮町字峰下	228番の1、245番の1のうち実測743.98m ²
同 二之宮町字峯下	257番の1、257番の2のうち80.48m ² , 257番の3のうち実測126.94m ² , 258番, 259番の1のうち実測52.45m ²
同 二之宮町字宮後	289番の1のうち実測39.06m ² , 290番の1、 290番の2のうち実測69.72m ² , 291番のうち実測610.41m ² , 292番、300番、301番, 302番のうち実測1943.78m ² , 304番の1のうち実測13.03m ² , 305番の1、306番のうち実測125.33m ²
同 二之宮町	321番の1
同 二之宮町字宮後	350番の1のうち実測110.14m ² , 353番のうち実測1079.78m ²
同 荒子町字元屋敷	638番 638番の南側に接する水路敷実測73.48m ² を含む。
同 荒子町字葭沼	乙527番の4、乙527番の5、乙527番の6

【飯土井地区】

群馬県前橋市飯土井町	445番の1、445番の2
同 飯土井町字嘉祥	560番の3、560番の4、560番の5、560番の15、560番の16 右の地域内に介在する道路敷（560番の8の南側に接する道路敷実測 79.76m ² を含む。）及び水路敷を含む。

（解除）【二之宮地区（東山畠地点）】

群馬県前橋市荒子町字元屋敷	633番
---------------	------

説 明：女塙は、古代末期に赤城山麓に開削された未完成の用水遺構で、上泉（桃木川を取水口と考えた場合）を起点とすれば全長12キロメートル強となる。現在このうち保存状況の良好な5か所、全長およそ1.5キロメートルが指定されている。今回左記の3か所（4地点）を追加指定するとともに1か所を解除する。

①女塙沼全体と土手の一部。全長約800メートルあり、遺構の保存はきわめて良好で塙部分は養魚場、土手部分は山林となっている。②二之宮地区的土手部分③飯土井地区的土手、塙の部分（2か所）

以上はいすれも58年指定時地権者の指定についての了承が得られなかった部分である。また、二之宮地区的1か所（一筆）は、旧状をとどめていないため解除する。

（『月刊文化財』平成5年6月号より。）

②指定年月日：平成9年9月11日

【赤堀地区】

群馬県佐波郡赤堀町大字下触字牛伏 224番、225番、228番の1、238番の5、238番の8、238番の9、
238番の10、240番の1、241番の1、乙241番、244番の2、
226番の2に南接する道路敷
次に掲げる地域に接する道路敷及び水路敷
224番、225番、228番の1、240番の1、241番の1、乙241番、
244番の2

説明：女堀は、古代末期に赤城山麓に開削された未完成の用水道構である。全長は前橋市上泉を起点とし、佐波郡東村西国定にいたる12kmに及び、古代末期の東国領主層による大規模な土地開発の状況を示す貴重な遺跡として、保存状態の良好な5か所、延長1.5kmについて史跡に指定し、その保存を図っている。

今回は、このうち一部である赤堀町下触地区について地域を追加して指定し、既指定地を一体としてその保存を図るものである。

③指定年月日：平成28年10月3日

【二之宮地区（峰下地点）】

群馬県前橋市二之宮町峰下 227番1、229番1、244番2、245番2のうち実測58.85m

【東大室地区（下神沢地点）】

同 前橋市東大室町 220番のうち実測1773.24m、423番4のうち実測113.37m

【赤堀地点】

同 伊勢崎市下触町

233番のうち実測328.23m、236番2、236番3

群馬県伊勢崎市下触町228番1と同233番に挟まれる道路敷のうち実測49.44m、同236番2と同238番87に挟まれる道路敷のうち実測18.03mを含む。

説明：群馬県赤城南麓の台地上に延長約13km、幅およそ15~30mにわたって残存する巨大な用水道構を「女堀」と呼んでいる。

その起点は旧利根川河道に近接する前橋市上泉町、終点は伊勢崎市田部井町であり、上泉の標高が97.5m、田部井の標高が90mで、わずか7.5mの落差しかないが、13kmにわたって堀と土手が断続的に確認でき、その規模の大きさにおいてほかに例を見ないものである。

昭和4年から群馬県教育委員会、前橋市教育委員会によって発掘調査が行われ、その結果、先述の規模のほか、深さおおむね4m前後にわたって掘削されていること、掘削途中を示す小間割が残されていること、通水そのものの痕跡がないことが確認された。このように、長さ、幅の広さ、深さなどいずれの点においても大規模であり、台地上を等高線にほとんど掘られている点でも土木工学的に注目すべきことであることから、道構の保存状態が良好な部分である、前橋市富田、二之宮、飯土井、東大室、赤堀村（現伊勢崎市）下触の各地区が昭和58年に史跡に指定され、その後、平成6年には二之宮、飯土井、平成9年には赤堀の各地区の一部がそれぞれ追加指定された。

開削の時期についての文献は残されておらず、指定前の発掘調査の結果、堀の部分に天仁元年（1108）に浅間山の噴火により堆積した浅間山Bテフラが検出されず、女堀の堀削削排土の下に浅間山Bテフラが検出されたことから、12世紀以降と考えられていたが、平成12~15年に行われた前橋市荒砥前田Ⅱ遺跡や平成23年に行われた伊勢崎市赤堀地区発掘調査において、女堀削削排土下の浅間

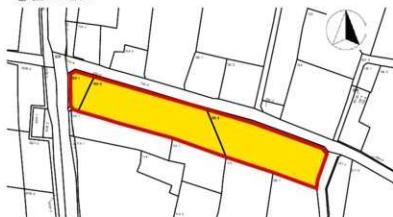
山Bテフラの上位に浅間柏川テフラが確認されたことにより12世紀中頃から後半と考えられている。

女堀の終末地点である伊勢崎市田部井町はこのころに仁和寺法金剛院領である潤名莊の範囲内であったと考えられ、女堀の開削もこの莊園の開発と関係があったと推定されている。また、近年の伊勢崎市教育委員会による発掘調査の結果、小間割が残されており未完成であったことが再確認でき、堀の両側に置かれた排土の範囲も順次確認されてきている。

今回は、前橋市の二之宮地区、東大室地区、伊勢崎市の赤堀地区の条件の整った部分を追加指定し、保護の万全を図るものである。

(『月刊文化財』平成28年9月号より。一部修正)

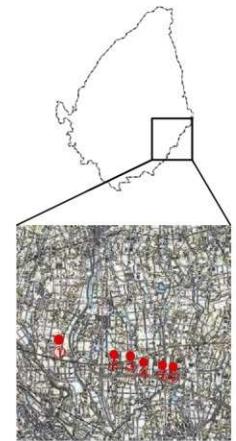
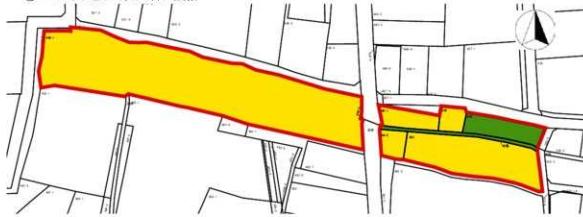
①富田地区



②二之宮地区峰下地点



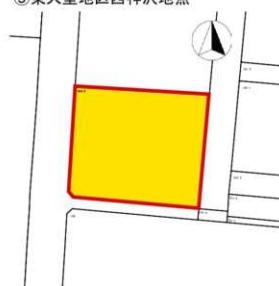
③二之宮地区東山畑地点



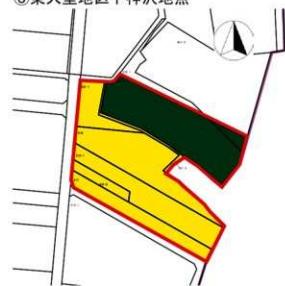
④飯土井地区



⑤東大室地区西神沢地点



⑥東大室地区下神沢地点



指定年度

- : 昭和 58 年度
- : 平成 6 年度
- : 平成 28 年度

0 100m

図 2-7 各地区的指定年度

(5) 指定にいたる調査成果

昭和50年代に圃場整備事業に伴って群馬県教育委員会が発掘調査を実施し、遺跡解明の端緒となった。昭和54～57年にかけて前橋市域の6地点で女堀の発掘調査が行われ、以下のような事柄が明らかとなった。

- ①前橋市上泉町の桃ノ木川または藤沢川を取水口とし、伊勢崎市田部井町（旧佐波郡東村西国定）を終点とする全長約13kmにおよぶ農業用水路造構であること。
- ②掘削排土の下位から浅間Bテフラを含む畠が検出されたことから、その開削時期は12世紀中頃と想定されること。
- ③工法としては断面逆台形に掘削し、中段中央部に通水溝を通すものであること。
- ④調査の結果工区境とみられる箇所が確認されたため、工事は大・中・小の工区を設定した分担が想定されること。
- ⑤開削者は源氏の領主である源氏とし、火山災害によって荒廃した水田の再開発であること。
- ⑥全線で掘削が行われたものの測量技術上の問題や内政問題、自然災害などにより中断・放棄されたこと。

また、前橋市でも昭和56年に圃場整備に伴う富田地区での発掘調査が実施され、女堀とその掘削排土が確認された。

その後平成12～15年にかけての荒砥前田II遺跡の発掘調査や、平成23年からの伊勢崎市教育委員会による女堀の範囲内容確認調査において、掘削排土下の浅間Bテフラの上位に間層を挟んで浅間鉢川テフラが検出されたことにより、女堀の開削時期に新たな検討材料が加えられることとなった。また、平成18年に発掘調査を実施した石関西田遺跡では、排水処理溝や小間割が確認されている。

平成23年度から伊勢崎市教育委員会により実施されている範囲内容確認調査では、新たに排土範囲が確認されるなど、史跡の新たな知見と課題が浮き彫りにされている。



写真2-1 女堀航空写真（二之宮地区峰下地点）



写真2-2 女堀航空写真
(飯土井地区より東を望む)



写真 2-3 工事が完成している工区 (飯土井地区嘉祥)



写真 2-4 工事が中断された工区 (二之宮地区上ノ坊)



写真 2-5 掘削排土下の畠と作業道 (東大室地区)



写真 2-6 大小の小間割 (東大室地区)



写真 2-7 掘削排土の土層断面 (伊勢崎市赤堀地区)

(6) 指定地の状況

前橋市では、史跡指定後の昭和58年より順次公有化を進め、公有化率は94.2%におよぶ。現在も継続的に公有化を進めている。

指定面積 62,395.27m² (前橋市分)

(内訳) 市有地 58,784.27m²

民有地 3,611m²

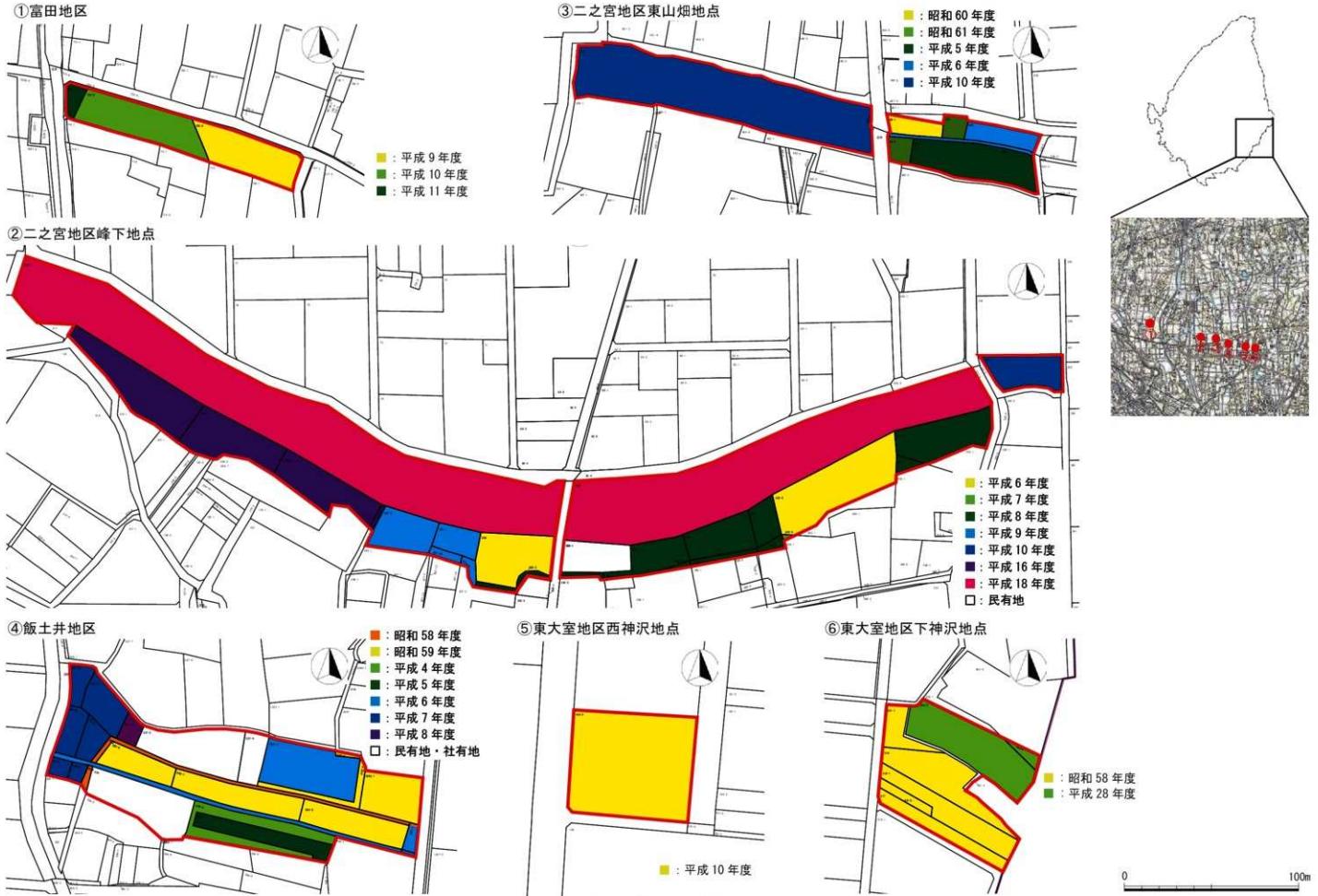


図 2-8 各地区的公有化状況

第5節 史跡の周辺環境

(1) 前橋市の地勢

1 地形・地質

前橋市は、群馬県の中央部よりやや南に位置し、東京から北西約100kmの地点にある。市域は、東西約20km、南北約27kmで、面積は311.59km²におよぶ。地形・地質の特徴から、前橋市の地域を大別すると、北部の赤城火山斜面および火山麓扇状地（赤城山麓）と、南西部の洪積台地面（前橋台地）、これらにはさまれて北西～南東方向に地溝状に広がる沖積低地（広瀬川低地帯）、そして市を東西に分断して南流する現利根川の氾濫原の4地域に区分される。

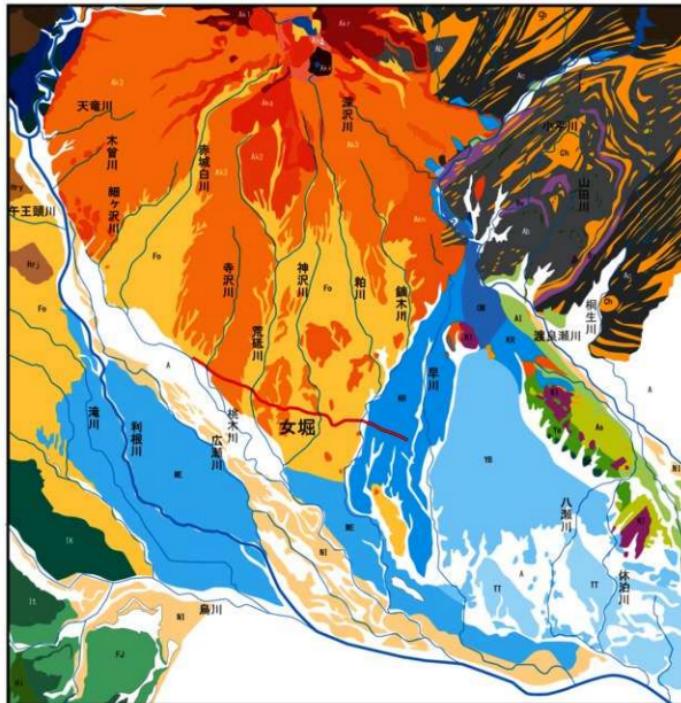
県中央部に位置し雄大な裾野を持つ赤城山頂までを市域とし、前橋市の最高標高は黒檜山南面の1,828mにおよぶ。赤城山南麓に形成された赤城火山斜面および火山麓扇状地に沿って北から南に向かって緩やかな傾斜となり、市の中央部から南部にかけては、標高100m前後の関東平野が広がり、最低標高は下阿内町の64mとなる。

女堀が所在する赤城山南麓は、藤沢川や荒砥川、神沢川、粕川といった中小河川の流下によって樹枝状に解析され、微視的には台地と沖積地が複雑に入り組んだ起伏に富んだ地形となっている。

女堀は、赤城山南麓の裾野にあたる前橋市上泉町から伊勢崎市田部井町（旧佐波郡東村西国定）にかけての全長約13kmにおよぶ。取水源は前橋市上泉町地点の桃ノ木川や藤沢川が想定され、樹枝状の解析谷と、泥流堆積物層の原形面が残る地形を、ほぼ標高95mの等高線に沿った形でその流路を東に取る。さらに、赤城山火山麓扇状地の東に広がった、旧渡良瀬川により形成された大間々扇状地へと至り、乏水地である大間々扇状地の扇尖部にあたる桐原面にある伊勢崎市田部井町（旧佐波郡東村西国定）まで連続して遺構が確認されている。

2 気候

北西に連なる赤城、上信越の山々に囲まれ、やや内陸性を帶びて降雨量は少ない。気象庁発表の過去30年の気象データ（1981～2010年）でみると、年間の平均気温は14.6°Cであるが、1月の平均気温が3.5°Cに対し、8月の平均気温は26.4°Cとなり、寒暖差が大きく四季の変化に富んでいるのが特徴である。例年11月から翌年4月にかけて晴天が多く、北西の季節風が吹き、特に冬期は「赤城おろし」と呼ばれる強い風が吹く。6月から8月にかけては南東の風が吹き、気温も高く、激しい雷が起こる。また、近年夏季を中心に狭い地域で大量に降る集中豪雨も発生し、台風などとともに史跡にき損をおよぼす事態も発生している。



■■■■■■■■■■■■■■ 赤城山噴出物 (Akk Ak4 Ak3 AkA Ak2 Akr Ak1 Akn) ■■■ 棒名山噴出物 (Hry Hrj) ■ 山麓堆積物 (Fo) ■ 大間々面 (OM) ■ 桐原面 (KR) ■ 相生面 (AI) ■ 蔽塚面 (YB) ■ 館林・邑楽台地 (TT) ■ 前橋台地 (ME) ■ 高崎台地 (TK) ■ 藤岡台地 (FJ) ■ 自然堤防堆積物 (NI) □ 沖積 (A) ■■■ 足尾群層 (Ab AS Ac) ■ 黄塚層 (Ya) ■■ 板花層 (It) ■ 原市層 (Hi) ■ 菴塙礫層 (Sg) ■■■ 異地性岩体 (Ch Bv) ■ 金山流紋岩類

図 2-9 史跡周辺の地質と主要な水系 (群馬県地質図作成委員会 (1999) より作成)

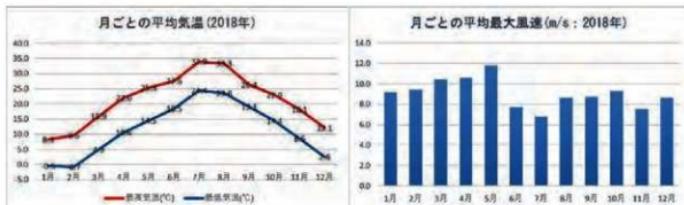


図 2-10 月ごとの平均気温と最大風速 (2018 年)

3 動植物相

①概 要

史跡女塙が所在する城南地区は前橋市の南東部に位置し、その大部分が農地となっている。樹林としては、社寺林や屋敷林など小面積のものが地区内に点在しているほか、前橋市西大室町にある大室公園や乾谷沼、荒口町にある前橋総合運動公園の周辺に広葉樹林やアカマツ林が一定面積分布しており、外来種や用材種の樹木も多いながら重要な景観資源を形成している。

地区内には桃ノ木川や寺沢川、荒砥川、神沢川、粕川といった多くの中小河川が流下するほか、乾谷沼や五料沼などの溜池が点在しており、豊かな自然環境に支えられて生物相の種類も豊富である。特に大室公園周辺では、鳥類44種、小動物10種、昆虫162種、植物268種、魚類5種、水生生物10種が確認されており、オオタカやイタチ、トウキョウダルマガエル、ウキゴリなど絶滅のおそれのある貴重種も多く確認されている。大室公園よりやや西側に位置する荒砥川流域では、鳥類34種、小動物14種、昆虫212種、植物199種、魚類7種、水生生物22種が確認され、大室公園付近同様生物相の種類が豊富であり、豊かな自然環境を裏付ける。

②植 生

これまで史跡指定地内の植生調査が未実施であり、植生管理のための基礎データの収集的目的として、本計画策定にあたり樹木の植生状況調査を行った。調査地は、指定地内に樹木が繁茂している二之宮地区峰下地点および飯土井地区の2地点とした。調査対象は胸高直径10cm以上の樹木とし、調査項目は樹種・樹高・胸高直径とし、分布図の作成を行った。分布図の作成にあたっては、樹種を4大別の上色分けしてプロットした。

- ①外来種：ニワウルシ、ハリエンジュなど。
- ②人工林：スギ、ヒノキなど。
- ③自然林：群馬県『群馬県植物誌 改訂版』(1987)にて産量が「普通」「やや普通」とされたもの。ムクノキ、コナラ、エノキなど。
- ④その他：群馬県『群馬県植物誌 改訂版』(1987)にて産量が「まれ」「ややまれ」とされたもの。シロダモ、キハダなど。

【二之宮地区峰下地点】

調査の結果本地点では38種857本が確認された。調査地点の樹木全体に占める割合としては、ムクノキやコナラなどの「自然林」が64.9%、シロダモ、キハダなどの「その他」が2.9%と、両者合計で全体の約7割を占め、良好な自然環境が維持されているといえる。一方、ハリエンジュなどの「外来種」は23.9%、スギやヒノキなどの「人工林」は8.1%を占めている。ニワウルシなどの外来種は非常に繁殖力が高く、特にハリエンジュは地下茎を張って周囲に分布するため、撤去しない場合には本数の増加のみならず自然林の生育にも影響を与える、全体の割合の増加が予測される。

次にそれぞれの分布をみると、「自然林」は南北の掘削排土部分全体に分布し、これに混じるような形で「その他」がまばらに分布している。「人工林」は南側掘削排土東部と中央部に密集して分布しており、掘削排土南側の住宅の防風林として植栽されていたと考えられる。「外来種」も南北の掘削排土部分全体に分布するが、特に北側の分布が密で、堀法面にも生育している。ハリエンジュやニワウルシなどの外来種は非常に大きく成長するため、倒木などが発生した場合史跡をき損するおそれがあり。

【飯土井地区】

調査の結果本地点では12種85本が確認された。調査地点の樹木全体に占める割合としては、ムクノキやエノキなどの「自然林」が69.4%と全体の約7割を占める。南北の掘削排土部分全体に分布しており、二之宮地区峰下地点同様良好な自然環境が維持されていると言える。一方、「人工林」としたマグワは北側掘削排土の西端に密集して分布し、樹木全体の29.4%を占める。養蚕のために植えられていたものが野生化したと考えられる。「外来種」としては南側掘削排土部分にてニワウルシが1本のみ確認されたものの、その繁殖力から今後増加するおそれがある。

今回の調査の結果、両地点とも「自然林」および「その他」の合計が約7割近くを占め、里山の良好な自然環境を維持していることが確認された一方、「外来種」も一定量分布していることが明らかになった。特に二之宮地区峰下地点では全体の1/4を占め、堀法面や掘削廃土斜面に生育しているものが多く、倒木により史跡のき損が生じるなど、伐採除去が喫緊の課題といえる。なお、今回草本類の調査を行うことができなかつたため、今後実施して適切な植生管理を図る必要がある。

荒砥川流域の代表種

二 四 標		経年年齢
鳥	カツギ、チロのサセ、ヒビ、フランジ、セキセキ、アゲハザシ、ホシヨリ	40-10
小動物	トウモロコシズメ、アマミズメ、イタチ、カラヘビ、アマガエル、ホシヨリ	H22
昆蟲	アシナガバチ、アシナガバチ、アマミズメ、シロアリ、シロアリ	W8-1
植物	カラシソウ、シカツソウ、カツラソウ、シロアリソウ、シロアリソウ、シロアリソウ	W8-1
魚類	エヌマ、ヒギ、タラコスメレ、シロタマシ、ウツボ、ヒギ、ヒギ	H19
鳥類	ツルメガモ、ツルメガモ、ツルメガモ、ツルメガモ、ツルメガモ	H21
水生生物	スジヒメ、シロヒメ、シロヒメ、シロヒメ、ヒメヒメ、ヒメヒメ	H21

五料沼周辺の代表種

二 四 標		経年年齢
鳥	オオナガハクセキ、カルガモ、カモガモ、コブシカモ、カイツブリ、ホシヨリ	40
小動物	トウモロコシズメ、アマガエル、トドギ、アマガエル、ホシヨリ	H17
昆蟲	ホシヨリガムシ、ホシヨリガムシ、ホシヨリガムシ、ホシヨリガムシ、ホシヨリガムシ、ホシヨリガムシ	W8-10
植物	エナガ、カラス、シラサギ、シラサギ、シラサギ、シラサギ	H19
魚類	ツブテ、ツブテ、ツブテ、モコモコ、トウカシモモコ、ツブテ	W8-10
水生生物	スジリヌカ、スジリヌカ、スジリヌカ、スジリヌカ、スジリヌカ、スジリヌカ	W8-10

寺沢川流域の代表種

二 四 標		経年年齢
鳥	オオハクセキ、ホシヨリ、ヒビ、ホシヨリ、ホシヨリ、ホシヨリ	W8-10
小動物	トウモロコシズメ、アマガエル、カラヘビ、アマガエル、ヒギ、カラヘビ、カラヘビ	H22
昆蟲	アシナガバチ、アシナガバチ、シロアリ、シロアリ、シロアリ	W8-10
植物	シロアリソウ、シロアリソウ、シロアリソウ、シロアリソウ、シロアリソウ、シロアリソウ	W8-10
魚類	カワハギ、カワハギ、カワハギ、カワハギ、カワハギ、カワハギ	W8-10
水生生物	シロヒメ、シロヒメ、シロヒメ、シロヒメ、シロヒメ、シロヒメ	W8-10

桃ノ木川流域の代表種

二 四 標		経年年齢
鳥	カツギ、スズメ、ミケトリ、チオウシダガラ	H20
小動物	アマガエル、アマガエル、ヒギ、ヒギ	H22
昆蟲	アシナガバチ、アシナガバチ、シロアリ、シロアリ、シロアリ	W8-10
植物	シロアリソウ、シロアリソウ、シロアリソウ、シロアリソウ、シロアリソウ	W8-10
魚類	ヒメハクセキ、ヒメハクセキ、ヒメハクセキ、ヒメハクセキ、ヒメハクセキ	W8-10
水生生物	シロヒメ、シロヒメ、シロヒメ、シロヒメ、シロヒメ、シロヒメ	W8-10

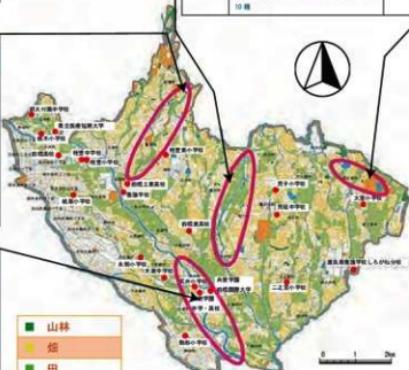


図 2-11 史跡周辺の環境と代表種

(「前橋市環境基本計画 (H25)」・前橋市 HP 「いきものギャラリー」より作成)

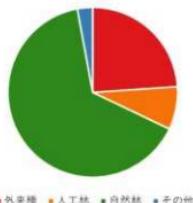
二之宮地区峰下地点

No.	分類	樹種	本数	小計(割合)
1	外来種	シユロ	24	
2		ニワウルシ	94	
3		ハリエンジュ	86	
4		モクレン	1	
5	人工林	スギ	59	
6		ヒノキ	11	70(8.1%)
7	自然林	アカメガシワ	21	
8		エゴノキ	22	
9		エノキ	48	
10		オニグルミ	1	
11		カキノキ	9	
12		カジカエデ	2	
13		クスギ	12	
14		クリ	2	
15		ケヤキ	14	
16		コナラ	103	
17		シラカシ	90	
18		ヌルデ	8	
19		ネコヤナギ	2	
20		ネズミモチ	1	
21		ネムノキ	1	
22		ハリギリ	5	
23		フジ	10	
24		マルバヤナギ	3	
25		ミズキ	2	
26		ムクノキ	181	
27		ヤブツバキ	7	
28		ヤマザクラ	8	
29		ヤマネコヤナギ	5	
30	その他	オノエヤナギ	1	
31		カジノキ	2	
32		キハダ	3	
33		コゴメヤナギ	1	
34		シロダモ	6	
35		シロヤナギ	2	
36		センダン	2	
37		タブノキ	3	
38		ヒサカキ	5	
	合 計		857	857

飯土井地点

No.	分類	樹種	本数	小計(割合)
1	外来種	ニワウルシ	1	1(1.1%)
2	人工林	マグワ	25	25(29.4%)
3		エノキ	17	
4		クヌギ	4	
5		クリ	3	
6		コナラ	2	
7	自然林	サンショウ	1	
8		シラカシ	1	
9		ツルウメモドキ	1	
10		ヌルデ	2	
11		ネムノキ	3	
12		ムクノキ	25	
	合 計		85	85

二之宮地区峰下地点



飯土井地区



表2-1 植生状況調査結果

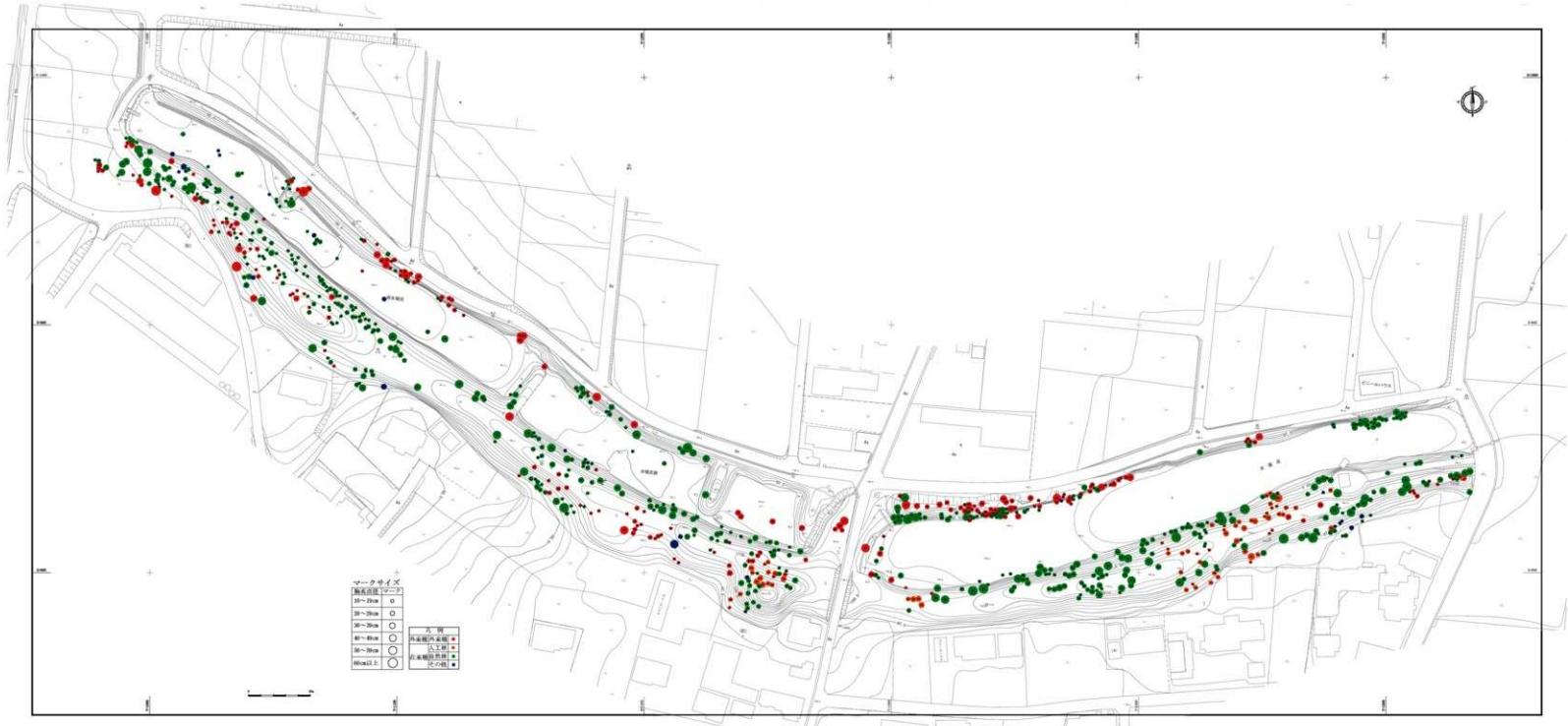
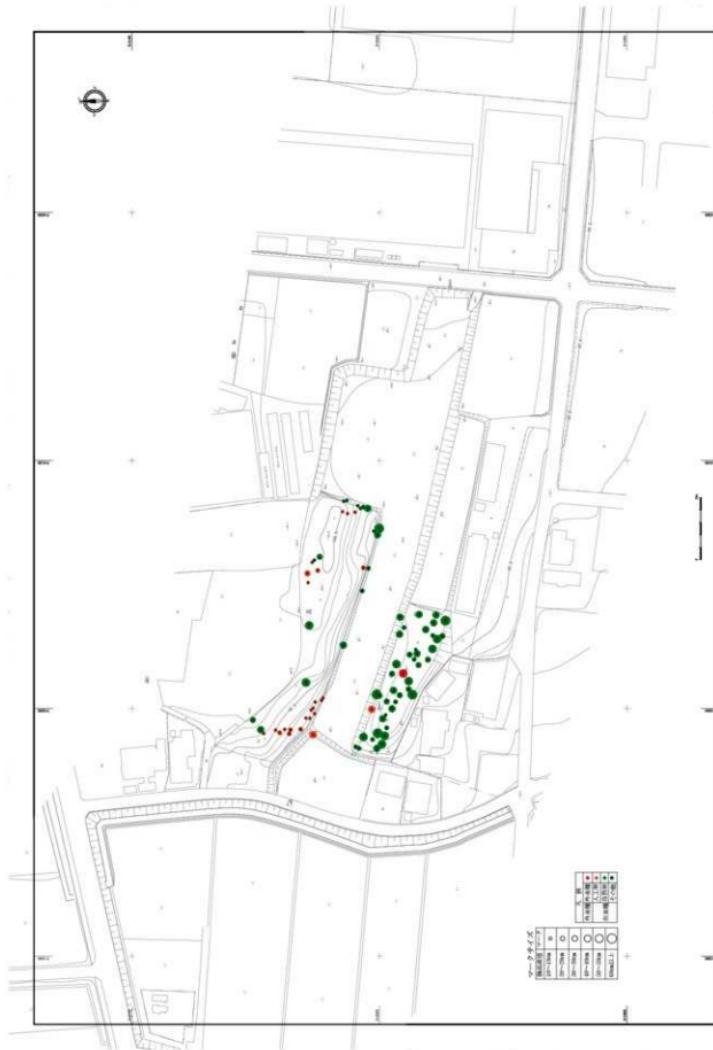


図 2-12 植生園（二ノ宮地区峰下地点）

図 2-13 植生図(瓶土井地区)



(2) 歴史的環境

前橋市では旧石器時代から近世にかけての数多くの歴史遺産が存在し、往時の様子を今に伝える。ここでは女堀周辺地域の歴史的環境について、主に発掘調査が実施された遺跡の様相から概観する。

【旧石器時代～弥生時代】

赤城山南麓地域～大間々原状地では旧石器時代の遺跡の検出例が非常に多く、いわゆる「暗色帶」に出土層位を持つ県内最古の群馬Ⅰ期から、浅間大窪沢テフラ～浅間板鼻黄色テフラに出土層位を持つ旧石器時代最終末の群馬Ⅴ期まで枚挙にいとまがない。環状ブロック群が検出され、該期の集落研究の画期をもたらした下触牛伏遺跡¹⁾や、楡先形尖頭器製作の大規模拠点である武井遺跡²⁾、湧別技法による細石刀製作を行い、荒屋型彫器が伴う頭無遺跡³⁾など研究上重要な遺跡も多い。赤城山の南麓一帯は、中小河川や湧水点も多く多様な自然環境に恵まれており、平野部と山間部を結ぶ地理上の結節点であったことから、多くの遺跡が残されたものと考えられる。

続く縄文時代も、時期によって増減はあるものの引き続き遺跡数は非常に多く、小河川流域の台地縁辺部や開析谷の谷頭周辺に多い傾向がある。微隆起線文土器や局部磨製石斧など草創期の遺物を出土した小島田八日市遺跡⁴⁾や、県内でも出土事例が少ない早期中葉～後葉にかけての良好な土器群を出土した頭無遺跡⁵⁾、中期後半の大規模集落である上ノ山遺跡⁶⁾、後期初頭～前葉の敷石住居が出土した荒砥二之坂遺跡⁶⁾、後期中葉の住居や配石遺構が検出された横俵大道遺跡⁷⁾などがある。

縄文時代後期以降遺跡数は漸減し、弥生時代に至っても比較的少ない。中期後半の遺跡としては荒砥北三木堂遺跡⁸⁾や荒砥島原遺跡⁹⁾、後期の遺跡としては富田宮下遺跡¹⁰⁾や荒砥前田Ⅱ遺跡¹¹⁾などで住居跡が検出されているがその数は少なく、集落規模も小さいものであったと考えられる。

【古墳時代】

古墳時代に入ると遺跡数は急激に増加し、谷頭周辺や小河川周辺の台地縁辺部に集落が築かれる。集落跡としては富田宮下遺跡¹⁰⁾や柳久保遺跡群¹²⁾などがあり、居住域に隣接して周溝墓などの墓域も確認されている。また、二之宮千足遺跡¹³⁾では前期～中期にかけての浅間Cテフラ～榛名二ツ岳テフラの上下面で5面の水田が検出され、荒砥天之宮遺跡¹⁴⁾では浅間Cテフラを鋤込んだ畠が確認された。中期になると、前期から継続する集落と新たに形成される集落が作られるようになる。前者の遺跡には荒砥前田Ⅱ遺跡¹¹⁾や柳久保遺跡群¹²⁾があり、後者の遺跡には荒砥天之宮遺跡¹⁴⁾などがある。荒砥天之宮遺跡では溜井が確認されており、新たな灌漑技術の導入によって生産域を拡大させ、集落を展開したと推定されている。女堀周辺では古墳時代前期にさかのぼる古墳は確認されておらず、中期後半になって赤堀茶臼山古墳¹⁵⁾や今井神社古墳¹⁶⁾などの大型前方後円墳が出現し、白藤古墳群¹⁷⁾などの初期群集墳が作られるようになる。後期では、中期までに成立した集落がさらに拡大し、柳久保遺跡群¹²⁾などで大規模な集落が確認されている。安定した生産基盤に支えられ、前二子古墳・中二子古墳・後二子古墳を中

心とした大室古墳群¹⁸が赤城山南麓地域に繼起的に築かれた。

【古代】

現在の群馬県域は、律令制下の上野国に相当し、女塙の路線は勢多郡から佐位郡にかけての地域にあたると考えられる。上西原遺跡¹⁹は、方形区画内に基壇建物や掘立柱建物などが整然と配置され、「勢」印を持つ瓦や飾金具、塑像、瓦塔など特殊遺物が出土しており、寺院や勢多郡衙の一部と推定される。また、三軒屋遺跡²⁰では礎石建物や掘立柱建物が多く検出され、総柱式の八角建物は「上野国交替実録帳」記載の「八面甲倉」と一致することから、佐位郡正倉跡として史跡指定されている。

高崎市山名町に所在する特別史跡山上碑は、681年に放光寺の僧である長利が母の黒発尼^{くろゆき}のために建てた追善供養碑であるが、母方の系譜に「新川臣」や「大児臣」など赤城山南麓の地名を持つ氏族の名が見える。また、茂木山神II遺跡²¹では「大兒万歳口」と墨書きされた环が出土していることから、赤城山南麓における「大兒（大胡）」の地名や地名を有する氏族の存在は古代以前にさかのぼると考えられる。

集落跡は、古墳時代から継続するものが多いが、新たに住居域とする集落も見られ、集落規模や密度も増加傾向にある。これは、古墳時代に開拓された水田のみならず、奈良時代から平安時代にかけて新たに水田として開拓された結果と考えられる。すでに沖積地の多くが開発され、荒砥諫訪西遺跡²²では微高地まで開田するなど生産域が拡大している。荒砥前田遺跡²³や荒砥宮田遺跡²⁴では、『類聚国史』に記載された弘仁9年（818）の地震により引き起こされたとみられる洪水堆積物で埋没した水田が確認されている。また、天仁元年（1108）に噴出した浅間Bテフラにより被覆した水田は広く検出されており、富田宮下遺跡¹⁰、荒砥大日塚遺跡²⁵、二之宮谷地遺跡²⁶、荒砥天之宮遺跡¹⁴などがある。荒砥前田遺跡²³では、用水路が破壊されて維持できなくなった水田の上面から、火山噴出物を鋤込んでつくられた畠が検出され、女塙でも掘削排土下で浅間Bテフラ降下後まもなく作られた畠が検出されている。

【中世】

天仁元年（1108）の浅間山の噴火を契機として、上野国内では荘園開発が活発化し、赤城山南麓地域でも相次いで荘園が成立する。淵名荘は、佐位郡一帯に広がる大規模荘園で、大治5年（1130）に造営された仁和寺の一院で、鳥羽上皇の妻后である待賢門院璋子の御願寺である法金剛院の所領である。現地の開発領主は淵名氏とされ、女塙は立莊に伴う大規模開発の様子を雄弁に物語る。その後淵名氏は源平内乱の過程で没落し、淵名荘には「淵名季時」を称する中原季時が入り、淵名荘を所領としていたと考えられる。季時は元久2年（1205）には京都守護として上洛しているが、その後の様子は定かではない。

淵名荘の東に隣接する新田荘は、新田郡一円に立莊された大規模荘園で、保元2年（1157）に鳥羽上皇が金剛心院の御願寺領として荘園化し、新田氏が開発領主となった。新田荘は、總持寺や東照宮・生品神社などの寺社境内や、反町館・江田館などの館跡、重殿水源・矢太神水源といった湧水地など11遺跡から構成される「新田荘遺跡」²⁷が往時の様子を伝える。

大室荘や大胡郷も、淵名荘と同様に11世紀後半以降に赤城山南麓地域に留まり所領形成を

行った秀郷流藤原氏によって成立したと考えられる。開発領主である大室氏や大胡氏は当初同じ藤原姓の足利忠綱とともに平家方に従軍していたが、12世紀後半の治承・寿永内乱期に藤原姓足利氏が滅亡すると、大室氏や大胡氏らの藤姓一族は頼朝に帰属したとみられる。大胡隆義は在京中に法然に帰依して帰国し、子の実秀とともに念佛の信者となった。法然から大胡氏に与えられた手紙は、後に大胡消息と呼ばれ、淨土宗の教義上重要な文献となっている。山上僧の行仙が残した『念佛往生伝』には、「赤堀の紀内男」や「大胡小四郎秀村」、「細井尼」など赤城山南麓地域の地名を持つ人々の往生の様子が記載され、念佛信仰が根を下ろしていた様子を伝える。

その後鎌倉幕府滅亡の際大胡氏や赤堀氏は幕府方に与同したため所領を没収されたが、觀応の擾乱には尊氏方として参戦し、那波合戦の際には尊氏派として侵攻してきた宇都宮氏綱軍に加わって直義方の軍勢を破り、所領を安堵されている。以降両氏は戦国期まで活動の様子が見られる。赤堀城は赤堀氏の居城と伝えられ、南北350m、東西170mの規模を持つ。中世の城跡としては、大室城²⁸や、伊勢崎城の前身とされる赤石城²⁹、天幕城³⁰などがある。このほか二之宮町内では、二之宮環濠遺跡群として複数の館跡が確認されており、二宮赤城神社³¹では堀や土塁が良好に遺存しており館跡であったと考えられる。また、二之宮宮下西遺跡³²は中世～近世の建物跡や堀、庭園などが検出されている。

墓域としては、東原遺跡³³で59基の中世墓が検出され、荒砥川沿いの斜面をテラス状に造成した場所に火葬墓群を形成している。五輪塔や板碑、骨臓器などが出土しており、板碑には徳治3年（1308）、元亨元年（1321）など14世紀代の年号が刻まれたものが出土している。また、鶴ヶ谷遺跡³⁴では20基の墓が検出され、板碑や骨臓器を伴うものや、素掘りの墓壙が確認されている。

【近世以降】

天正18年（1590）徳川家康の関東入国に際して、上野国は江戸城の防衛拠点として重視され、家康の側近の臣家が数多く配置された。前橋城³⁵には甲府城代であった平岩親吉を配し、前橋藩が成立した。その後慶長6年（1601）には譜代筆頭の酒井忠が前橋城に入り、二代藩主の忠世は老中に就任して幕政の確立期に活躍し、四代藩主の忠清は大老に昇進して権勢を極めた。寛延2年（1749）九代忠恭の時に播磨国姫路城に移り、代わって入封したのは松平朝矩である。松平家は家康の次男結城秀康を祖とする名門であったが、利根川の浸食により城を維持することができず、明和4年（1767）武藏国川越城に移った。以降前橋には陣屋が置かれたが、商人たちを中心とした地元住民の努力により慶応3年（1867）に城が再築され、藩主直克が戻った。その後直方が跡を継ぎ廃藩置県を迎えた。

伊勢崎藩は、関ヶ原の戦いの後に加増されて1万石を領した稻垣長茂によって成立し、その後稻垣茂綱が越後国に転封されて、旧領は酒井忠世に与えられた。寛永14年（1637）前橋藩主酒井忠行が没すると、子の忠能が22,500石を分封されて伊勢崎藩が再興された。その後寛文2年（1662）忠能が信濃国小諸に移封されると再び前橋藩領となつたが、延宝9年（1681）に酒井忠清の子忠弘に2万石が分与されて三度伊勢崎藩が成立し、以降明治初年まで酒井氏が支配

した。

近世に入ると治水灌漑技術の発達により大規模な灌漑工事が行われるようになった。特に江戸時代前期は全国的に盛んに新田開発が行われ、大幅な農業生産の向上が図られた「大開拓時代」とされる時代であった。

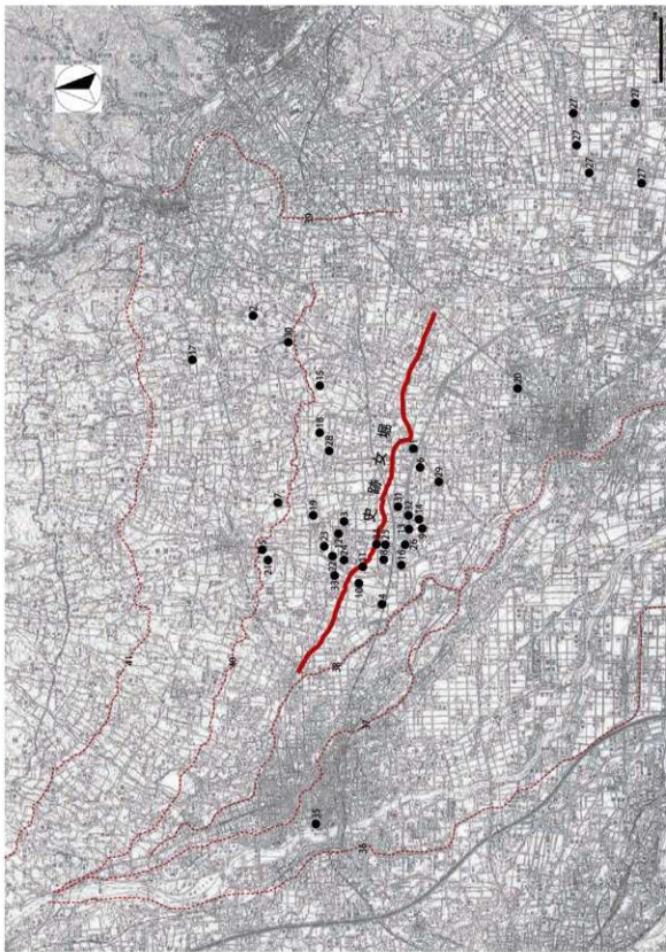
慶長9年（1605）には総社藩主秋元長朝により利根川より取水した天狗岩用水^[36]開削され、同15年（1611）には幕府代官頭の伊那備前守忠次が用水路を那波郡沼之上村まで延伸し、現在用水全長は35kmにおよぶ。広瀬川^[37]と桃木川^[38]の用水利用は、整備された年代は判然としないが、貞享元年（1684）の『前橋風土記』には記述がみられることから、江戸時代前期にさかのぼると考えられる。それぞれ前橋市関根町、渋川市北橘町真壁を取水口とし、一部人工水路を付設しつつ旧利根川跡をその流路としており、農民にとっては重要な用水であった。

岡上用水^[39]は、幕府代官である岡上景能が開削した用水路である。大間々扇状地の開発を企図して、みどり市大間々町付近の渡良瀬川から取水する用水路の開削を行い、寛文12年（1672）に完成した。その後取水制限などにより一時荒廃するものの、明治6年（1873）にはすべての整備が整って再興された。

上述の河川灌漑以外にも、古墳時代からの溜井灌漑も広く行われていた。現在ため池は群馬県内でも500か所以上が残されているが、分布の中心は赤城山南麓地域と鍋川流域である。農業用水の確保が難しい地域にとって重要な灌漑技術であった。史跡女堀飯土井地区も沼として利用されていたことが「飯土井村絵図」（天保14年（1843））により知られる。また、史跡女堀二之宮地区峰下地点では現在も一部水をたたえており、ため池や養魚場として利用されていた。

現代にいたっても赤城山南麓地域の用水不足は解消されなかつたことから、大正7年（1918）に前橋市田口町から伊勢崎市赤堀町にいたる全長24kmに大正用水^[40]の建設が計画され、昭和27年（1952）に完成した。また、昭和47年（1972）には群馬用水^[41]が完成し、沼田市岩本町から取水して、赤城山の中腹をほぼ等高線に沿う赤城幹線は約33kmを流れ、桐生市新里町へといたる。両用水路は赤城山南麓地域の用水不足を大きく改善し、台地上でも水田開発が可能になるなど農業生産を大きく向上させた。なお、大正用水の開削計画の段階で、女堀の再利用案があったが、受益地が少なすぎることから廃案となっている。

図 2-14 主な遺跡の分布



(3) 史跡周辺地域の歴史文化遺産と観光施設

1 主な史跡・文化財

現在前橋市には、国指定文化財19件（重要文化財6件、史跡11件、天然記念物2件）、国登録文化財25件（有形文化財24件、有形民俗文化財1件）、国認定重要美術品8件、県指定文化財56件（重要文化財38件、史跡12件、無形民俗文化財2件、天然記念物3件、名勝1件）、市指定文化財243件（重要文化財140件、史跡45件、有形民俗文化財24件、無形民俗文化財21件、天然記念物13件）がある。ここでは、史跡女塙が所在する城南地区の文化財を中心とした指定文化財や史跡などを概観する。

①古墳・城館跡

古墳時代中期になると、赤城山南麓地域に古墳が築かれるようになり、多田山丘陵北端の小丘上部を整地して構築した帆立貝形の前方後円墳である赤堀茶臼山古墳（1 前方後円墳：59m／伊勢崎市史跡／伊勢崎市赤堀今井町）や、凝灰岩製の組合式石棺をもつ今井神社古墳（2 前方後円墳：70m／前橋市史跡／前橋市今井町）などがある。赤堀茶臼山古墳の後円部墳頂部には家形埴輪8棟を「コ」字状に配置し、埋葬施設は後円部に2基の木炭郭が設置され、神獸鏡や内行花文鏡、鉄劍、鉄斧、石製模造品などが出土している。

古墳時代後期には赤城山南麓地域の古墳数も増大し、大型前方後円墳も多く造られる。三代にわたって大型前方後円墳がつくられた前橋市西大室町に所在する大室古墳群（3 前二子古墳（前方後円墳：94m／国史跡）・中二子古墳（4 前方後円墳：111m／国史跡）・後二子古墳（5 前方後円墳：85m／国史跡）・小二子古墳（6 前方後円墳：38m／国史跡））は赤城山南麓の代表的な古墳群である。

終末期にいたって多くの古墳が残されており、一部切石を用いた石室を持つ荒砥富士山古墳（7 円墳：36m／県史跡／前橋市西大室町）や荒子杉山古墳（8 円墳：30m／前橋市史跡／前橋市荒子町）などがある。

城館跡としては、大室神社を本丸とし、三方を河川に囲まれた大室城跡（9 前橋市西大室町）があり、中世には白井長尾氏の家臣牧彌正が、江戸時代には酒井家家臣石川氏が居城とした。赤堀城跡（10 伊勢崎市史跡／伊勢崎市赤堀今井町）は、藤原秀郷の後裔とされる赤堀氏の居城で、南北350m、東西170mの規模がある。城中央にある一辺80mほどの本丸は、周間に高さ4mほどの土塁が残る。毒島城跡（11 伊勢崎市史跡／伊勢崎市赤堀今井町）は、東西150mほどで、本郭とこれを取り包む腰郭からなり、南西部中央に虎口を持つ。天幕城跡（12 伊勢崎市史跡／伊勢崎市磯町）は、南北400m、東西120mの規模を持ち、三方を河川に囲まれている。本丸の北・西面には現在も高さ4mほどの土塁が残り、城の構造には軍事的な要素が顕著である。

②仏像・石造物

市内には多くの名刹・古刹があり、美術的・仏教史的に重要な仏像が安置されている。無量寿寺の十一面觀音立像（13 前橋市重要文化財／前橋市二之宮町）は、桂材の一本造りで、平安時代の作品である。寺院創建の際に本山の護国院よりもたらされたとされ、觀音信仰の隆盛

を今に伝える。このほかにも寄せ木造りで鎌倉期の作とされる地蔵菩薩立像（14 前橋市重要文化財）がある。慈照院の千手觀音坐像（15 前橋市重要文化財／前橋市二之宮町）は鎌倉時代の作と推定され、二宮赤城神社の本地仏であったという。小島田の供養碑（16 前橋市重要文化財／前橋市小島田町）は、阿弥陀如来坐像が浮き彫りされ、仁治元年（1240）に橘清重が亡くなった子供を弔うために立てたことが記されている。同じく小島田の阿弥陀如来坐像（17 前橋市重要文化財／前橋市小島田町）は、光背裏面に延徳5年（1493）の銘が刻まれた石仏である。岡屋敷の阿弥陀三尊石仏（18 伊勢崎市重要文化財／伊勢崎市波志江町）は凝灰岩製の石仏で中央に如来坐像、両側面に脇土を配す。鎌倉時代末期の造立と推定される。香林の石造觀音菩薩坐像（19 伊勢崎市重要文化財／伊勢崎市香林町）も凝灰岩製の石仏で、南北朝期の作と考えられる。普蔵寺供養塔（20 前橋市重要文化財／前橋市東大室町）は康正元年（1455）に造られた石碑で、現在は最善寺に安置されている。赤城山南麓に多く分布する「赤城塔」は本地区でも数多く残されており、中世天台宗の布教活動との関連が考えられる。富田の宝塔（21 前橋市重要文化財／前橋市富田町）はほぼ完形で、室町時代初期の特徴をよく示す。江木の宝塔（22 前橋市重要文化財／前橋市江木町）もほぼ完形で、応永年間のものと考えられる。観昌寺の宝塔（23 前橋市重要文化財／前橋市西大室町）は安山岩製で南北朝期の作と考えられる。二宮赤城神社の宝塔（24 前橋市重要文化財／前橋市二之宮町）も南北朝期の造立てで、全面に漆を塗った痕跡が見られる。

③神社

二之宮町に所在する赤城神社は延喜式内社として上野国十二社の一つと目されており、神道集では上野国二宮に列せられている。赤城山山頂の大洞、中腹の三夜沢、麓の二之宮に神社が置かれ、毎年4月と12月には二宮赤城神社の神が三夜沢赤城神社へと渡御する神事である二宮赤城神社御神幸（25 前橋市無形民俗文化財）が行われている。二宮赤城神社社地（26 前橋市史跡／前橋市二之宮町）は、東西220m・南北160mの社域周囲を堀と土塁がめぐり、社殿東には鎌倉時代に頭白上人が勧請した三重塔の塔跡が残るなど、中世の社地の形態を良好に残している。神社の境内には上述の宝塔のほか、二宮赤城神社絵馬（27 前橋市重要文化財）、二宮赤城神社梵鐘（28 前橋市重要文化財）、納曾利面（29 県重要文化財）など数多くの文化財が残る。また、明治時代に書き写された式三番叟伝授書（30 前橋市有形民俗文化財）が残され、毎年4月に式三番叟および太々神樂（31 前橋市無形民俗文化財）が奉納される。

前橋市下大島町に鎮座する産泰神社は、安産・養蚕の守護神として広く信仰を集めてきた。境内の本殿をはじめ、幣殿、拝殿、神門、境内地が県指定重要文化財⁽³²⁾に指定されている。江戸時代後期建立の本殿は、前橋藩主酒井氏の崇敬が厚かったことから、前橋城を守護するため西向きに建てられている。産泰神社が所蔵する平安時代制作の八稜鏡（33 前橋市重要文化財）は一对の鳳凰が鋲出されている。産泰神社太々神樂（34 前橋市無形民俗文化財）は出雲神社の系譜を引き、毎年4月に奉納される。明和元年（1764）の奉納額が残されていることから、これ以前より奉納されていたと推定される。

④そのほか

関根家住宅（35 前橋市重要文化財／前橋市西大室町）は、飯土井町にあった古民家を大室公園内に移築復元したもので、かつてこの地域に多く見られた養蚕農家住宅である。天井裏での養蚕のための採光と通気を目的として、屋根の正面中央が切り落とされている。

泉沢の獅子舞（36 前橋市無形民俗文化財）は二人立ちの獅子舞で、毎年4月1日の早朝から泉沢の全戸をまわる。稲荷藤節（37 前橋市無形民俗文化財／前橋市泉沢町）は、八木節より古い盆踊唄で、上増田町の久川藤太郎氏によって編み出された。

西大室町公民館のオハツキイチョウ（38 前橋市天然記念物）は樹高25mを測り、銀杏がイチョウの葉の縁辺に付く奇態を持つ。井出上神社のシイ（39 前橋市天然記念物／前橋市飯土井町）は樹高16mで、樹齢200～300年と推定される。

2 主な文化・観光施設

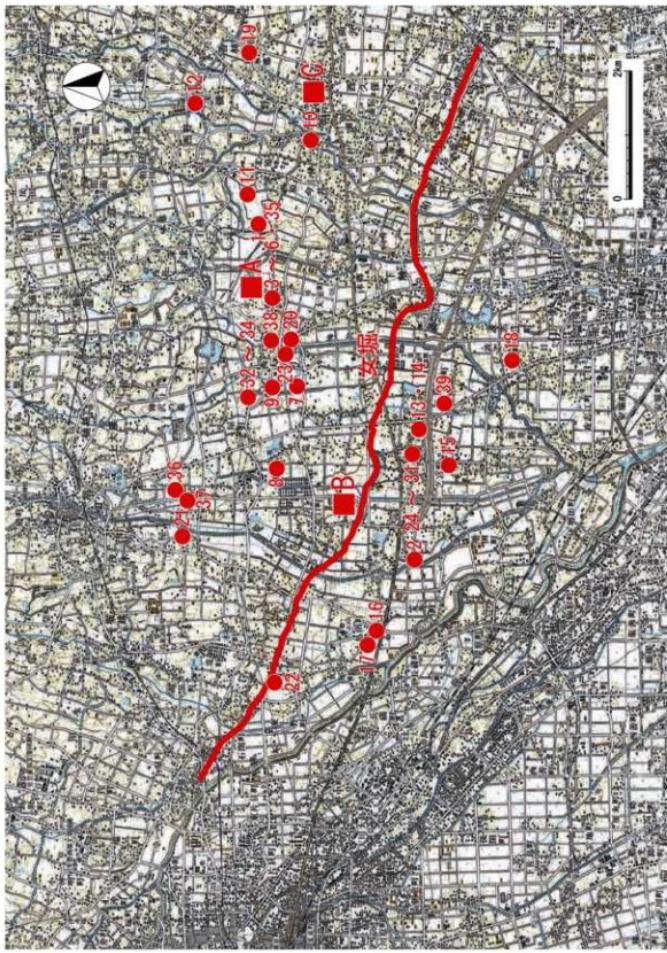
女堀が所在する城南地区周辺の、主な文化・観光施設には次のものがある。

大室公園（A）は、赤城山の眺望に優れて自然豊かな場所で、上述の大室古墳群をはじめとした史跡が多く残されていることから、自然や歴史環境を活かして市民の憩いの場所として整備した総合公園である。園内には、石の風鈴が置かれた「風のわたる丘」や、親水ゾーンなどのほか、前・中・後二子古墳などの史跡エリア、関根家住宅などの昔の暮らしを体感できる大室民家園などが整備されている。民家園には土蔵を活用した「大室はにわ館」が置かれ、古墳整備の際に出土した出土品や市民ボランティアの手による復元制作品などが見学できる。自然豊かで、秋にはコスモス畑が一面に広がるなど、一年を通して家族連れや観光客で賑わう。

前橋市荒口町にある前橋総合運動公園（B）は、市民のスポーツによる交流を目的として昭和55年より整備を行った公園である。園内には陸上競技場や球場、プールなどの各種スポーツ施設が整備されたほか、芝生広場や釣り堀などもあり、緑豊かな場所でスポーツなどを楽しめる総合施設として、市民に広く親しまれている。

伊勢崎市西久保町にある赤堀歴史民俗資料館（C）は、伊勢崎市内の考古資料や養蚕をはじめとした民俗資料を主に展示している。伊勢崎市重要文化財の蛇塚古墳出土馬形埴輪や高山1号墳出土鞘形埴輪をはじめとして、佐位郡正倉跡出土品や上植木廃寺出土瓦など重要資料が展示されている。

図2-15 史跡周辺の歴史文化・遺産と文化・観光施設



第3章 史跡の本質的価値

第1節 史跡の本質的価値

これまでの調査から、女堀は様々な事柄が明らかになり、史跡の持つ価値は多岐にわたる。史跡の本質的価値は下記のとおりとし、主要な価値を(1)～(4)に整理したい。

史跡の本質的価値

中世初期の農業史、農業土木史、荘園史を知ることができると重要な遺跡である。

- (1) 大規模な農業用水路遺構であり、自然災害で疲弊した地域の再開発を目的として大量の労働力を投入したことを示す遺構である。

これまでの調査から、女堀は、起点と想定される前橋市上泉町から終点の伊勢崎市田部井町（旧佐波郡東村西国定）にかけて開削されており、長さ約13km、堀幅15～30m、深さ3～4mの規模を有することが明らかになっている。女堀の掘削排土下で浅間山から噴出した火山堆積物（浅間Bテフラ・浅間船川テフラ）が堆積していたことから、女堀の開削は12世紀中葉であると考えられる。

女堀は、その起点から終点にかけて全体的に痕跡が確認されていることと、在来河川や沖積地への途中分水を示す遺構はこれまで確認されていないことなどから、全線で一斉に工事が着手され、上泉町で取水した安定した水量を終点へと送水して、大間々扇状地を流れる早川へと供給することを目的とした長大な農業用水路遺構であると結論付けられている。

赤城山南麓地域や大間々扇状地では、浅間山噴火の火山堆積物に覆われた水田の復旧を断念して、新たに台地上での畠作に転換していることが明らかになっている。女堀掘削排土下では浅間Bテフラ降下後もなく作られた畠が検出され、水田から畠作への転換は火山災害からの復旧方法の一侧面を今に伝えるものである。女堀は、その畠を壊してまでの開削計画であり、大間々扇状地を荘園として大規模に再開発することを目的としていたものと考えられている。また、開削には多大な人手を要し、のべ88.5万人もの労働力が動員されたと試算されている。

- (2) 用水路として完成直前に中断されたことにより、掘削工法や開削組織の様子を詳しく知ることができる。

発掘調査の結果、用水路として通水前に工事が中断され、放置されていたことが分かった。そのことは、通水による浸食で工事痕跡が失われずに残されていたことになり、当時の掘削工法やその過程、また掘削作業をどのように分担したのかなどの詳細な情報を把握することができるようになった。

女堀の掘削は三段階の「段掘工法」がとられた。赤城山麓からの湧水処理のために常に堀北側より掘削し、次に南側へと掘削を行う。その後土樋を設けるなどして湧水を逃がしつつ二・

三段目も北側から南側へと掘り進め、最後に中央部に通水溝を設ける。掘削排土は一段目の排土を最も奥に置き、二・三段目の排土をそれぞれ中間と手前の堀側に置いて作業効率を高めている。排土置場下の畠では排土搬出作業の作業道が検出され、堀法面には堀外への作業階段が確認されている。掘削工具は、堀底面の掘削痕跡から先端の丸い幅15cmほどの鋤が用いられていたことが判明し、排土の搬出には「もっこ」の使用が想定される。

また、路線内には堀幅や走行方向、底面レベルの食い違う箇所が見られ、工区境を示すものと考えられる。これによると、全線が工区割りされ、一工区は300mほどと想定された。そして、各工区内は大小の小間割によって分割して掘削されている。この工区を小工区とすると、その上位には中工区や大工区が置かれたと推定される。

女堀は、古代末～中世初期の大規模灌漑における土木技術のあり方を詳細に検討することができ、さらには開削組織についても示唆に富む遺跡であり、農業土木史を考える上で大きな価値を有すると考えられる。

(3) 古代的土地制度から中世的土地制度への変遷過程を表す遺構である。

平安時代末期各地で律令的な秩序は大きく崩れ、平将門や平忠常の乱、盗賊の横行などで上野国は荒廃していた。この時期上野国はしばしば「亡弊の国」と称され、『上野国交替実録帳』には出举本稿が無実と記載されるなど、律令的な收奪がすでに破綻していたことが知られる。そこに12世紀前葉に起こった浅間山の2回の噴火により國中の生産地は壊滅的なダメージを受け、上野国の荒廃は決定的となつた。

女堀が開削されたと推定される12世紀代は、全国各地で大規模な再開発が行われて荘園や御厨が次々と成立する大開発時代とされる。中央では白河法皇による院政が始まり、貴族や武士たちには経済的基盤を地方に求め、他方、地方領主にとって荒地の再開発は、荘園としての所領を大きく拡大するチャンスであった。

女堀の終点で、用水路の受益地である伊勢崎市田部井町（旧佐波郡東村西国定）周辺は、平将門の乱を平定した俵藤太（藤原秀郷）の流れをくむ淵名氏の所領であり、女堀の開削主体者であったと考えられる。淵名荘は佐位郡一円に立荘された大規模荘園で、鳥羽上皇の妻后待賢門院璋子が大治5年（1130）に造営した仁和寺の一院である法金剛院の所領である。成立時期は不明だが、法金剛院が御願寺として造営された時期に立荘されたと推定される。女堀の路線周辺は、大胡郷や大室荘など淵名氏と同じく秀郷流藤原氏が地方領主として經營する地域であり、上述のとおり女堀の掘削には工区を区分して同時に着手していることから、統一した意志のもとで開削が行われたことを示している。女堀開削は、同族集団の壮大な共同プロジェクトであったと位置づけられる。

女堀は、律令的な土地制度から中世的な土地所有制度へと大きく転換する中、自然災害を直接的な契機として活発に地域の大規模再開発が行われたことを示しており、当地域の土地制度の発展過程を知るうえで不可欠の遺構と言えよう。

(4) 古代から中世への転換期を象徴する遺構である。

調査の結果、これまで女堀で通水した痕跡は確認されておらず、全線で掘削されながら未完のまま放置されていたと推定されている。多大な労働力を動員しながら完成直前に中断された要因として想定されるのは以下の3点である。

①技術的要因：女堀全線の通過地点を観察すると、技術的側面や政治的側面により難航したことがあるが見える。起点から終点までの標高差がわずか4mで、その勾配は1/3.300であることから、極めて低落差であることが分かっている。このため、通水には堀底の掘削深度を綿密に測量する必要があるにもかかわらず、数か所で掘削深度が不足している地点が確認されており、測量ミスに見られるような技術的な失敗の要因があげられる。また、路線内には堀幅や走行方向、底面レベルの食い違う箇所が見られ、施工方法や工事の進捗などの調整が不十分であったことが考えられる。その結果、組織的な工事も有效地に機能せず、統括組織も指導力を発揮できなかったと推測される。

②自然的要因：赤城山南麓地域を横断する路線をとっていることから、路線内を南流する河川を横断する必要があったが、堀が河川からの氾濫物で埋没している場所も確認されており、台風などの自然災害により工事を断念したことも推定される。

③政治的要因：終点送水を目的とした用水路は受益地である潤名荘のみに恩恵をもたらすが、路線周辺地域の領主層や民衆にとって耕地を奪取されるだけで利益をもたらさず、開削に動員された民衆も消極的にさせたと推測される。また、開削にあたった領主層が内乱のさなかで滅亡させられてしまったことも想定される。12世紀は律令国家という古代的権力に替わって中世的な領主層が台頭する時期にあたり、保元元年（1156）の保元の乱や寿永2年（1183）の野木宮合戦がこれにあたるとする考えがある。

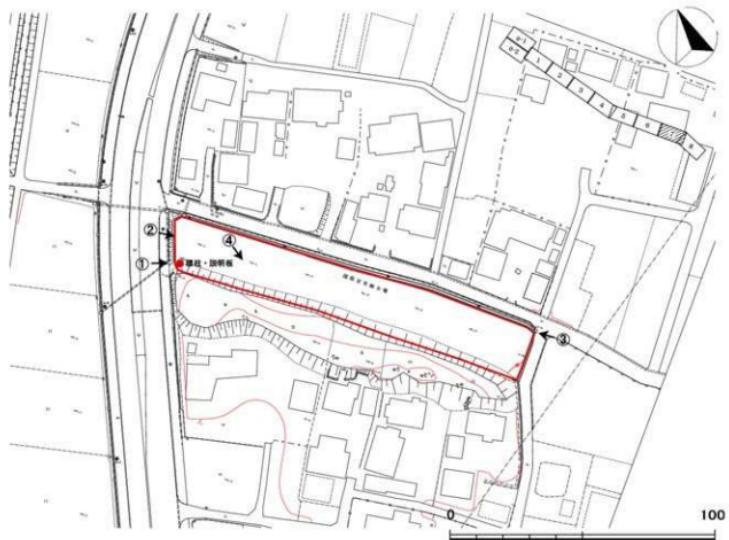
女堀が未完に終わったことは、新しい領主層の権力が徹底されたものではなかったことを示しており、女堀は古代から中世へ転換する過渡期の状況を象徴した記念碑的な遺構と言える。

第2節 史跡の構成要素

保存活用の方法を示すため、史跡を構成する諸要素の分類を行う。諸要素は、本質的価値を構成する要素のほか、指定地内外において本質的価値と直接または間接的に関わる要素で構成される。史跡の本質的価値を構成する要素としては、各地区に良好に残されている掘削排土や堀跡などがあり、視認できないものの通水溝や堀掘削の際の小間割なども含まれる。また、女堀以外の要素としては、二之宮峰下地区をため池として利用されていたことを物語る堤や塙、各地区に残された薪炭林として有用な樹木などが挙げられる。また、史跡の周辺環境を構成する要素には、赤城山への眺望を挙げることができる。

分類	史跡を構成する諸要素				史跡の周辺環境を構成する要素
	本質的価値を構成する要素	本質的価値を構成する諸要素と異なる要素 女堀以外の遺構・遺物などの要素	史跡の保護に有効な要素	史跡の保存管理上調整の必要な要素	
富田地区	掘削排土・堀跡	—	標柱・説明板	—	周辺住宅・道路・農地・電柱
二之宮地区峰下地点	掘削排土・堀跡	堤(西沼)・塙(西沼)・災害復旧記念碑(西沼)・船荷(東沼)・薪炭林として有用な樹木	標柱・説明板・史跡表示看板・蛇籠	給水口・排水升・U字溝・暗渠・コンクリート擁壁・養鰻施設・ブレハブ小屋・ブレハブ小屋への進入路・ガードレール	赤城山への眺望・周辺住宅・道路・農地・電柱
二之宮地区東山側地点	掘削排土・堀跡	—	標柱・説明板	U字溝・擁壁・プロック	赤城山への眺望・南側掘削排土上の祠・植栽・周辺住宅・道路・農地・企業看板・電柱
飯土井地区	掘削排土・堀跡	薪炭林として有用な樹木	標柱・説明板	U字溝・素掘溝・コンクリートブロック・フェンス・コンクリート擁壁	赤城山への眺望・周辺住宅・道路・農地・電柱・太陽光パネル
東大塚地区西神沢地点	掘削排土・堀跡(既往調査内容が不明のため、地下に埋蔵されている要素は不明)	—	標柱・説明板・植栽・ベンチ	縁石・車止め	赤城山への眺望・植栽・周辺工場・城南工業団地公園および園内便益施設・道路・電柱・U字溝
東大塚地区下神沢地点	(地上) 掘削排土・堀跡 (地下) 通水溝・作業工程を示す小間割	—	標柱・説明板・土留樋	U字溝・耕・導水施設・北側掘削排土部分東端部のコンクリート擁壁・植栽	赤城山への眺望・植栽・周辺住宅・道路・農地・電柱・指定地南側畑への進入路

表3-1 史跡の構成要素



① 標柱および説明板



② 堀および掘削堆土



③ 北～西側に隣接するU字溝



④ 南側に隣接する掘削堆土

図 3-1 各地区的構成要素（富田地区）



② U字溝



③ 収水溝



⑤ 吻および記念碑



⑥ 堤

図 3-2 各地区的構成要素 (二之宮地区峰下地点)



③ 標柱および説明板



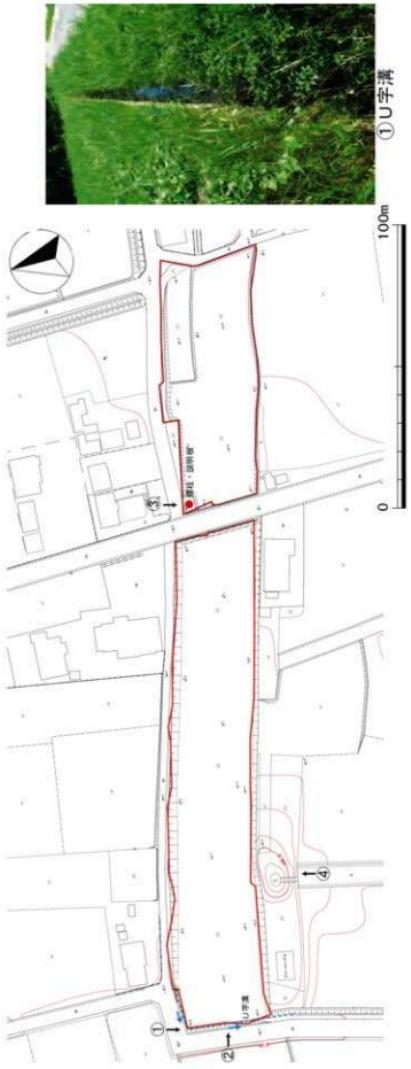
④ 北側掘削排土



⑦ 堀および掘削排土



⑧ 養鯉施設



④ 南側掘削堆土および洞

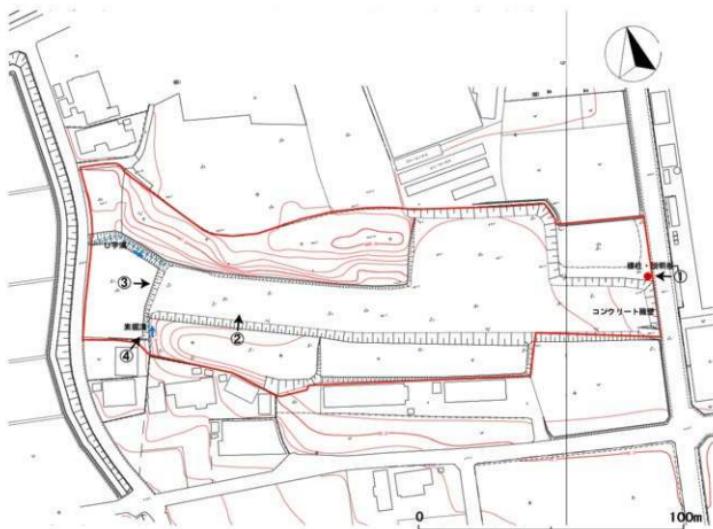


③ 標柱および説明板



② 堀跡

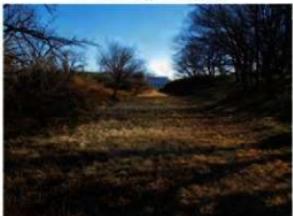
図 3-3 各地区の構成要素（二之宮地区東山塚地点）



① 標柱および説明板



② 赤城山を望む展望

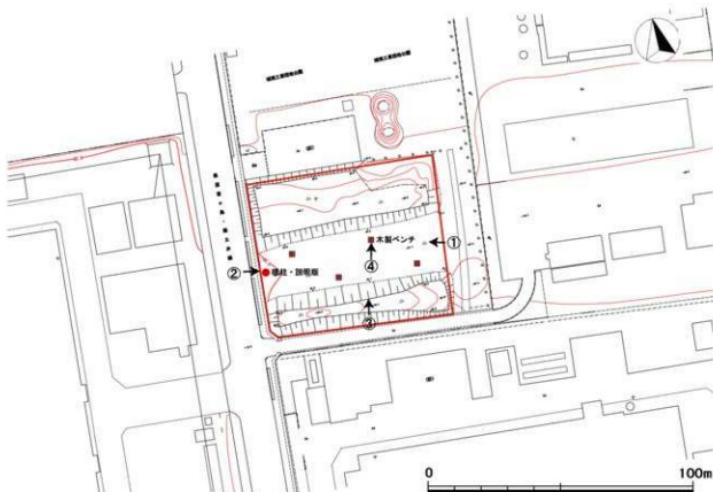


③ 堀および掘削堆土



④ 雨水の流れによる浸食

図 3-4 各地区的構成要素（飯土井地区）



① 堀および掘削堆土



② 標柱および説明板

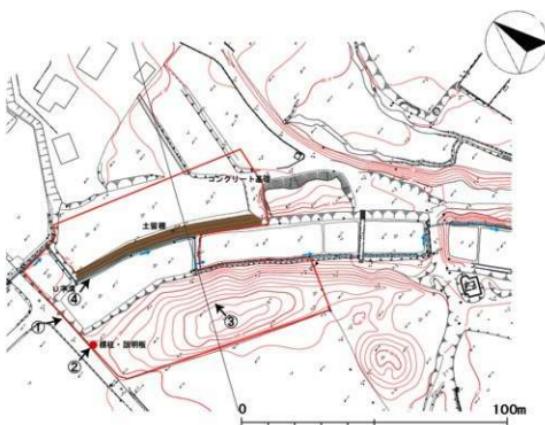


③ 赤城山を望む眺望



④ 木製ベンチ

図 3-5 各地区的構成要素（東大室地区西神沢地点）



① 堀および掘削堆土



② 標柱および説明板



③ 赤城山を望む眺望



④ 土留柵・U字溝

図 3-6 各地区的構成要素（東大室地区下神沢地点）

第4章 現状と課題

ここでは各地区の土地利用の状況や関連法令を整理し、保存管理や活用、整備、運営・体制上の課題を抽出する。

第1節 土地利用などの状況

【富田地区】

地目は全て田であり、堀部分は周辺道路から1m前後低い位置にある。

【二之宮地区峰下地点】

地目は畑や山林、宅地、雑種地、ため池などがあり、掘削排土部分は畑や山林が主体である。堀部分はため池および雑種地で、堀部分東側のため池はかつて養鯉場として利用されていた。現在も満々と水をたたえており、堀部分西側の雑種地となっている箇所もかつてはため池として利用されていた。また、堀部分は前橋市が譲与を受ける以前は国有地であった。

【二之宮地区東山畠地點】

堀部分が指定となっている本地点では、地目は田、宅地、ため池があり、指定地の西半分は地目がため池となっている。周辺道路からは数十cmほど低い位置にある。

【飯土井地区】

地目は畑や田、山林、宅地、雑種地などがあり、堀部分は田、すでに削平されている北側の掘削排土部分は畑となっている。南側の掘削排土部分は、西側は山林や雑種地、かつて鶏舎があった東南側排土部分は宅地となっている。

【東大室地区西神沢地點】

後述のとおり、本地点は都市計画法上の工業専用地域内にあり、現況も公園用地となっている。

【東大室地区下神沢地點】

堀部分・掘削排土部分とともに地目は畑となっている。

第2節 関連する諸法令

①文化財保護法

史跡指定地内では、土地や建造物など現状を変更する行為を行う場合は、文化財保護法に基づく現状変更等の許可申請が必要になる（法第125条）。史跡周辺にも周知の埋蔵文化財包蔵地が所在しており、土地の掘削や盛土などを行う場合には、事前に事業者より届出・通知を行う必要がある（法第93・94条）。

②都市計画法

史跡の所在する場所の大半が都市計画上の市街化調整区域に所在し、原則開発行為はなされないが（法第34条）、小規模な造成や建造物の設置計画が生じる可能性がある。史跡整備の際には関連部署との事前協議が必要となる。また、東大室西神沢地区は、関係者間の協議の結果工業団地造成計画地のうち一部を緑地公園として保存したものであり、公園に隣接した場所に

一部遺構復元がなされている。工業専用地域内であり、周囲には工場が広がっており、今後史跡の再整備を実施する場合には関連部署との事前協議が必要となる。

③農地法

史跡地内および周辺地域には農地があり、史跡整備などに伴って農地以外に使用する場合には農地転用の手続きが必要になる（法第4・5条）。

④農業振興地域の整備に関する法律

史跡指定地の一部には、農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域となっている。このため、史跡整備などに伴って農地以外に使用する場合には、農振除外の手続きを行ったうえで農地転用許可を受ける必要がある（法第7条、法第13条第1・2項）。

⑤景観法

前橋市は、景観法に基づく景観行政団体となっており、全市域が景観形成区域に指定されている。また平成22年に「前橋市景観条例」が制定されているため、景観形成重点地区を除く景観計画区域における開発行為は、景観行政団体の長に届出が必要となる（法第16条第1・5項、条例第10条の2）。

【届出をする大規模な行為】

	規 模	行 為
建 築 物	高さ13m、又は延べ床面積が1,000m ² を超えるもの	新築、増築、改築、移転、大規模な修繕若しくは模様替え又は外観の変更
工 作 物	高さが10m、又は建造面積が、1,000m ² を超えるもの。建築物と一緒にときは、高さが5mを超え、かつ建築物との高さの合計が10mを超えるもの	新設、増設、改造、移転又は外観の変更
屋 外 広 告 物	高さが10m又は表示面積の合計が50m ² を超えるもの。建築物と一緒にときは、高さが5mを超え、かつ建築物との高さの合計が13mを超えるもの	表示、設置、改造、移転又は表示内容若しくは外観の変更
土 地 の 区 画・形 質 の 變 更	変更にかかる土地（宅地分譲を目的としない）の面積が1,000m ² を超えるもの	
法 面・擁壁の設置	高さが5mかつ長さが10mを超えるもの	土地の区画形質の変更によって生じるもの



図4-1 前橋市都市計画図（部分）

⑥屋外広告物法

景観行政団体は、条例の定めるところにより文化財保護法に基づく史跡名勝天然記念物指定地域での広告物の表示または掲出物件の設置を禁止することができる（法第3条）。しかし、国指定史跡のうち、禁止地域に指定されているのは大室公園の大室古墳群のみであり、史跡女堀は指定されていない。今後関係部局に働きかけて適切な広告物規制を行う必要がある。

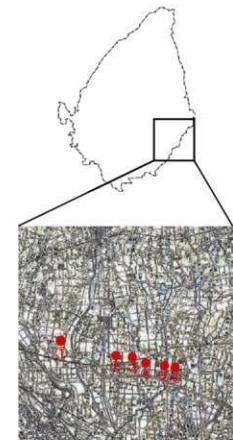
①富田地区



②二之宮地区峰下地点



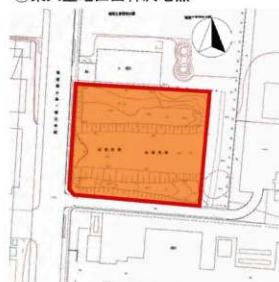
③二之宮地区東山畑地点



④飯土井地区



⑤東大室地区西神沢地点



⑥東大室地区下神沢地点



地目

- : 田
- : 畑
- : 山林
- : ため池
- : 公衆用道路
- : 雜種地
- : 宅地
- : 公園用地

0 100m

図 4-2 各地区的現況地目

第3節 諸課題

(1) 保存管理

1 全体的な課題

上述のとおり、当初指定時以降の継続的な史跡の公有化によって、史跡女堀の公有化率は94.2%と非常に高く、開発行為による史跡の破壊を免れることができている。指定地周辺でも大規模開発などは行われておらず、史跡の景観を損ねる行為は行われていない。また、史跡地内は定期的に除草を実施して環境整備に努めている。しかしながら、飯土井地区では近年史跡北側に隣接地に太陽光パネルが設置され、二之宮峰下地区でも指定地北側に住宅や倉庫が建設されており、史跡周辺の道路の拡幅なども懸念される。今後開発の進展により史跡の景観を保護する上で課題が生じるおそれがある。

史跡女堀は遺構の保存状態が良好で、地権者の同意が得られた場所を指定し、その後も当初指定地と連続性のある場所を追加指定して保存を図ってきた。しかしながら、遺構痕跡が残るもの調査などは行われておらず、埋蔵文化財包蔵地としての認識にとどまっている場所も多く、今後追加指定をすべき場所の検討も必要である。

2 各地区的課題

【富田地区】

定期的に地元自治会が除草を実施しており、史跡の環境は良好に保存されている。南側掘削排土はその途中までが指定地であり、指定地以南は南側に隣接する住宅の屋敷林となっている。屋敷林内は樹木が繁茂しているものの、指定地である排土斜面～堀法面のうち、下半部が雨水などにより少しずつ崩落してきており、斜面保護の方策を検討する必要がある。また、指定地の東西は市道および県道が設置されているが、道路と指定地に間に側溝を持たないため、道路からの雨水が指定地内に流入しており、掘削排土崩落の要因の一つと考えられる。

【二之宮地区峰下地点】

平成23年度より実施した5か年間の環境整備事業により、指定地内に立ち入れないほど繁茂していた竹や篠竹を伐開し、指定地内の環境は大きく改善されてきている。しかしながら、本格的な整備には至っておらず、本地区の面積も広いことも相まって保存管理上の課題も多い。

西沼の堀底面付近は雨水などに洗われ、南北の堀法面の下半が抉れが見られる。同様な状況は南側掘削排土南面の道路との境でも生じ、その下半に抉れが生じている。東沼では常時満水



写真4-1 挖削排土および堀法面の崩落
(富田地区)

状態であり、確認できないものの掘削排土や堀法面が崩落している可能性が考えられる。平成27年度には、西沼の堀北側の底面付近に蛇籠を設置して崩落を防いでいるが、周囲でも同様な状態に至るおそれがあり、保護の方策を検討する必要がある。

西沼と東沼の間を走る市道脇に設置された側溝は、U字溝を伝って部分的に雨水を指定地内に流入させる構造となっている。また、指定地北側の市道には側溝が設置されていないため、雨水が指定地内に流入しており、掘削排土や堀法面崩落の要因の一つと考えられる。

南側掘削排土および南北の堀斜面には樹木が過剰に繁茂して史跡の観認を妨げるだけでなく、平成30年9月に発生した台風24号により根から倒壊して史跡をき損するなど、保存管理上にも支障をきたしている。今後間伐や剪定などによる適切な樹木管理が必要と考えられる。

【二之宮地区東山畑地点】

西端部を除き、指定地の周囲には側溝が設置されておらず、指定地内に雨水が流入しており、堀法面の保護に影響を与えると考えられる。

【飯土井地区】

他地区同様、雨水などの影響により堀法面の下半の一部が崩落しており、掘削排土裾や堀法面の崩落が懸念される。本地区西侧道路より堀に向かって指定地内にU字溝が敷設されて雨水が流れ込んでおり、排土や堀法面保護の上で課題となっている。また、南北の掘削排土から堀斜面に樹木が繁茂しており、史跡見学の支障となっている。

【東大室地区西神沢地点】

本地区は掘削排土も復元され、北に公園が隣接するなど、史跡見学の環境は比較的良好に整備されている。しかし、西側・南側に道路が走り、道路との境界部分では少しづつ排土が崩れている状況も見られ、今後の対策が必要である。

【東大室地区下神沢地点】

本地区も掘削排土および堀法面の保護が課題となっている。平成23年9月に発生した台風12号の影響により、本地区から隣接する赤堀地区にかけて堀法面の崩落が生じている。本地区では、法面崩落が生じた堀北側法面に土留柵を設置して保護を行っているが、南側の掘削排土や



写真4-2 蛇籠の設置状況
(二之宮地区峰下地点)



写真4-3 掘削排土および堀法面の崩落
(飯土井地区)

法面についてもき損が懸念される。また、平成28年度に追加指定を行った堀北側の土地より、隣接地権者の敷地に史跡見学者が迷い込むことが度々起こっているとの苦情が寄せられており、史跡見学者を適切に誘導するための措置が必要となっている。

(2) 活用

各地区には標柱および説明板を設置し、史跡見学者へ情報提供を行っている。また、史跡パンフレット・城南地区の史跡散策地図の配布や、市ホームページへの掲載など、史跡情報の提供に努めている。このほか、当課主催の文化財めぐりに組み込んで、史跡の説明を行っている。

しかしながら、地域住民をはじめとして市民に史跡の価値が十分浸透しているとは言い難く、「前橋市景観計画」にて、城南地区の景観形成にかかる課題として、歴史資産が豊富に残されているものの地域住民にとっては歴史的資源としての認識が低いことが指摘されている。また、近世の農業用水路遺構である天狗岩用水は小学校の副読本にも取り上げられ、毎年多くの小学校が見学に訪れている。一方、女堀は発掘調査によってその構造が明らかになった農業灌漑遺構であり、開削当時の様相を十分に知ることができる。また、大規模な労働力が投入されたにもかかわらず、未完となったことは大規模開発の未完成事例としても良好な情報を有していると考えられる。

今後いかに史跡の価値を広く周知して、史跡に愛着を持たせるとともに、地域住民と連携して史跡の活用方法について検討・実践することが必要となる。富田地区では地元自治会に除草を委託して、地域住民が史跡にふれあうことのできる機会となっているが、今後このような取り組みを他地区へと広げることも重要である。また、学校教育現場への情報提供を行い、教材としても十分に価値が高いことを周知する必要がある。

(3) 整備

史跡女堀は、指定地の9割以上が公有化されており、前橋市所在の史跡の中でも整備に向けた条件が最も整った史跡の一つである。現在のところ整備はほとんど行われておらず、二之宮地区峰下地点で篠の伐採などの環境整備を行ったほかは、各地区に標柱・説明板を設置して史跡見学者への情報提供を行うにとどまっている。

周辺地域での調査は行われているものの、二之宮地区峰下地点などこれまで範囲内容確認調査が未実施の箇所も多く、整備を実施するにあたっての基礎データが不足している。

便益施設についてもほとんど整備されておらず、東大室地区西神沢地点の堀内に設置した木製ベンチなども破損している。掘削堆土や堀が良好に残っていないながらも指定地内には遊歩道な



写真4-4 土留柵
(東大室地区下神沢地点)

どが設置されておらず、これを体感できる見学ルートがない。また、駐車場がなく、それぞれの地点をつなぐ案内看板も設置されていないことから、指定地間を自家用車や自転車などで周遊することが難しく、長大な農業灌漑遺構であることを認識しにくくなっている。

史跡指定前の土砂採取によって掘削排土や塁法面を失っている箇所も多く、排土の復原などについても今後の課題となる。

女堀は、当時としては類を見ないほど大規模な記念物であり、大量の労働力を投入して災害復旧や水田開発の推進を図ったものである。このため、史跡のスケール感を十分に体感することのできる整備が必要である。また、このような大規模な事業を実施することのできる有力な勢力がかつてこの地域に存在し、火山災害によって壊滅した地域の復旧のみならず、乏水地域であった大間々扇状地を、小河川や湧水の利用ではなし得なかった再開発を行うことのできる地域力を有していたことを感じさせることも必要である。また、ガイダンス施設の設置についても検討が必要である。

今後整備の方向性を定め、長期的な整備計画のみならず、短期～中期的な整備計画を設定して、段階的な整備を行っていくことが必要である。

(4) 運営・体制の整備

指定地の9割以上が公有化されていることから、史跡の日常管理や活用は前橋市教育委員会事務局文化財保護課が対応している。しかし、専門職員・事務に携わる職員とも配置が十分とは言えず、史跡の保存や活用、整備に向けた適切な体制づくりが必要である。また、学校教育のみならず、まちづくりや景観、環境、観光といった、史跡を多方面に活用するための関係部署や関連団体との連携も不十分であり、緊密な連携を図って連絡・協力体制の整備が必要である。

女堀は、前橋市から伊勢崎市にまたがる大規模な農業灌漑遺構であり、活用や整備にあたっては一体性を損なうことがないよう協調を図る必要がある。

地域住民との連携体制づくりも未着手である。また、史跡の解説ボランティア団体も、史跡の価値を広く周知する上で有効であることから、今後の団体の設立や育成について検討する必要がある。

第5章 大綱・基本方針

史跡の保存活用にあたり最も重要なことは、国民共有の財産である史跡を確實に保護し、次世代へと継承することである。史跡女堀は、大規模な農業用水路遺構であり、中世初期の農業史、農業土木史、莊園史を知ることができる重要な史跡である。市民が史跡の価値を共有し、史跡への愛着心を醸成するとともに、市民と行政が一体となって保存や活用に取り組むことを目的とする。史跡の保存と活用を通して、「第七次前橋市総合計画」の重点施策の一つである「ふるさとを愛し、未来へ繋げる人づくり」の実現を目指す。

地域住民にとっても史跡女堀の価値が浸透しているとは言えず、学校教育などでの活用も進んでいない。今後ともさまざまな媒体による情報発信を行って、史跡の価値を広く周知して史跡を身近に感じてもらい、学校教育や観光など多分野での活用を促進する必要がある。

史跡女堀は指定地が点在しており、遺構の遺存状況も地区ごとに異なっている。このため、各地区的特徴を生かした整備方針の策定が求められる。そして、各地区を周遊して、大規模な農業灌漑遺構であることを認識できる仕掛けづくりが必要である。史跡を身近に感じ、その価値を共有するには、地域住民や史跡見学者にとって憩いの場であるとともに交流の場となる必要がある。範囲内容確認調査が未実施の地区もあり、今後新たな価値の発見も期待される現状では、早期の整備は困難である。このため、整備計画策定にあたっては、長期的な計画のみならず、短期的な整備計画を設定して、段階的な整備が必要である。

女堀は、前橋市から伊勢崎市にまたがる大規模な遺構である。また、史跡の適切な保存や活用、整備には、地域住民をはじめとした市民との協働が不可欠である。このため、隣接する伊勢崎市をはじめ、地域住民や関連団体、関連部署との緊密な連携を図り、連絡・協力体制の整備が必要である。

これらのことから、史跡女堀の保存活用にかかる基本方針を以下のとおりとする。

- 史跡を確實に保護して次世代へと継承する。
- 史跡の情報を広く発信することにより、その価値を共有して身近に感じ、様々な分野での活用を目指す。
- 各地区的特徴を生かし、これらを周遊することにより、大規模な農業灌漑遺構であることを体感できる活用・整備を目指す。
- 地域住民や史跡見学者にとって、憩いや交流の場となるような活用・整備を目指す。
- 隣接する伊勢崎市との連携を図るとともに、地域住民や関連団体、関連部署との連絡・協力体制を構築する。

第6章 保存管理

第1節 保存管理の方針

史跡の確実な保護と次世代への継承を目的として、史跡指定地およびその周辺地域について、保存管理のための地域をゾーンとして区分し、それぞれ保存管理の方法や現状変更等の取扱い基準を定める。女堀は長大な遺構であり、指定地外にも遺構が存在していると考えられる。このため、史跡指定地のみならず指定地外も対象とする。

第2節 保存管理の区分

史跡女堀は、全長約13kmにおよぶ長大な遺構の中で、保存状態が良好で条件の整った箇所を指定しており、未指定の場所にも遺構が存在していると考えられる。このため、区分には指定地（ゾーンI）と、遺構の存在が想定される地域（ゾーンII）に区分する。

ゾーンI：堀や掘削排土が良好に遺存し、史跡指定された地域である。9割以上の土地が公有化されているものの民有地も残る。

ゾーンII：遺構の存在が想定される周知の埋蔵文化財包蔵地である。現在堀部分を中心に包蔵地として把握されている。富田地区の南側掘削排土部分などゾーンIに隣接して、遺構の遺存状態が良好な地域も含まれる。

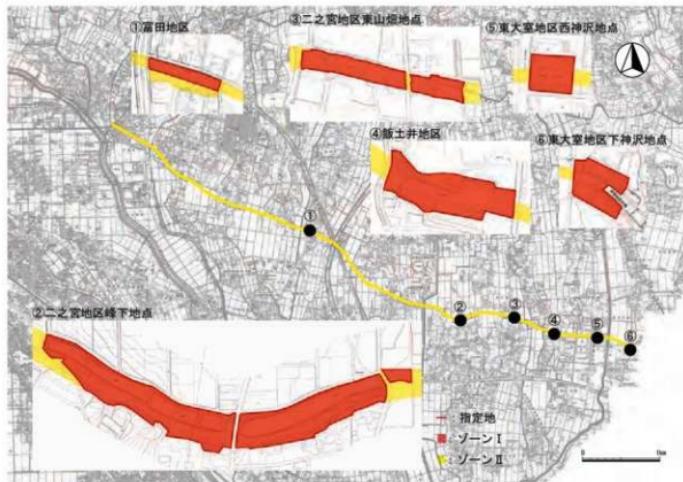


図6-1 各ゾーンの区分図

第3節 保存管理の方法

第2節で示した区分により、保存管理にかかる現状変更等の取扱い基準や発掘調査、追加指定、公有化の進め方を定める。

(1) ゾーンⅠ

堀や掘削排土など遺構を構成する主要な部位が良好に保存されており、遺構を確実に保存する。現状変更等については、原則史跡の調査研究や保存活用に資する行為以外は認めない。ただし、遺構に影響のない範囲での既設構造物などの軽微な補修については認めることとし、前橋市教育委員会との十分な協議を経て、現状変更等の許可申請書を提出する。既設構造物の中で史跡の保存管理上調整を要するものについては、許可申請手続きを経たうえで遺構に影響を及ぼさない方法での除却を進める。

ゾーン内の民有地については、将来的に公有化を目指す。

今後史跡の価値を正確に把握するための範囲内容確認調査を実施し、整備を行うにあたっての基礎データの収集を図る。

(2) ゾーンⅡ

遺構の存在が想定され、周知の埋蔵文化財包蔵地として把握されている地域である。富田地区南側隣接地のように遺構の遺存状態が良好な場所も含み、文化財保護法に定める手続きにより取り扱うこととする。堀部分を中心には包蔵地として把握されており、周囲には掘削排土の存在が想定されることから、建築や土木工事が行われる場合には前橋市教育委員会との事前協議を求める。遺構の広がりが確認された場合には、包蔵地の範囲を拡大し、文化財保護法に定める手続きをとる。また、遺構の遺存状態が良好であることが確認された場合や重要な遺構が確認された場合には、史跡の追加指定を含めた適切な保護措置を講じる。

第4節 現状変更等の内容と許可、届出

前節でゾーンⅠとした史跡指定地やゾーンⅡとした埋蔵文化財包蔵地における現状変更等の制限や、土木工事等の届出や通知について整理する。

(1) 史跡指定地の現状変更等について

史跡指定地において現状変更またはその保存に影響を及ぼす行為を行う場合には、文化財保護法第125条に基づき文化庁長官の許可が必要となる。また、文化財保護法168条の規定に基づき、国の機関による現状変更等については文化庁長官の同意を求める必要がある。なお、現状変更等のうちで軽微なものについては、文化財保護法施行令第5条第4項の規定に基づき、前橋市教育委員会がその事務を行う。

①許可できない現状変更の行為

- ・史跡の適切な保存活用などのために策定された「保存活用計画」（本書）に定められた保存の基準に反する場合

- ・史跡の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合
 - ・史跡の景観又は価値を著しく損なうと認められる場合
- ②文化庁長官の許可申請が必要な行為
- ・土地の形状の変更を伴う行為
 - ・建築物の新設・建替・増改築・除却（③の範囲を超えるもの）
 - ・工作物の新築・改修・除却（③の範囲を超えるもの）
 - ・木竹の植栽・移植・抜根（③の範囲を超えるもの）
 - ・史跡の発掘調査及び保存整備工事
 - ・その他史跡の保存に影響を及ぼす行為
- ③前橋市教育委員会に許可申請が必要な行為
- ・小規模建築物（階数が2以下、建築面積が120m²以下など）で2年以内の期間を限つて設置されるものの新築・増築・改築
 - ・工作物（建築物を除く）の設置もしくは改修（設置の日から50年を経過していない工作物）
 - ・道路の舗装もしくは修繕（土地の形状の変更を伴わないものに限る）
 - ・史跡の管理に必要な施設の設置または改修
 - ・埋設されている電柱・電線・ガス管・水管・下水道管の設置または改修
 - ・建築物などの除却（建築または設置の日から50年を経過していない建築物などに限る）
 - ・木竹の伐採
- ④現状変更の許可を必要としない行為
- ・維持の措置
- 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。
- （特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第4条）
- ・非常災害のために必要な応急措置
 - ・保存に影響を及ぼす行為で影響の軽微なもの
- ⑤現状変更等に該当しない日常的な維持管理
- ・既存建築物・工作物の維持管理、掘削を伴わない屋根・外壁・内装・開口部・設備の修繕、基礎の改修を伴わない門・扉などの工作物の改修

- ・既存道路・水路の維持管理、清掃など
- ・日常生活・生業：耕作地における地下遺構に影響を及ぼさない通常の営農行為
 - ：家庭菜園などで遺構に影響を及ぼさない程度の掘削
 - ：果樹・庭木・生垣などの剪定や枝払い
 - ：住宅地内における簡易工作物（物干し台など）の設置・撤去に伴う遺構に影響を及ぼさない程度の掘削
- ・史跡の維持管理：施設の保守点検・除草・清掃など
- ・その他上記に準ずる程度の日常生活や生業上必要なもの

(2) 埋蔵文化財包蔵地における土木工事等について

ゾーンⅡは周知の埋蔵文化財包蔵地であり、建築や土木工事等土地の掘削を伴う行為を行う場合、文化財保護法第93条または94条の規定により、事業者は事前に前橋市教育委員会事務局文化財保護課に届出または通知を行う必要がある。そして、前橋市教育委員会教育長は、埋蔵文化財の保護上必要があると認めるときは、土木工事等を行う前に埋蔵文化財の記録作成のための発掘調査の実施などを指示することができる。

なお、掘削を伴わない日常的な維持管理における軽微な行為は、土木工事等に該当しないため、届出や通知の義務は生じない。

第5節 現状変更等や土木工事等の取扱基準

史跡女堀の適切な保存管理のため、史跡やその周囲の埋蔵文化財包蔵地について、本章第2節で区分したゾーンごとに現状変更等や土木工事等の具体的な取扱基準を定める。

(1) ゾーンⅠ

堀や掘削排土が良好に遺存し、史跡指定された地域であり、原則として史跡の調査研究や保存活用に資する行為以外認めない。現状変更等の際には、事前に前橋市教育委員会と協議を行った上で許可申請書を提出し、文化庁長官または前橋市教育委員会教育長の許可が必要となる。既設構造物のうち、遺跡の価値を構成しないものは除却を目指す。

掘削を伴わず、史跡の保存や活用に影響を及ぼさない範囲での日常的な維持管理について、許可手続きを要しないものの、判断が難しい場合には事前に前橋市教育委員会に確認を求めるものとする。

①建築物

- ・史跡の調査研究や保存活用に資するものを除き、建築物の新設や増改築は原則として認めない。やむを得ない場合、事前の協議や許可申請を行い、発掘調査などを実施して遺構に影響を及ぼさないよう十分配慮する。
- ・整備事業などにおいて、史跡の保存活用のための施設などを設ける場合には、遺構を傷めることがないよう十分配慮する。

②道 路

- ・史跡の調査研究や保存活用に資するものを除き、道路の新設や拡幅は原則として認めない。
- ・整備事業などにおいて、史跡管理のための道路を設ける場合には、遺構を傷つけることがないように十分配慮する。
- ・周囲の既設道路は、史跡の保存活用の必要に応じ、将来的に移設・廃道を目指す。

③水 路

- ・史跡の調査研究や保存活用に資するものを除き、水路の新設や拡幅は原則として認めない。
- ・遺構の保存や史跡の活用に影響がない範囲で、維持管理のための軽微な行為としての既設水路の改修及び補修については、事前に協議及び申請が義務付けられており、許可手続きを経た上で行う必要がある。必要に応じて発掘調査を行う。
- ・整備事業などにおいて、史跡管理のための水路を設ける場合には、遺構を傷めることがないよう十分配慮する。
- ・既設水路については、史跡の保存活用の必要に応じ、将来的に移設を検討する。

④工作物

- ・工作物には、蛇籠、土留柵、堤、塀、記念碑、稻荷、養鯉施設、プレハブ小屋、ガードレール、コンクリート擁壁などがある。
- ・史跡の調査研究や保存活用に資するものを除き、工作物の新設は原則として認めない。
- ・遺構の保存や史跡の活用に影響がない範囲で、維持管理のための軽微な行為としての工作物の改修及び補修については、事前の協議及び申請が義務付けられており、許可手続きを経た上で行う必要がある。必要に応じて発掘調査を行う。
- ・整備事業などにおいて、史跡の保存活用のための工作物を設置する場合には、遺構を傷めることがないよう十分配慮する。
- ・史跡の価値に関係しない既設の工作物は、史跡の保存活用の必要に応じ、将来的に除却を目指す。除却にあたっては、事前の協議及び申請が義務付けられており、許可手続きを経た上で行う必要がある。
- ・土地の掘削を伴わず、2か年以内に撤去する小規模建築物・仮設工作物については、設置に際して事前に前橋市教育委員会に許可手続きをとる必要がある。

⑤樹 木

- ・史跡の調査研究や保存活用に資するものを除き、新規の植栽・移植は原則として認めない。
- ・樹木の植栽・移植は、事前の協議及び申請が義務付けられており、許可手続きを経た上で行う必要がある。植栽・移植にあたっては、防根シートを敷設するなどの保護措置を講じ、遺構の保存や史跡の活用に影響を及ぼさないよう十分配慮する。
- ・既存の樹木で、遺構の保存や史跡の活用に支障を生じる可能性がある場合伐採する。

- ・遺構に影響がないと判断される抜根は、事前の協議及び申請を行い、許可手続きを経た上で行う必要があり、必要に応じて前橋市教育委員会職員が立会などを行う。
- ・整備事業などにおいて、史跡の保存活用のための樹木の植栽・移植にあたっては、遺構を傷めることがないよう十分配慮する。
- ・既存樹木の剪定や枝払いなど、遺構の保存や史跡の活用に影響のない日常的な維持管理は、現状変更等に該当しないため許可手続きは不要である。

⑥埋設物

- ・史跡の調査研究や保存活用に資するものを除き、埋設物（上下水道管、ガス管、電線管、灌漑用水管など）の新設は原則として認めない。
- ・遺構の保存や史跡の活用に影響がない範囲で、維持管理のための軽微な行為としての既存埋設物の改修及び補修については、事前の協議及び申請が義務付けられており、許可手続きを経た上で行う必要がある。必要に応じて発掘調査を行う。
- ・整備事業などにおいて、史跡の保存活用のための埋設物を設置する場合には、遺構を傷めることがないよう十分配慮する。
- ・史跡の価値に関係しない既設の埋設物は、史跡の保存活用の必要に応じ、将来的に除却を目指す。除却にあたっては、事前の協議及び申請が義務付けられており、許可手続きを経た上で行う必要がある。

⑦地 形

- ・史跡の調査研究や保存活用に資するものを除き、掘削や盛土、舗装などによる地形の変更は原則として認めない。
- ・整備事業などにおいて、史跡の保存活用のための造成工事を行う場合には、遺構を傷めることがないよう十分配慮する。

⑧軽微な変更

- ・既存の建築物・道路・水路・工作物・樹木・埋設物について、土地の改変や掘削を伴わず、かつ遺構の保存や史跡の活用に影響を及ぼさない軽微な変更については、現状変更等に該当しないため許可手続きは不要である。

(2) ゾーンII

遺構の存在が想定される周知の埋蔵文化財包蔵地である。現在堀部分を中心に包蔵地として把握されており、富田地区の南側掘削排土部分のように遺構の遺存状態が良好な地域を含む。建築や土木工事等土地の掘削を伴う行為を行う場合、前橋市教育委員会との事前協議や届出・通知を行う必要がある。遺構の保存について調整を図り、やむを得ず土木工事等を行う場合には、必要に応じて発掘調査などを行う。遺構の良好な遺存状態が確認された場合や重要な遺構が確認された場合には、遺構の保存について協議し、追加指定を含めた適切な保護措置を講じる。開発中止の協力が得られない場合にも、計画変更などにより遺構に影響を及ぼさないよう協力を求める。

①建築物

- ・建築物の新築や増改築を行う場合には、前橋市教育委員会との事前協議や届出・通知が必要となる。必要に応じて発掘調査などを行い、遺構の保存に影響を及ぼさないよう協力を求める。
- ・建築物の新築や増改築にあたっては、前橋市景観計画に基づいたものとして、史跡の活用や周辺の景観に影響を及ぼさないような配慮を求める。

②道路・水路

- ・群馬県や前橋市などの関連部署に遺構の保存や史跡の活用について周知し、理解と協力を求める。
- ・道水路の新設・拡幅や、既設道水路の改修・補修を行う際、掘削を伴う場合には、事前協議や届出・通知が必要であり、必要に応じて発掘調査を行い、遺構の保存について協力を求める。

③工作物

- ・工作物の新設や増設、除却を行う際、掘削を伴う場合には、事前協議や届出・通知が必要であり、必要に応じて発掘調査を行い、遺構の保存について協力を求める。

④樹木・埋設物・地形

- ・掘削を伴う行為を行う場合には、事前協議や届出・通知が必要である。必要に応じて発掘調査を行い、遺構の保存について協力を求める。

⑤軽微な変更

- ・既存の建築物・道路・水路・工作物・樹木・埋設物について、土地の改変や掘削を伴わず、かつ遺構の保存や史跡の活用に影響を及ぼさない軽微な変更については、届出や通知の義務はない。ただし、史跡の活用に支障をきたさないよう協力を求める。

第6節 範囲内容確認などの調査について

女堀は、圃場整備事業に伴う昭和50年代の発掘調査によって、遺跡の様相が明らかになったが、指定地内ではほとんど範囲内容確認調査を実施しておらず、整備事業を行うための基礎データが不足している。このため、機会をとらえてゾーンⅠを中心とした、史跡の価値を正確に把握するための範囲内容確認調査を実施し、史跡の基礎データの収集を図る。その際には、現状変更にかかる手続きを経た上で行う。

また、ゾーンⅡでの追加指定後は、植生状況などを調査し、史跡の適切な保存を図る。

第7節 史跡の追加指定

史跡女堀は、遺構の保存状態が良好で、地権者の同意が得られた場所を指定し、その後も当初指定地との連続性があり、保存状態が良好な場所を追加指定して保存を図ってきた。しかし、地割や掘削排土とみられる土手など遺構の痕跡が残る場所は、周知の埋蔵文化財包蔵地としての把握にとどまっている。また、圃場整備などこれまでの開発行為により、地割などから

は遺跡として認識できない場所も多い。このため、今回の計画策定に伴って作成した現況図を基礎図とし、迅速図などの古地図・古写真や圃場整備事業前の現況図と比較して追加指定地の検討を進めることとしたい。また、発掘調査などによって遺構の良好な遺存状態が確認された場合や重要な遺構が確認された場合には、遺構の保存について開発事業者と協議し、追加指定について検討・協議を行う。

第8節 史跡の公有化

ゾーンⅠの二之宮地区峰下地点や飯土井地区では民有地が残っており、機会をとらえて地権者と協議を行い、調整がつき次第公有化を図る。また、ゾーンⅡについても、地権者と協議し、追加指定などの条件が整った段階で、将来的に公有化を図ることとしたい。そのほか、駐車場や便益施設、ガイダンス施設のための用地の取得についても今後の検討課題としたい。

第9節 植生管理

植生状況調査の結果、二之宮地区峰下地点や飯土井地区を中心として、指定地内には相当数に上る樹木が生育しており、史跡の自然環境を構成している。これらの中には、コナラなど薪炭林として史跡が利用されてきたことを示す樹木が確認され、里山の景観を形成している。

一方、外来種のハリエンジュやニワウルシなども相当数確認され、外来種の樹木は繁殖力も高く、周辺環境を変化させるおそれがある。また、スギやヒノキといった用材種も多く確認された。上記2地区など樹木が密集している場所では、樹木の倒壊による史跡のき損が発生しており、史跡を適切に管理するためには植生管理を行う必要がある。

今後指定地内の適切な植生管理を図るために、周辺環境を変化させるおそれのある外来種や里山の景観には不適切な用材種の撤去を行い、草本類の維持管理に努める。併せて、今回実施した植生状況調査を踏まえ、緑陰や修景要素としての樹木の保全のあり方を検討し、里山の景観を保全するための薪炭林の保護など植生管理の基本方針や方法を定める。また、草本類の植生調査を実施し、適切な植生管理を図る。

第10節 周辺環境の保全

女塚は長大な帯状に広がり、周辺全てを史跡指定することが難しいため、ゾーンⅠ・Ⅱの周辺は周知の埋蔵文化財包蔵地ともなっていない場所が多く、周辺地域の開発の進展によっては、史跡周辺の景観を大きく損ねてしまう可能性がある。また、史跡周辺の景観のみならず、赤城山を望む眺望も本史跡の周辺環境を構成する重要な要素である。このため、前橋市景観計画に準拠した景観形成や景観保全について、住民の理解や協力が得られるよう関連部署とともに広く働きかけ、赤城山を望む眺望をはじめとした史跡を取り巻く景観を良好に維持するよう努める。また、上述のとおり本史跡内では、屋外広告物法に基づく広告物の表示や掲出物件の設置の禁止地域に指定されておらず、周辺景観を損ねるおそれがある。今後関連部署に働きかけて適切な広告物規制を行い、史跡周辺の景観を適切に保全する。

ゾーン I		ゾーン II	
地区の性格	・堀や掘削排土が良好に遺存する史跡指定地。	・遺構の存在が想定される周知の埋蔵文化財保護地。	
現 状	・かつての田畠の跡で、雜種地、山林、ため池となる。	・田、畠、道、道路、墓地等	
保存管理の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構を安全に保存することとし、史跡の調査研究や保存活用に資する行為以外の現状変更是原則認めない。 ・今後史跡の価値を正確に把握するための範囲内容確認調査を実施し、整備事業のための基礎データの収集を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の埋蔵文化財保護地であり、調査を伴う建築・土木工事を行なう場合には、本市教育委員会と事前協議し、届出・通知が必要であるとの周知を徹底する。 ・整備の広がりが確認された場合には、保護地の範囲を拡大する。 ・重要な遺構が確認された場合には遺構の保存について協議・追加指定期を含めた適切な保護措置を講じる。 	
建 築 物	<ul style="list-style-type: none"> ・現状地区内に建築物はない。 ・史跡の調査研究や保存活用に資するものを除き、建築物の新設や改修は原則として認めない。 ・やむを得ない場合は、原則の許可申請を行なう。発掘調査等を実施して遺跡に影響を及ぼさないように十分配慮する。 ・整備事業等において、史跡の保存活用のための施設等を設ける場合には、歴史的・学術的・美術的・文化的・社会的価値を考慮して、史跡の保存活用の必要に応じ、待機的に移設・廃止を計る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の新設や増改築を行う場合には、本市教育委員会と事前協議や届出・通知が必要であるとの周知を徹底する。 ・建築物の新設や改築等にあたっては、前橋市景観計画に基づいたものとして、史跡の活用や周辺の景観に影響を及ぼさないよう十分配慮する。 	
道 路 墓 地	<ul style="list-style-type: none"> ・現状地区内に舗装道路はない。 ・史跡の調査研究や保存活用に資するものを除き、道路の新設や改修は原則として認めない。 ・整備事業等において、史跡のための道路を設ける場合には、遺構を傷めることがないよう十分配慮する。 ・既設道路は、史跡の保存活用の必要に応じ、待機的に移設・廃止を計る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・馬鹿沼や本郷等の周辺部屋に遺構の保存や史跡の活用について周知し、理解と協力を求める。 ・道路の新設・拡幅や、既設道路の改修・補修を行う際、調査を伴う場合には、事前協議や届出・通知が必要であり、必要に応じて発掘調査を行い、遺構の保存について協力を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・馬鹿沼や本郷等の周辺部屋に遺構の保存や史跡の活用について周知し、理解と協力を求める。 ・道路の新設・拡幅や、既設道路の改修・補修を行う際、調査を伴う場合には、事前協議や届出・通知が必要であり、必要に応じて発掘調査を行い、遺構の保存について協力を求める。
水 路	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の調査研究や保存活用に資するものを除き、水路の新設や改修は原則として認めない。 ・維持管理のための必要な行為としての工作物の改修及び補修については、許可手続きを経た上で行う。必要に応じて発掘調査を行う。 ・整備事業等において、史跡の保存活用のための工作物を設ける場合には、遺構を傷めることがないよう十分配慮する。 ・史跡の価値に関係しない既設の工作物は、将来的に跡却を目指して除却しても、許可手続きを経た上で行う。 ・土木工事の新設や改修の際に河川内水を除去する小規模土木工事、仮設工作物については、設置に際して前橋市教育委員会と許可手続をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物の新設や増設、跡却を行う際、調査を伴う場合には、事前協議や届出・通知が必要であり、必要に応じて発掘調査を行なう。 ・工作物の新設・拡幅や、既設水路の改修・補修を行う際、調査を伴う場合には、事前協議や届出・通知が必要であり、必要に応じて発掘調査を行い、遺構の保存について協力を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物の新設や増設、跡却を行う際、調査を伴う場合には、事前協議や届出・通知が必要であり、必要に応じて発掘調査を行なう。 ・工作物の新設や増設、跡却を行う際、調査を伴う場合には、事前協議や届出・通知が必要であり、必要に応じて発掘調査を行なう。
工 作 物	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の調査研究や保存活用に資するものを除き、工作物の新設や改修は原則として認めない。 ・維持管理のための必要な行為としての工作物の改修及び補修については、許可手続きを経た上で行う。必要に応じて発掘調査を行う。 ・整備事業等において、史跡の保存活用のための工作物を設ける場合には、遺構を傷めることがないよう十分配慮する。 ・史跡の価値に関係しない既設の工作物は、将来的に跡却を目指して除却しても、許可手続きを経た上で行う。 ・土木工事の新設や改修の際に河川内水を除去する小規模土木工事、仮設工作物については、設置に際して前橋市教育委員会と許可手続をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物の新設や増設、跡却を行う際、調査を伴う場合には、事前協議や届出・通知が必要であり、必要に応じて発掘調査を行なう。 ・工作物の新設・拡幅や、既設水路の改修・補修を行う際、調査を伴う場合には、事前協議や届出・通知が必要であり、必要に応じて発掘調査を行い、遺構の保存について協力を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物の新設や増設、跡却を行う際、調査を伴う場合には、事前協議や届出・通知が必要であり、必要に応じて発掘調査を行なう。 ・工作物の新設や増設、跡却を行う際、調査を伴う場合には、事前協議や届出・通知が必要であり、必要に応じて発掘調査を行なう。
更 樹 木	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の調査研究や保存活用に資するものを除き、新樹の植栽・移植は原則として認めない。 ・樹木の新設・移植は許可手続きを経た上で行う。植栽・移植にあたっては、根巻シートを設置するなどの保護措置を講じ、遺構の保存や史跡の活用に影響を及ぼさないよう十分配慮する。 ・既存の樹木のうち、遺構の保護や史跡の活用に支障を生じる場合は、伐採あるものは伐採する。 ・既存の樹木のうち、遺構の保護や史跡の活用に影響を及ぼさない場合は、伐採せずに、許可手続きを経た上で行う。必要に応じて本市教育委員会議員が会等を行う。 ・整備事業等において、史跡の保存活用のための樹木の植栽・移植にあたっては、遺構を傷めることがないよう十分配慮する。 ・日常的な維持管理は、現状変更等に該当しない時許可手続きは不要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木を伴う行為を行う場合には、事前協議や届出・通知が必要である。必要に応じて発掘調査を行い、遺構の保存について協力を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木を伴う行為を行う場合には、事前協議や届出・通知が必要である。必要に応じて発掘調査を行い、遺構の保存について協力を求める。
等 理 構 物	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の調査研究や保存活用に資するものを除き、理設物(下水道管、污水管、電線管、電源管、灌漑用水管等)の新設は原則として認めない。 ・理設物のための軽微な行為としての理設物設置の改修及び補修については、許可手続きを経た上で行う。必要に応じて発掘調査を行う。 ・整備事業等において、史跡の保存活用のための理設物を設置する場合には、遺構を傷めることがないよう十分配慮する。 ・史跡の価値に関係しない既設の理設物は、史跡の保存活用の必要に応じ、将来的に除却を目指す。除却にあたっては、許可手続きを経た上で行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木を伴う行為を行う場合には、事前協議や届出・通知が必要である。必要に応じて発掘調査を行い、遺構の保存について協力を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木を伴う行為を行う場合には、事前協議や届出・通知が必要である。必要に応じて発掘調査を行い、遺構の保存について協力を求める。
地 形	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の調査研究や保存活用に資するものを除き、盛設物(古水道管、污水管、電線管、灌漑用水管等)の新設は原則として認めない。 ・盛設物のための軽微な行為としての理設物設置の改修及び補修については、許可手続きを経た上で行う。必要に応じて発掘調査を行う。 ・整備事業等において、史跡の保存活用のための理設物を設置する場合には、遺構を傷めることがないよう十分配慮する。 ・史跡の価値に関係しない既設の理設物は、史跡の保存活用の必要に応じ、将来的に除却を目指す。除却にあたっては、許可手続きを経た上で行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木を伴う行為を行う場合には、事前協議や届出・通知が必要である。必要に応じて発掘調査を行い、遺構の保存について協力を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木を伴う行為を行う場合には、事前協議や届出・通知が必要である。必要に応じて発掘調査を行い、遺構の保存について協力を求める。
発 掘 調 査	<ul style="list-style-type: none"> ・現状変更手続きを経た上で、史跡の価値を正確に把握するための範囲内容確認調査を、機会をとらえて実施し、史跡の基礎データの収集を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発掘調査を伴う行為を行う場合には、必要に応じて発掘調査を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画策定に伴って作成した現況調査を基礎図とし、迅速園などの古地図、古写真や現場調査事業前の現況図と比較して発掘調査等によって重要な遺構が確認された場合には、遺構の保存について開発事業者と協議し、追加所定について検討・協議を行う。
追 加 指 定	<ul style="list-style-type: none"> ・機会をとらえて地権者と協議を行い、調整がつき次第公有化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・追加指定後公有化について検討する。 	

表6-1 ゾーン区分ごとの保存管理の方法

第7章 活用

第1節 活用の方針

女塙は、全長約13km、堀幅15~30m、深さ3~4mと極めて大規模な農業灌漑遺構であり、中世初期の農業史や農業土木史、莊園史を知ることができる重要な遺跡である。路線内の各地を経営していた秀郷流藤原氏の同族が共同で行った壮大なプロジェクトであり、大量の労働力を投下した成果であると言える。史跡の活用や整備にあたっては、この規模の大きさを生かしたものとし、史跡を訪れた人が、そのスケール感や開削を行った人々の営みを感じられることを目指す。また、長大な遺構であり、多くの地域にまたがることから、史跡女塙が多くの地域をつなぐ紐帶として、地域と地域、人と人をつなぐことのできる史跡としての活用や整備を目指す。活用の方法としては、以下の6点を柱として進めることとする。

- ①調査研究および情報発信
- ②周辺の歴史文化遺産や文化施設との連携
- ③学校教育との連携
- ④史跡を中心した交流・憩いの場としての活用 溝底面の活用
- ⑤地域づくり活動の拠点としての活用
- ⑥観光資源としての活用

第2節 活用の方法

①調査研究および情報発信

これまでの調査成果の再検証や近年の発掘調査によって、開削年代や塙の起点・終点についても新見知りや課題が提示されている。また、範囲内容確認調査によても史跡としての新しい価値の発見が期待される。今後も調査・研究を進め、その成果を広く発信する。

史跡内に設置した説明板や文化財施設で配布しているパンフレットの充実、当課の文化財ポータルサイト「前橋フィールドミュージアム」での史跡情報の拡充、文化財めぐりの開催など、史跡女塙に係る情報を分かりやすく発信する。範囲内容確認調査の際には、積極的に現地説明会を実施して遺構展示の場として活用する。また、同一遺跡を共有する伊勢崎市をはじめとして、莊園遺跡を持つ太田市（新田莊遺跡）大阪府泉佐野市（日根莊遺跡）などと連携し、学術シンポジウムや講演会を開催して、調査・研究の深化や活用の促進を図る。

②周辺の文化遺産や文化施設との連携

女塙の周辺には、二宮赤城神社などの中世にさかのぼる寺社仏閣や、赤堀城をはじめとした中世城館跡などの歴史文化遺産が多く残されている。二宮赤城神社社地には社域の周囲に塙と土星がめぐり、社殿東には頭白上人が勧請した塔跡が残るなど、中世の社地の形態を良好に残している。また、赤堀城跡は藤原秀郷の後裔とされる赤堀氏の居城で、城中央の本丸は周囲に高さ4mほどの土星が残る。このほかにも大室城や赤石城、青島城など中世城館跡が点在して

いる。平安時代の作と伝える無量寿寺の十一面観音立像や、鎌倉時代の作とされる慈照院の千手観音坐像など、平安時代～中世の木造彫刻や石造物が濃密に分布している。これらの歴史文化遺産は、女塙が築かれた地域の特性や歴史的な背景を理解する上で欠かすことのできない。これらの歴史文化遺産の核として女塙を位置づけ、有機的に結び付けることで、より深く地域や歴史を知ることができる。

史跡女塙を中心として、これら歴史文化遺産を周遊するルートを整備して、周遊コースを案内板やHPに掲載し、赤城山南麓地域や淵名莊の歴史や女塙の歴史的意義をより深く伝える。

③学校教育との連携

女塙は用水路として未完成であったために掘削工法や開削組織の様子などの情報を多く有しており、用水路の開削による地域史の学習としては良好な素材と言える。また、女塙は莊園史などを深く知ることのできる学習素材でもある。

学習素材として活用を促すため、女塙についての分かりやすい解説書や学習指導案などを作成して、学校教育担当課や地域の学校に紹介するとともに、小中学校での出張授業などにより周知を図る。また、堀づくり体験といった体験活動や、水辺の動植物や里山の観察会などの自然観察などを通して、女塙に親しむ機会を増やす。

④史跡を中心とした交流・憩いの場としての活用

長大な遺構である女塙は、前橋市中央部から隣接する伊勢崎市まで多くの地域にまたがっている。このメリットを生かし、路線地域の住民や史跡見学者が憩い、集う場としての活用を進めたい。現在、前橋市粕川歴史民俗資料館や伊勢崎市赤堀歴史民俗資料館などで、女塙にかかる展示を行っている。また、赤堀地区女塙では、花しょうぶ園まつりの期間中、県内のみならず隣県からも見学者が訪れる。このイベントをきっかけとして史跡に关心を寄せる人も多い。既存施設を、文化めぐりなどの拠点施設として利用を進め、資料館などの展示施設における情報提供の拡充することにより、地域住民や史跡見学者の交流の場として活用を促進したい。また、史跡整備において、赤堀地区女塙のように塙底面を中心とした指定地内に適切な植栽を施し、ベンチや東屋など休憩施設を設置して、史跡での交流のみならず憩いの場として活用したい。指定地内の植栽については、史跡を損なうことなく、史跡の来訪者が目を楽しませることのできるものとし、植生状況調査などをもとに今後検討する。



写真 7-1 二宮赤城神社社地



写真 7-2 赤堀花しょうぶ園まつり

⑤地域づくり拠点としての活用

地域の紐帶として女塙を位置づけるには、地域住民とともに史跡の活用を検討・実践することが不可欠である。また、富田地区のように地元自治会に除草を委託するなどして史跡にふれあう活動も重要であり、地域住民が女塙の管理や活用に参画できる連携体制の構築が急務である。具体的には、地域住民による解説ボランティアの養成や、除草などを地域に委託するのみならず、定期的に史跡の清掃などを行う清掃サポーターの導入などが考えられる。また、整備の進展に伴って、女塙を地域の憩いの場とするだけでなく、地域の屋外行事の場として利用してもらうなど史跡に触れ合う機会を増やすことにより、地域住民と史跡の価値の共有を図る。

⑥観光資源としての活用

前橋市内には、ぐんまフラワーパークや日帰り温泉施設など多くの観光施設があり、豊富な観光資源を自転車で周遊する「自転車のまち」としての取り組みが進んでいる。女塙を観光資源の一つとしてサイクリングツーリズムに取り入れることにより、観光目的の旅行客を取り込むことができ、観光振興との相乗効果が期待される。

女塙は全長約13kmにわたる長大な造構であり、自ら体を動かしてその大きさを感じてもらうことにより、大量の労働力を投入して実施した一大プロジェクトの規模を体感してもらうことができると考えられる。モデルコースを作成してHPやパンフレットなどで広く周知し、ほかの観光資源とともに指定地をポイントの一つとして周遊する。モデルコースにはトイレや休憩施設などを明示する。現在サイクリングコースなどとしては整備されておらず、専用道路や案内標識などもないため、安全面を重視するとともに、利用者が迷わないようなモデルコースを設定する必要がある。

第3節 活用促進のための短期的整備

第4章で課題にあげたとおり、史跡女塙は整備をほとんど行っておらず、史跡見学ためのベンチや遊歩道といった施設も設置されていない。また、部分的に様の伐採などの環境整備を行ったものの、樹木の間伐などは未実施のため、二之宮地区峰下地点や飯土井地区では史跡の見通しも利かず、史跡に近づいて周遊することもできない。このような状況では史跡の活用も難しく、愛着の醸成は難しい。今後史跡の利活用の促進を図るためにも、樹木の間伐などの環境整備や仮設の遊歩道の設置といった短期的整備の実施が急務である。その上で適切な日常管理を行うことで、史跡に親しむ機会を増やし、一層の活用が期待できる。全体的な整備（長期的整備）までには時間を要することから、短期的整備とともに利活用の促進を図ることにより、長期的整備への機運の醸成も見込むことができる。

第4節 伊勢崎市との連携

隣接する赤堀地区女塙を所管する伊勢崎市では、史跡の保護と活用を目的として平成元年から花しょうぶの植栽を始め、平成5年には花しょうぶ園として開園した。花が咲く6月には花しょうぶ園まつりを開催し、開花期間には毎年10万人もの観光客が訪れる花の名所となっています。

る。また、平成16年に保存管理計画を策定した後、範囲内容確認調査を行って、平成31年度に整備基本計画を策定予定である。伊勢崎市で実施してきた範囲内容確認調査の成果はもちろんのこと、活用や整備にあたっての良好な先行事例となっている。史跡のスケール感を伝えるには、指定地の各地区が有機的につながっている必要があり、そのことによって、女塙が多くの地域をつなぐ紐帶としての役割を果たすことができると考えられる。今後とも両市が緊密な連携を図って活用や整備を進める。

第8章 整 備

第1節 整備の方針

遺構や遺物の保護を前提とし、史跡の有効活用のため史跡整備を行う。前章でふれたとおり、史跡女塙の活用や整備にあたっては、史跡の規模の大きさを感じられ、地域や人々をつなぐことができるすることを目指す。また、指定地が点在し、遺構の遺存状況もそれぞれ異なることから、各地区の特徴を生かした整備を行う。

史跡女塙は、指定地の9割以上が公有化されており、前橋市所在のほかの史跡と比較しても整備のための条件が整っていると言える。しかし、範囲内容確認調査が未実施であるため、史跡の様相が明らかでない地区も多く、今後新たな価値の発見も期待される。また、指定地周辺の土地利用の状況から、現状では早期に全面的な整備を行うことは困難である。このため、整備計画策定にあたっては、長期的な計画のみならず、短期的な整備計画を設定して、段階的な整備が必要である。

隣接する伊勢崎市では現在整備計画を策定中であることから、地区ごとの特徴や性格を生かしながらも協調を図り、史跡としての一体性を損なわないものとする必要がある。

第2節 整備の方法

(1) 短期的な整備計画

短期的な整備としては、遺構の保全を目的とした整備と、当面の活用を目的とした整備がある。いずれも全面的な整備を実施するまでの暫定的な整備である。

① 遺構の保全を目的とした整備

第4章にてあげたとおり、史跡女塙では遺構保全する上での種々の課題が生じている。富田地区などでは雨水などにより塙法面や掘削排土が洗われ、抉れなどが発生している。東大室地区下神沢地点では、台風などの自然災害によって塙法面が崩落するなど、遺構面の保護が必要である。

二之宮地区峰下地点などでは、指定地内の樹木が繁茂しており、強風などによって大ぶりの枝や幹が折れて、隣接する住宅などにも被害が及んでいる。根から倒れるような場合には遺構を傷める事態も発生しており、早急に間伐や剪定を実施する必要がある。

雨水などの流路の変更や側溝の敷設替えなどは長期的な整備の中で検討すべき課題であるが、飯土井地区など指定地内に雨水の流れができる箇所については、簡易的な側溝を設置するなど措置が必要である。

これらのことから、遺構の保全を目的とした短期的整備としては、下記のような事項が想定される。

【整備例】

- ・暫定的な保護盛土・蛇籠の設置
- ・樹木の間伐・剪定、外来種及び用材種樹木の撤去
- ・草本・低木の植栽
- ・整地・簡易舗装
- ・簡易柵の設置
- ・塩ビパイプなどを用いた簡易側溝の整備 など

②活用を目的とした整備

前章で述べたとおり、活用促進のためには暫定的な整備が必要と考えられる。史跡散策のための簡易的な木道やベンチなどの設置や、各地区を周遊するための案内標識の設置、周辺の歴史文化遺産を見学するための案内板の設置などが挙げられる。

史跡下野国分寺では、復元した基壇前に、アクリル板に描いた七重塔の復元図を設置して、両者を重ね合わせることにより塔の高さを体感できる仕組みを取り入れている。このような手法は、ARやVRといったCGなどによる立体復元より簡易的であり、短期的整備にも有効な手法と考えられる。掘削時の想定復元図や通水ができた場合の遺構の想像図など、史跡の理解につながると言えよう。また、樹木の間伐により、遺構の保全のみならず、遺構の見通しが利くようになり、現況での遺構の規模を感じることができるようになると考えられる。

ガイダンス施設については、長期的整備の中での検討が必要だが、前橋市粕川歴史民俗資料館や伊勢崎市赤堀歴史民俗資料館を、当面の間の展示や情報提供の拠点施設と位置付け、展示のみならず、パンフレットや見学コースガイドの配布、地域住民・史跡見学者の交流の場として活用を促進したい。

【整備例】

- ・各地区間をつなぐ案内標識の設置
- ・史跡周辺の歴史文化遺産や便益施設などを表示した案内板の設置
- ・遺構立体表示板の設置
- ・樹木の間伐・剪定 など



写真8-1 史跡案内板の例（上野国分寺）



写真8-2 遺構立体表示板の例（下野国分寺）

(2) 長期的な整備計画

今後範囲内容確認調査などを通じて、各地区の性格や特徴を明らかにした上で全面的な整備計画を策定する。遺構や遺物の保護を最優先とし、史跡を確実に次世代へと継承する。その上で、史跡を有効活用することとし、史跡の規模を感じてその価値を学び、地域や人々をつなぐことのできる整備を行う。

史跡の価値を広く周知するため、史跡のスケール感や開削を行った人々の営みを感じることができるよう遺構を表示する。東大室地区西神沢地点のように、掘削排土部分に盛土して遺構を復元表示することはとても分かりやすく、多くの史跡で取り入れられている有効な手法である。掘削排土の土層断面の展示は、大規模な土木工事であったことを理解しやすい。遺構の復元表示以外にも、ARやVRによる遺構立体表示も史跡の規模を伝えるには効果的な手法である。このほか、指定地内に広場を設けるなどして、体験学習や交流の場とすることも必要である。

また、便益施設としては、史跡周辺の景観に配慮した上で、適地に駐車場やトイレ、東屋、ベンチなどを設置する。赤堀地区のように適切な草本を植栽・管理して、史跡を憩いや交流の場として活用することも重要である。情報発信や交流の拠点としてのガイダンス施設の設置も整備計画策定の検討課題となる。

史跡全体を通してその価値を伝え、史跡としての一体性を保ちながら各地区・地点の特徴を生かした整備を行う。

【整備例】

- ・遺構の保護盛土、排水路の整備、継続的な樹木の間伐・剪定、遺構保護のための草本・低木の植栽
- ・盛土などによる掘削排土の復元、土層断面の展示、ARやVRによる遺構の立体復元
- ・駐車場やトイレ、東屋、ベンチ、屋外照明などの便益施設の設置
- ・ガイダンス施設の設置



写真 8-3 仮設盛土による遺構復元の例
(史跡女塙)



写真 8-4 VRによる遺構復元の例
(総社資料館ナビ)

第9章 運営・体制の整備

第1節 運営・体制の方針

史跡の適切な保存管理・活用を行うため、機能的な運営体制を整備する。文化庁及び群馬県教育委員会の指導の下、前橋市教育委員会事務局文化財保護課を中心として関連部局や関係団体と連携体制を構築し、適切な保存管理や活用、整備を進める。また、持続可能な保存管理や活用体制の整備には住民との協働が不可欠であり、主体的な運営が可能な人材や団体の育成を図る。史跡に親しむ機会を増やすことにより、住民の史跡への愛着の醸成も期待される。

上述のとおり、女堀は隣接する伊勢崎市にまたがっており、伊勢崎市教育委員会文化財保護課をはじめとした関連部局や関係団体とも連携を図り、充実した運営体制を整備する。

第2節 運営・体制の方法

管理責任者は前橋市教育委員会事務局文化財保護課とし、文化庁および群馬県教育委員会の指導の下に保存管理にあたる。整備計画の策定・実施にあたっては、関連部局や地元自治会、有識者とも連携した委員会の設立を目指す。

活用のみならず保存管理についても市民参加に向けた取り組みを実施し、将来的には史跡愛護団体を設立し、史跡ガイドの養成を目指すこととする。また、学校教育とも連携し、地域の歴史学習や自然観察をおおして史跡への愛着を醸成する。そして植生管理などの保存管理への参加や、史跡のジュニアガイド養成講座などを開催し、将来の活動の担い手を育成する。

史跡がまたがる伊勢崎市では、史跡女堀の整備を先行して進めており、現在整備基本計画を策定している。史跡としての一体性を確保し、より効果的な保存管理や活用を図るためにも共同事業の実施や連携体制の確立および強化を行う。

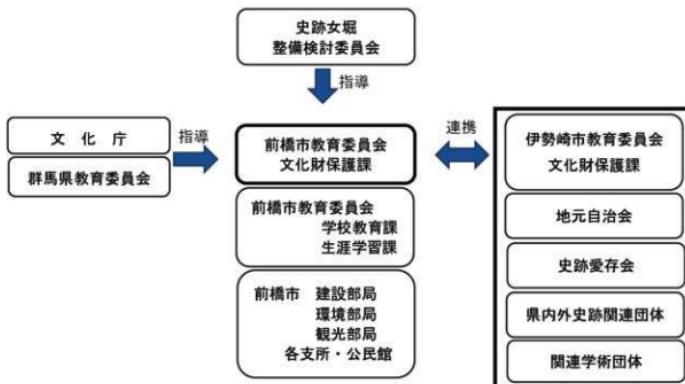


図 9-1 目指す体制

第10章 行動計画の策定・実施

前章までに策定した保存管理や活用、整備の計画について、おおむね10年以内に実施する短期計画と、これ以降に実施予定の本格的な整備に伴う長期計画に区分し、保存活用計画表として示した。

事業計画	短期計画（おおむね10年以内）	長期計画（それ以降）
調査・研究	<ul style="list-style-type: none"> ゾーンⅠ：史跡の価値を正確に把握するための範囲内容確認調査を実施し、史跡の基礎データの収集を図る。 ゾーンⅡ：必要に応じて発掘調査を実施する。 	
保存管理	<ul style="list-style-type: none"> 建築物・道路・水路・工作物・樹木・埋設物等の現状変更に対し、保存管理のゾーン区分毎の取扱基準に従い、遺跡の保護に係る周知、協議による調整、許認可事務、確認調査を行う。 	
公有地化等	<ul style="list-style-type: none"> 既指定地内の民地の公有化を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 追加指定地の公有化を進める。
追加指定等	<ul style="list-style-type: none"> ゾーンⅡのうち、既指定地と連続性があり、保存状態が良好な場所の追加指定を目指す。 本計画策定に伴って作成した現況図を基礎図として追加指定地の検討を進める。 発掘調査等によって重要な遺構が確認された場合には、遺構の保存について開発事業者と協議し、追加指定について検討・協議を行う。 	
活用	<ul style="list-style-type: none"> 調査研究成果について、拠点施設やパンフレット・HPなどのより積極的に情報発信し、史跡の価値の周知する。 周辺の歴史文化遺産や灌漑施設との連携を行い、周遊ガイドコースや周辺文化財情報の提供。 学校教育部署への情報提供を行い、両者で学習指導案の作成を行うなどの連携する。 史跡に触れ合う機会を増やし、地域住民と史跡の価値を共有する。 サイクリングツーリズムを通じた観光振興との連携。 	<ul style="list-style-type: none"> 情報発信の充実。 学校教育での積極的な活用。 整備後の史跡での活用を推進し、憩いや交流の場所としての活用。 観光部署との連携を強化し、観光資源としての活用を推進。
整備	<ul style="list-style-type: none"> 危険箇所の暫定的な保護盛土・蛇籠の設置、簡易柵や仮設倒溝の整備。 樹木の間伐・剪定、外来種・用材種樹木の撤去。 簡易的な木道やベンチなどの便益施設の設置。 史跡説明版の定期的な改修。 史跡の案内標識や周辺歴史文化遺産の案内板の設置。 	<ul style="list-style-type: none"> 遺構の保護盛土や遺構保護のための草木・低木の植栽。 盛土等による掘削堆土の復元や土層断面展示。 ARやVRによる遺構の立体復元。 駐車場やトイレ、ベンチ、東屋などの便益施設の設置。 ガイダンス施設の設置。 関連部署とも連携し、サイクリングなどためのコースの整備。
管理運営体制	<ul style="list-style-type: none"> 関連部署や隣接する伊勢崎市との連携強化。 市民参加型の人材育成。 	<ul style="list-style-type: none"> 関連部署や伊勢崎市との連携強化。 市民団体との連携による持続可能な管理運営体制の確立。

表10-1 事業計画

第11章 経過観察

第1節 経過観察の方針

国民共有の財産である史跡を確実に保護し、次世代へと継承するためには、将来にわたって継続的に保存活用に取り組むことが必要である。管理運営主体である前橋市教育委員会事務局文化財保護課には、その過程において自主的な経過観察を定期的に実施することが求められる。経過観察を行うことにより現状を正確に把握し、分析結果を保存活用事業に反映させることにより、実施方法の改善の指針とする。

第2節 経過観察の方法

経過観察の方法としては、事業や施策の進行管理などで広く用いられるPDCAサイクルを取り入れ、継続的な改善を図る。実施主体は前橋市教育委員会事務局文化財保護課とする。

- ① Plan : 現状や将来の予測などをもとに事業計画を策定する。保存管理や活用、整備、運営体制の整備など、実現可能な具体的な計画とする。
- ② Do : 計画に沿って業務を実施する。
- ③ Check : 実施した業務が計画に沿っているか点検・評価する。本計画に定める基本方針に対して、どの程度達成されているのか具体的に明記し、前橋市教育委員会事務局文化財保護課内の共通認識とする。各項目に対する達成度を評価する。
- ④ Action : 点検結果を踏まえて課題を整理し、実施方法の見直しや次期計画の立案の指針とする。

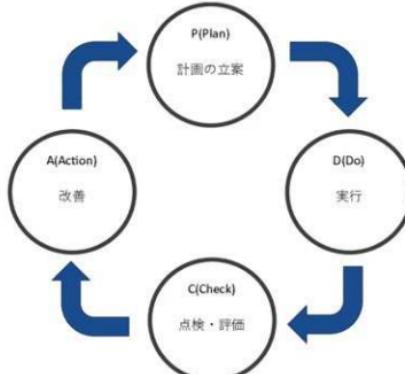


図11-1 経過観察の方法

引用・参考文献

- 赤堀村教育委員会（1979）『川上遺跡、女堀遺構発掘調査概報』
- 赤堀村教育委員会（1985）『中畠遺跡、女堀用水道構築発掘調査概報』
- 赤堀町・赤堀村教育委員会（2004）『史跡「女堀」保存管理計画書』
- 飯島義雄（2009）『灌漑用水道構・女堀の赤城山南麓への引水経路の検討』『研究紀要27』群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 飯島義雄（2016）『女堀の実像を求めて』みやま文庫220
- 伊勢崎市教育委員会（2014）『史跡女堀シンポジウム』
- 伊勢崎市教育委員会（2015）女堀パンフレット
- 伊勢崎市教育委員会（2015）『史跡女堀－未完成の大規模灌漑用水路「女堀」の発掘調査－』
- 伊勢崎市教育委員会（2017）『史跡上野国佐佐郡正倉跡保存活用計画』
- 伊勢崎市教育委員会（2018）『史跡女堀2－史跡整備に伴う発掘調査報告書－』
- 梅澤重昭（2004）『女堀の受益地域を考える－その歴史地理学的考察－』『ぐんま史料研究』第22号
- 笠懸野岩宿文化資料館（2002）『岡上景能とあかがね街道』
- 鎌倉佐保（2009）『浅間山噴火と中世莊園の形成』『日本中世莊園制成立史論』塙書房
- かみつけの里博物館（2004）『1108-浅間山噴火-中世への胎動』
- 川道亨（2016）『赤堀花しょうぶの女堀を掘る』『大室古墳の教室 考古学講演会・講座の記録2』前橋市教育委員会
- 群馬県（1987）『群馬県植物誌 改訂版』
- 群馬県（1991）『群馬県史 通史編2 原始古代2』
- 群馬県教育委員会（1980）『女堀』
- 群馬県教育委員会（1981）『教材群馬の文化財2 中世編』
- 群馬県教育委員会（1981）『教材群馬の文化財3 近世・近代・民俗編』
- 群馬県地質図作成委員会（1999）『群馬県10万分の1地質図』
- 群馬県埋蔵文化財調査事業団（1985）『女堀』
- 群馬県埋蔵文化財調査事業団（2007）『群馬の遺跡7 中世～近代』
- 群馬県埋蔵文化財調査事業団（2009）『荒砥前田』『遺跡』
- 群馬県埋蔵文化財調査事業団（2009）『富田新井遺跡・富田大泉坊B遺跡・富田大泉坊A遺跡・富田宮田遺跡・富田宮下遺跡』
- 渋川市教育委員会（2018）『史跡瀧石器時代遺跡保存活用計画』
- 早田勉（2004）『火山灰編年史からみた浅間火山の噴火史』『108-浅間山噴火-中世への胎動』かみつけの里博物館
- 文化庁文化財保護部（1983）『月刊文化財』1月号 第一法規出版株式会社
- 文化庁文化財保護部（1993）『月刊文化財』6月号 第一法規出版株式会社
- 文化庁文化財財政部（2016）『月刊文化財』9月号 第一法規出版株式会社
- 能登健（2010）『女堀の発掘 その後－女堀研究のための今後の分析視点を整理する』『近藤義雄先生卒寿記念論集』
- 能登健・川道亨（2018）『農業用水路「女堀」の名称について』『群馬文化』第332号
- 文化庁文化財部記念物課（2015）『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』
- 平凡社（1989）『よみがえる中世5－浅間火山灰と中世の東国』
- 本間昇（2003）『地域教材としての女堀』『研究紀要21』群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 前橋市教育委員会（1981）『富田遺跡群・西大室遺跡群』
- 前橋市教育委員会（1983）『文化財調査報告書第13集』
- 前橋市教育委員会（2005）『文化財調査報告書第35集』
- 前橋市教育委員会（2006）『文化財調査報告書第36集』
- 前橋市教育委員会（2016）『赤城山南麓の中世 史跡女堀』
- 前橋市史跡整備委員会（2012）『歴史のまち前橋』の創出－前橋市史跡整備委員会提言書』
- 前橋市埋蔵文化財発掘調査団（2007）『石関西田遺跡Ⅲ』
- 峰岸純夫（1959）『赤城山南麓灌漑用水道構「女堀」について 女堀の起点と利根川』『伊勢崎史』第2巻7号
- 峰岸純夫（1979）『第3章古代の東村』『東村誌』東村役場

資 料 編

I 関係法令

文化財保護法

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化の向上を図すとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。(文化財の定義)

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

(中略)

四 足づか、古墳、都城跡、城跡、田宅その他の古跡で我が国にとって歴史上又は学術上貴重なところを有するもの、庭園、彌榮(めいじょう)、築谷、山畠その他の名勝地で我が国にとって歴史上又は美術上の価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む)、植物(自生地を含む)及び其遺物(特別自然の景観の有するしていする土地を含む)で我が国にとって学術上価値の高いもの(以下「記念物」という)。

3 この法律の規定(第二百一十条、第二百一十一条、第二百二十二条、第二百三十九条、第二百四十条、第二百五十三条第一項第七及び第八項、第二百六十五条並びに第二百七十二条の規定を除く)、史跡名勝天然記念物には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

(政府及び地方公共団体の責務)

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財が我が国の歴史、文化等の正しい理解や利用のためのものであることを、且つ、将来の文化的な発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるよう、周到の注意をもってこの法律の趣旨(重要文化財の保護)に努めなければならない。(国、所有者等の権限)

第四条 一般市民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国財であることを自覚し、これを社会のために大切に保護することにより、できることこれらを公衆等への文化的な貢献に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当て関係者の所有権その他の権利を尊重しなければならない。

(中略)

第二章 管理(管理方法の表示)

第三条 文化庁長官は、重要な文化財の所有者に対し、重要な文化財の管理に必要な措置をすることを認める。

(所有者の管理義務及び管理責任)

第三十一条 重要な文化財の所有者は、この法律並びにこれに基いて発する文部省令及び文化庁長官の命令に従い、重要な文化財を管理しなければならない。

2 重要な文化財の所有者は、当該重要な文化財の適切な管理のため必要があるときは、第十九条の二第一項に規定する文化財の管理の責めに任すべき者は、当該重要な文化財を自ら自行して或は代理して文化財の管理の責めを負わせることによって、その運営を委託することができる。

3 前項の規定による管理責任者を選定したときは、重要な文化財の所有者は、文部科学省令による選定の手続に従った書面をもって、当該管理責任者と署名の上、文化庁長官に提出する旨を以て選定される。

4 管理責任者には、前条及び第一項の規定を準用する。

(所有者又は管理責任者の責務)

第三十二条 重要な文化財の所有者は、文部科学省令の定める手続に従った書面をもって、且つ、所附属するに付された文部科学省令の定める手続に従った書面をもって、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

2 重要な文化財の所有者は、管理責任者を変更しようとしたときは、文部科学省令の定めた手続に従った書面をもって、新管理責任者と署名の上、文化庁長官に提出しなければならない。この場合には、前条第三項の規定は適用しない。

3 重要な文化財の所有者は、その役名若しくは名前を変更したときは、文部科学省令の定める手続に従った書面をもって、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。氏名若しくは名前又は住所が重要な文化財の所有者に係るときは、届出の際改定書を添えなければならない。

(管理責任者の管理)

第三十三条 重要な文化財につき、所有者が管理しない場合又は所有者として管理責任者による管理が著しく困憊(こんぱん)しては不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該重要な文化財の保護のための必要な管理(当該重要な文化財の保護のため必要な施設、設備等の物件)を当該重要な文化財の所有者又は管理に負担するもの(費用を含む)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官によつて、あらかじめ、当該重要な文化財の所有者(所有者が不明ない場合は、その他の法人)及び権利者に指定しよとしに指示しようとする場合(以下「権利者」という)。

3 第一項の規定による指定の場合は、その旨を文部科学省令に付された文書(以下「許可」という)に記載するものとする。

4 第一項の規定による指定には、第二百二十二条の規定を準用する。

(昭和二十五年法律第二百二十四号)

最初改正 平成三十一年法律第四十二号

5 重要な文化財の所有者又は占有者は、正當な理由がなく、第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この及び五百百にハシナリ)が行うその管理のため必要な措置を妨げ、妨害(ほあい)、毀損(ひそん)等を行ふその管理のため必要な措置を妨げ、妨害(ほあい)、毀損(ひそん)等ではない。

6 管理権は、第三条及び第三十一条第一項の規定を準用する。

第三十二条の三 前条第一項に規定する事項が消滅した場合その他の特権の事由があるときは、文化庁長官は、管理権の指定を解除することがある。

2 前項の規定による解除には、前条第三条及び第二十九条第一項の規定を準用する。

第三十二条の四 管理権の行使に管理に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管轄管体の負担とする。

2 前項の規定による費用は、所有者(管理責任者は)と管轄管体との協議により、所有者の受け取る利息の限度において、管理に要する費用の一部を所有者の負担とすることを前提とする。

(算定、引ききり)

第三十三条 重要な文化財の一部又は一部が滅失し、若しくは引ききり、又はこれを失し、若しくは盗み取られときは、所有者(管理責任者は)は、文部科学省令の定めによる場合を除いて、管轄管体の負担とする。

2 前項の規定による費用は、所有者(管理責任者は)と管轄管体との協議により、その事項を記載した日から十日以内に文化庁長官に届けなければならぬ。

(算定、引ききり)

第三十四条 管理権の期間

第三十五条 重要な文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、重要な文化財の所有者は管轄管体がその負担に堪えない場合その他の特別の事情がある場合には、政府は、その経費の一部に充てさせるため、重要な文化財の所有者は管轄管体に対し、補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、文化庁長官は、その補助の条件として前項の規定に従つて必要な事項を指示することができる。

3 文化庁長官は、必要なと認めるときは、第一項の補助金を交付する重要な文化財の管理のための運営にあたる費用は、文部科学省令の定めによる場合に限られる。

4 文化庁長官は、前項の規定について権利者に諮詢することができる。

(管理による命合は勤務)

第三十六条 重要な文化財を管理する者が不任となり又は修理が適当でないため重要な文化財が滅失し、引ききり、又は盗み取られると認められたときは、文化庁長官は、所有者、管理責任者は管轄管体に対し、重要な文化財の管理をその他の者に任ぜ、管理方法の改善、防火装置その他の施設の設置その他管轄管体に限るに必要な措置を命じ、又は勤告することができる。

2 前項の規定による命合は勤務に基于する重要な文化財のための必要な費用は、文部科学省令の定めによるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とする。

3 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第三項の規定を準用する。

(修理による命合は勤務等は勤務)

第三十七条 文化庁長官は、国宝にきぎ扱っている場合において、その保存のため必要な修理又は勤告をすることができる。

2 文化庁長官は、国宝以外の重要な文化財にきぎ扱っている場合において、その保存のため必要な修理又は勤告をするときは、所有者は管轄管体に任し、その修理について必要な費用を負担することができる。

3 文化庁長官は、前項の規定による命合は勤務に基于する修理のために必要な費用は、文部科学省令の定めによるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

4 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

(中略)

(既往变更更正制度)

第五十条 重要な文化財に於けるその現状を変更し、又はその存有に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を以てなければならぬ。

ただし、現状変更については被許可の権利者に於ける現状の指摘は非常災害のため必要な急措置を執る場合、公的影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、此限りでない。

2 前項の規定に於ける被許可の権利者に於ける現状の指摘は、文部科学省令で定める。

3 文化庁長官は、第(四)の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に際して必要な措置をすることを定める。

4 第(四)の許可を受けた者が前項の条件に従わなかったときは、文化庁長官は、許可に係る権利の変更者若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 第(一)の許可を受けることがなかつたことにより、又は第三項の許可の条件を行わせられたことによって預託を受けた者は、対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(中略)

(被許可の権利の譲渡)

第五十六条 重要な文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該重要な文化財に因るこの法律に基づく文化庁長官の命令、勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2. 前項の場合には、田所有者は、当該重要文化財の引渡しと同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければなりません。
3. 管理団体が指定され、その指定が解除された場合には、第一項の規定を準用する。但し、管理団体が指定された場合には、もつばら所有者に権利義務について、この限りでない。
- (中略)
- 第六章 球磨文化財
- (歴史的ための発掘に関する届出、指示及び命令)
- 第九十五条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その発見と上記を発見しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した届出書をもって、当該届出書をうなづかし、文部科学省令の二日以内でに文化庁長官に届けなければなりません。ただし、文部科学者の場合の場合は、この限りでない。
2. 埋蔵文化財の保護上特に必要な措置をとる場合は、文化庁長官は、前項の届出による発掘に際して必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは止を命ぜ得ることができる。
- (土木工事等ための発掘に関する届出及び指示)
- 第九十六条 土木工事その他の埋蔵文化財の発見以外の目的で、且づか、古墳その他の埋蔵文化財の発見が予想される上記の区域（以下「埋蔵の区域」）に埋蔵文化財（以下、「トコ」）を運搬しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同前条第三十日目（ある時は、六十日目）と読み替えるものとする。
2. 埋蔵文化財の保護上特に必要な措置をとる場合は、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に当し、当該発掘前ににおける埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他必要な事項を指示することができる。
- (中略)
- (埋蔵文化財包蔵地の埋藏)
- 第九十五条 地方公共団体は、周辺の埋蔵文化財包蔵地において、資料の収集その他の周辺の歴史を明らかにするために必要な措置の実施に努めなければならない。
2. 國は、地方公共団体が行う前項の措置に關し、指導、助言その他の必要な認める措置をとることができる。
- (遺跡の開発に関する届出、停止命令)
- 第九十六条 土地の所有者又は占有者若しくは出土により且づか、住居跡、古墳跡その他の埋蔵文化財の発見を見し及さざる者は、第一項第一項の規定による届出書にててその発見を告げ、その他の所有者若しくは占有者をして、その発見を告げることなく、通常なく、文部科学省令の定める事項を記載した届出書をもって、その旨を文化庁長官に届けなければならない。ただし、非常災害のために必ず必要な緊急措置を執る場合は、その範囲において、この規定を変更することを妨げない。
2. 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る道筋が重要なものあり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるとときは、その他の所有者又は占有者をして、期間及び区域を定めて、その現状を定期的に監視しならしめ、又は監視の結果、又は命ぜるを命ぜることができる。ただし、この期間は、三ヶ月を超えて許さない。
3. 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときあらかじめ、関係地方公共団体の意見を聽かなければなりません。
4. 第二項の場合には、第一項の届出から起算して一ヶ月以内にしなければならない。
5. 第二項の場合において、同項の期間内に調査が行はずして、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、當該命令に係る区域の全部又は一部について、その区域に延長することができる。ただし、當該命令の期間が三ヶ月を超えて許さない場合は、この限りでない。
6. 第二項の規定の期間を超過する場合は、第一項の規定が含まれるものとする。
7. 文化庁長官は、第一項の届出がなされた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。
8. 文化庁長官は、第一項の措置を執った場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該措置の実施に必要な措置をとることができる。前項の規定により第一項の措置を執った場合を除き、第一項の届出がなされたときも、同じとする。
9. 第二項の規定によつて受けを対象とした者は、國は、その通常生ずべき損失を補償する。
10. 項の場合は、第十四条第二項から第四項までの規定を準用する。
- (中略)
- (地方公共団体による発掘の実行)
- 第九十九条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるとときは、埋蔵文化財を調査すると認める土地の発掘を行なうことができる。
2. 地方公共団体は、前項の発掘に關し、事業者に對し協力を求めることがある。
3. 文化庁長官は、地方公共団体に對し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。
- (返還又は通達等)
- 第一百条 第九十八条第一項の規定による発掘により文化財を発見した場合において、文化庁長官は、当該文化財の所有者が判明しているときはこれをもつて、所有者に返還する。但し、遺失財物（平成十八年法律第二十一条第一項第一項の規定による発掘の際にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをもつて）を除く。
2. 項の規定は、前条第一項の規定によつてにより都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項のものとす。
3. 指定都市（以下「指定都市」という。）の教育委員会が文化財を発見した場合における当該教育委員会について、
3. 第一項（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けたときは、警察署長は、直ちに当該文化財につき遺失財物第七条第一項の規定による公告をしなければならない。
- (提出)
- 第一百一一条 遺失財物法第四条第一項の規定により、埋蔵物として提出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を当該物件の発見された区域の所有者に提出する。但し、当該区域の教育委員会（当該区域が都道府県の区域に存在する場合は、当該都道府県の教育委員会）に提出する場合は、当該区域の教育委員会に提出する。
2. 遺失財物の教育委員会は、前項の認定の結果該物件を文化財と認めたときは、その旨を警察署長に通知し、文化財でないと認めたときは、当該物件を警察署長に差し戻さなければならぬ。
- (引取)
- 第一百一十二条 第百条第一項に規定する文化財又は同法第二百四条若しくは前条第二項に規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返却の請求があつたときは、文化庁長官又は都道府県若しくは指定都市等の教育委員会は、当該警察署長にこれに引取をさせなければならない。
- (附則)
- 第一百一十三条 埋蔵文化財の適用には、この法律に特別の定めのある場合のほか、埋蔵文化財の適用があるものとする。
- 第十七条 史跡名勝天然記念物
- (附則)
- 第一百一十四条 史跡名勝天然記念物
- (附則)
- 第一百一十五条 文部科学省は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。
2. 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡、特別名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。
- (附則)
- 第一百一十六条 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、当該史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者に付帯する権利を有する者に、当該所有者に通知する。
4. 前項の規定によつてべき手續をし、多款で複数に通じてしるし事情がある場合には、文部科学大臣は、同一の規定により通じてしるし事情がある場合は、その表示をされた日のから二週間を経過した時に同様の表示によつてしるし事情があると見定す。
5. 第一百一十六条の規定によつてしるし事情がある場合は、第一項第一項による認定の結果があつた日のから二週間に通じてしるし事情がある場合は、同様の特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の所有者又は占有者に付帯する権利を有する者に、当該所有者に通知する。
6. 文部科学大臣は、第一項の規定によつてしるし事情がある場合は、その表示をされた日のから二週間に通じてしるし事情がある場合には、その表示をした日のから二週間を経過したときに同様の特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の所有者又は占有者に付帯する権利を有する者に、当該所有者に通知する。
7. 文部科学大臣は、第一項の規定によつてしるし事情がある場合は、その表示をされた日のから二週間に通じてしるし事情がある場合には、その表示をした日のから二週間を経過したときに同様の特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の所有者又は占有者に付帯する権利を有する者に、当該所有者に通知する。
- (附則)
- 第一百一十七条 特別史跡、特別名勝天然記念物の所有者又は占有者は、当該史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者に付帯する権利を有する者に、当該所有者に通知する。
2. 文部科学大臣は、文化庁長官に付託する教育委員会は、第九条第一項に規定する文化財の所有者又は占有者に付帯する権利を有する者に、当該所有者に通知する。
3. 第一百一十七条の規定によつてしるし事情がある場合は、文部科学大臣は、文部科学大臣に付託する教育委員会に付託する。
4. 第一百一十六条の規定によつてしるし事情がある場合は、文部科学大臣は、文部科学大臣に付託する教育委員会に付託する。
- (附則)
- 第一百一十八条 特別史跡、特別名勝天然記念物の所有者又は占有者は、当該史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者に付帯する権利を有する者に、当該所有者に通知する。
2. 文部科学大臣は、文化庁長官に付託する教育委員会は、第九条第一項に規定する文化財の所有者又は占有者に付帯する権利を有する者に、当該所有者に通知する。
3. 第一百一十七条の規定によつてしるし事情があつたときは、文部科学大臣は、その努力を失う。
3. 第一百一十七条の規定によつてしるし事情があつたときは、文部科学大臣は、その努力を失う。
4. 第一百一十六条の規定によつてしるし事情があつたときは、文部科学大臣は、これを解消することができる。
4. 第一百一十六条の規定によつてしるし事情があつたときは、文部科学大臣は、これを解消することができる。
- (管理団体による管理及び復旧)
- 第一百一十九条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がいか若しくは判断しない場合又は所有者がしくは百三十条第一項の規定によつて選任した管轄の責任に付託する場合は、文部科学大臣は、その管轄の責任に付託する。但し、該管轄の区域にかかる場合は、文部科学大臣は、直ちに当該区域の所有者に指定して、当該史跡、当該名勝天然記念物の保存のため必要な管轄及び復旧（当該史跡、当該名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備の他の物件で当該史跡、当該名勝天然記念物の所有者又は管理に従事するもの）の管理及び復旧を含む。)

- を行わせることができる。
2. 第項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
3. 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権利者に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。
4. 第一項の規定による指定には、百第五十九条第四項及び第五項の規定を準用する。
- 百第五十九条、百第六十二条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この条において「管轄団体」という。）は、文部科学省令で定める基準により、史跡名勝天然記念物に必要な標識、説明板、看板等、圓いその他の施設を設置しなければならない。
2. 史跡名勝天然記念物の保存管理のための土地区画整理事務所について、その土地の所在、地番、権利者等の登記簿並びに地籍帳並びに所有権登記簿の登記事務の実施等を行うように、文化庁長官は、その旨を定めなければならぬ。
3. 管理責任者が復旧を行う場合は、管理責任者は、あらかじめ、その取り扱い方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が認めない場合を除く。）又は権利者に基づく占有者の意見を聞きなればならない。
4. 史跡名勝天然記念物の所有者又占有者は、正当な理由がなくして、管轄団体が行う管理若しくは復旧はその管理権限ではなく復旧のため必要な措置を担当し、受け、又は実行しない場合は、不法行為と認定する。
5. 第二項の規定による史跡名勝天然記念物の修理に必要な費用は、この法律に特別の規定がある場合は、その規定による。
2. 第項の規定は、管轄団体と所有者との協議により、管轄団体が行う修理又は復旧による所有者の負担の範囲について、管理責任者が行う修理又は復旧に対する費用の一部を所有者の負担にすることを妨げるものではない。
3. 管理責任者は、その管理する史跡名勝天然記念物につき額面料を徴収することができる。
- （中略）
- （所有者による修理及び復旧）
百第五十九条、百第六十二条の2の規定を除むべく、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の修理及び復旧に当たるものとする。
2. 第二項の規定により史跡名勝天然記念物の修理に必要な費用は、当該史跡名勝天然記念物の修理のため必要な費用とは、百第五十二条の第一項に規定する文化財保存費用支拂金及び百八十七条第一項第二号において「管轄団体の修理」（以下この章及び百八十七条第二項第一号において「管轄団体の修理」という。）に適用することができる。この場合には、百第六十二条第三項の規定を準用する。
- 百第六十条、百第六十二条第一項、第二項、第三項、第四項、第五項、第六項、第七項、第八項及び第九項の規定により史跡名勝天然記念物の修理に必要な費用は、百第六十一条第一項及び百六十二条第一項について、管轄団体が行う修理及び復旧に当たるものとする。所有者が行う修理及び復旧に当たる場合には、第三五十三条及び第四七七条の規定により、所有者が変更した管轄団体の修理費の半額は、百第六十二条第一項の規定を除むべく、管轄責任者が行う修理に際し、又は復旧に当たることとする。
2. 第二項の場合には、百第六十二条第一項第三三二条、第三三三条、第四百七十九条及び第五百五十二条の規定を準用する。
- （復旧に関する命令又は助成）
百第六十二条、文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物を有し、又は有している場において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対して、その復旧に必要な命令又は助成をすることができると。
2. 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、ぎりぎり又は既に死亡している場において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対して、その復旧について必要な命令を下すことができる。
3. 第二項の場合には、第三三七条第三項及び第四項の規定を準用する。
- （文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行）
百第六十三条、文化庁長官は、次の各号のいずれかに當する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行ひ、又は滅失、枯損、死亡若しくは監護の防止の措置をとることができる。
- 一、 管理団体の所有者又は管理責任者が第二条の規定による命令に從わないとき。
- 二、 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは死滅している場合又は失失し、枯損し、死亡し、若しくは又はみだれられるおそれがある場合において、管理団体の所有者又は管理責任者が第二条の規定による命令に従わないとき。
3. 第二項の場合には、第三三八条第二項及び第三九条から第四十一条までの規定を準用する。
- （復旧実費等の制限及び原復旧の命令）
百第六十四条、文化庁長官は、前項の規定による命令に従する場合においては、特別史跡名勝天然記念物を当該史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保護に影響を及ぼすものと認める場合において、その復旧に必要な費用は、百第六十五条の規定によるところとする。ただし、復旧等については維持の措置又は非常災害のために必要な急務を置く場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の緩和である場合は、この限りでない。
2. 第項の規定による命令をしたときは、通常なく、その旨を当該認定を申請した人に通知しなければならない。
- （認定を受けた史跡名勝天然記念物保存用計画の要件）
（認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存と活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を受けることができる。）
（史跡名勝天然記念物の保存と活用による措置）
2. 第二項の規定による措置は、百第六十二条第二項から第四項までの規定を準用する。
- （修理団体による買取の補助）
百第六十五条、管轄団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の修復に係る土地区画又は連絡地その他の土地の定着物等、その管理する史跡名勝天然記念物の保存のため特に買取の必要があると認めたるものは、買取の費用のうち五百円を上限とする。
2. 第二項の規定による措置は、百第六十二条第二項から第四項までの規定を準用する。
- （修理団体による買取の認定）
百第六十六条、史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管轄団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日三十日までに、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官に史跡名勝天然記念物の現状を変更するための修理のための計画（以下「史跡名勝天然記念物の修理計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を受けることとする。
2. 史跡名勝天然記念物の現状に係る史跡名勝天然記念物の復旧に際し技術的な指導と助言を与えることができる。
- （修理費の回収）
百第六十七条、史跡名勝天然記念物の修理のため必要な費用を算出しなければならない場合その他の修理費の回収は、文化庁長官は、その旨を通知する。
2. 第二項の規定による措置は、百第六十二条第二項から第四項までの規定を準用する。
- （修理費の回収の申請）
百第六十八条、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の修理のため必要な費用を算出しなければならない場合その他の修理費の回収の申請は、文化庁長官に提出する。
2. 第二項の規定による措置は、百第六十二条第二項から第四項までの規定を準用する。
- （修理費の回収の認定）
百第六十九条、史跡名勝天然記念物の修理のため必要な費用を算出しなければならない場合その他の修理費の回収の申請は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の修理のため必要な費用を算出しなければならない。
2. 第二項の規定による措置は、百第六十二条第二項から第四項までの規定を準用する。
- （修理費の回収の実施）
百第七十条、文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の修理のため必要な費用を算出しなければならない場合その他の修理費の回収の申請は、百第六十九条の規定による措置は、百第六十二条第二項から第四項までの規定を準用する。
2. 第二項の規定による措置は、百第六十二条第二項から第四項までの規定を準用する。
- （修理費の回収の申請）
百第七十一条、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の修理のため必要な費用を算出しなければならない場合その他の修理費の回収の申請は、文化庁長官に提出する。
2. 第二項の規定による措置は、百第六十二条第二項から第四項までの規定を準用する。
- （修理費の回収の認定）
百第七十二条、史跡名勝天然記念物の修理のため必要な費用を算出しなければならない場合その他の修理費の回収の申請は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の修理のため必要な費用を算出しなければならない。
2. 第二項の規定による措置は、百第六十二条第二項から第四項までの規定を準用する。
- （修理費の回収の実施）
百第七十三条、文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の修理のため必要な費用を算出しなければならない場合その他の修理費の回収の申請は、百第七十二条の規定による措置は、百第六十二条第二項から第四項までの規定を準用する。
2. 第二項の規定による措置は、百第六十二条第二項から第四項までの規定を準用する。
- （修理費の回収の申請）
百第七十四条、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の修理のため必要な費用を算出しなければならない場合その他の修理費の回収の申請は、文化庁長官に提出する。
2. 第二項の規定による措置は、百第六十二条第二項から第四項までの規定を準用する。
- （修理費の回収の認定）
百第七十五条、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の修理のため必要な費用を算出しなければならない場合その他の修理費の回収の申請は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の修理のため必要な費用を算出しなければならない。
2. 第二項の規定による措置は、百第六十二条第二項から第四項までの規定を準用する。
- （修理費の回収の実施）
百第七十六条、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の修理のため必要な費用を算出しなければならない場合その他の修理費の回収の申請は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の修理のため必要な費用を算出しなければならない。
2. 第二項の規定による措置は、百第六十二条第二項から第四項までの規定を準用する。
- （修理費の回収の申請）
百第七十七条、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の修理のため必要な費用を算出しなければならない場合その他の修理費の回収の申請は、文化庁長官に提出する。
2. 第二項の規定による措置は、百第六十二条第二項から第四項までの規定を準用する。
- （修理費の回収の認定）
百第七十八条、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の修理のため必要な費用を算出しなければならない場合その他の修理費の回収の申請は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の修理のため必要な費用を算出しなければならない。
2. 第二項の規定による措置は、百第六十二条第二項から第四項までの規定を準用する。
- （修理費の回収の実施）
百第七十九条、文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の修理のため必要な費用を算出しなければならない場合その他の修理費の回収の申請は、百第七十八条の規定による措置は、百第六十二条第二項から第四項までの規定を準用する。
2. 第二項の規定による措置は、百第六十二条第二項から第四項までの規定を準用する。
- （修理費の回収の申請）
百第八十条、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の修理のため必要な費用を算出しなければならない場合その他の修理費の回収の申請は、文化庁長官に提出する。
2. 第二項の規定による措置は、百第六十二条第二項から第四項までの規定を準用する。
- （修理費の回収の認定）
百第八十一条、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の修理のため必要な費用を算出しなければならない場合その他の修理費の回収の申請は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の修理のため必要な費用を算出しなければならない。
2. 第二項の規定による措置は、百第六十二条第二項から第四項までの規定を準用する。

(現状変更等の詳説)

第百一十九条の四、第五百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された文部省勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の規定(前条第一項の規定)を含む、以下この文及び第五百三十三条第二項第二十三において同じ)を含む場合において、当該該文部省勝天然記念物の現状変更又は生存に影響を及ぼす行為を記載した事項の内容に即して行うものに当たり、第五百二十九条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にむかわらず、当該現状変更又は生存に影響を及ぼす行為が既に了した後遅くなく、文部科学省で定めることに、その旨を文部科学省令に届け得ることをもって足りる。

(認定審査等の実施状況に関する報告の範囲)

第五百一十九条の五 文化庁長官は、第五百二十九条の二第四項の規定を受けた史跡名勝天然記念物の管理権又は所有者に対し、当該受託を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画(以下この文及び第五百三十三条第七項において同じ)のうち、第五百二十九条及び第五百二十九条の七において「認定審査等の実施状況に関する報告の範囲」という)の実施の状況について報告を要することができる。

(認定の取消し)

第五百一十九条の六 文化庁長官は、認定審査等の史跡名勝天然記念物保存活用計画が第五百一十九条の二第三項の規定に違反する場合にあつて公合しないなどと認めたときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅延なく、その旨を当該認定を受けた者に通知しなければならない。

(管轄団体等の指名又は助成)

第五百一十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理権主体又は所有者のために、史跡名勝天然記念物保存活用計画を作成及び認定審査等の史跡名勝天然記念物保存活用計画の円満かつ確実な実施に必要な措置又は助成をすることができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅延なく、その旨を当該認定を受けた者に通知しなければならない。

(中略)

(保存のための調査)

第五百一十三条 文化庁長官は、必要があると認めたときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全のための各種の調査報告書を作成する。

第百一十九条の八 文化庁長官は、次のいずれかのいずれかに該当する場合において、現状の現状によってもなほ危険な史跡名勝天然記念物に関する状況を把握することができるとき、かつ、その確認のため理由が方法がないと認めるとときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地その他は隣接するに立ちあってその現状には管理、復旧若しくは環境保全の状況により夫々実地観察及び下見の地盤、障害物の撤去その他の調査のため必要な措置を取ることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に對し、著しい損害を及ぼすおそれのある場合は、させざるを得ない。

2 文化庁長官は、前項の規定による現状変更又は復旧に關係する行政の許可の申請があったときは、國は、

史跡名勝天然記念物を指し、又は貞正在しているときは、

史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、貞失し、又は盗み取られるおそれのあるときは、

4 特別の費積にあらざるためて史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を測定する必要がある。

2 前項の規定によることと/or 並びに、重要文化財、重要有形民俗文化財、重要無形文化財、重要記念文化財又は重要歴史文化財に指定された史跡名勝天然記念物以外の文化財の現状を把握する場合にあつては、現状の現状によって最も重要なものを定めし、その現状及び現状の現状によって最も重要なものを定めし。

3 現状に於ける事例の割合若しくはその改修又は同様に認定する文化財の指定若しその実際を用いた場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

(中略)

(文部省財務保活用大綱)

第五百一十三条の二 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文部省の文化財の現状及び活用に関する結果を示す地域の大綱(次項及び本条において「文部省財務保活用大綱」と定めることとする)。

2 市町村の教育委員会は、文化財の現用大綱を定め、又は変更したときは、遅延なくこれを公表するよう努めるとともに、文化庁長官及び関係市町村に送付しなければならない。

(文部省財務保活用地城計画の認定)

第五百一十三条の三 市町村の教育委員会(地方文化財保護議會を置くものに限る)は、文部科学省令で定めるところによつて、単独又は共同して、文部省財務保活用地城計画の認定を行つてはならぬ。

2 当該市町村に於ける文部省の文化財の現状及び活用の現状の現状(以下「文部省財務保活用地城計画の認定」といへて「認定」といふ)は、文部科学省令の規定により、文部科学省令の規定により認定する。

2 文部省財務保活用地城計画の認定は、實に採用する事項を規定するものとする。

1 该当市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針

二 该当市町村の区域における文化財の保存及び活用を認めるために当該市町

村が講ずる措置の内容

三 该当市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項

四 計画期間

五 その文部科学省令で定めること

3 市町村の教育委員会は、文化財の保存活用地城計画を作成しようするとときは、あらじめ、公聴会の開催や他の住民の意見を反映させたために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、地方文化財保護審議會(第五百八十三条の九第一項第一号に規定する場合が該議會である場合に於いては、地方文化財保護審議會)に於ける公聴会(第五百八十三条の五第一項において同じ)の意見を聽かなければならぬ。

4 文化財の保存活用地城計画は、地域における歴史的風貌の維持及び向ひに開する法(平成二十年法律第四十四号)第五百第一項に規定する史跡の風貌向ひ上計画が作成されているときは、当該歴史的風貌向ひ上計画との調和が保たれたものでなければならぬ。

5 文化庁長官は、第三項の規定による認定の申請があつた場合において、その文化財の保存活用地城計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めたときは、その認定を下すものとす。

2 该当市町村の区域における文化財の現状及び活用の現状の現状(以下「認定の現状」といふ)に該当するものであると認められること。

3 円滑かつ確実に実施される見込まれるものであると認められること。

3 文化財の保存活用大綱が定められて居るときは、当該文化財の保存活用大綱に照らし順序どものであると認められること。

6 文化庁長官は、前項の認定を下すとするとときは、あらじめ、文部科学省令を通過し政策機関の長に認議しなければならない。

7 文化庁長官は、第五項の認定を受けたときは、遅延なく、その旨を該認定を受けた文化財の保存活用地城計画の公聴会に通報しなければならない。

8 文部科学省令で定められた場合の当該市町村の区域における文化財の保存活用地城計画に於ける市町村に於けるものであると認められること。

9 文部科学省令で定められた場合の当該市町村の区域における文化財の保存活用地城計画の変更(文部科学省令で定められた徴微変更を除く)をしよさとするとときは、文化庁長官の認定を受けなければならぬ。

3 第八十三条から第八項までの規定は、前項の認定について準用する。

(確定文化財の保存活用地城計画の実施状況に関する報告の範囲)

第六百一十九条の六 文化庁長官は、認定の市町村の教育委員会に対し、認定文化財の保存活用地城計画の実施の状況について報告を求めることが出来る。

(確定の廃止)

第六百一十九条の七 文化庁長官は、認定文化財の保存活用地城計画が第六百八十三条の三第三項の各号のいずれかに適合しなかつたと認めたときは、その認定を取り消すこと。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅延なく、その旨を該認定を受けた文化財の保存活用地城計画の公聴会に通報しなければならない。

3 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、遅延なく、その旨を公表するよう努めなければならない。

(市町村への助言等)

第六百一十九条の八 都道府県の教育委員会は、市町村に對し、文化財の保存活用地城計画の作成及び認定文化財の保存活用地城計画の円満かつ確実な実施に關する必要な助言をすることできる。

2 国は、市町村の区域における文化財の保存活用地城計画の作成及び認定文化財の保存活用地城計画の現状の現状に於ける問題に關する必要な情報の提供又は指導若しくは助言を行つてよう努めなければならない。

3 前項に定めたもののほか、国、都道府県及び市町村は、文化財の保存活用地城計画の作成及び認定文化財の保存活用地城計画の円満かつ確実な実施が促進されるよう、互相に連携を図るがんが協力しなければならない。

4 市町村の長及び教育委員会は、文化財の保存活用地城計画の作成及び認定文化財の保存活用地城計画の現状の現状に於ける問題に於ける解決を促進されるよう、相互に緊密な連携を図らなければならぬ。

(第六百一十三条の九 市町村の教育委員会は、単独又は共同して、文化財の保存活用地城計画の作成及び認定文化財の保存活用地城計画の円満かつ確実な実施に關する調整を図るための協議会(以下この条において「協議会」といふ)を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 当該市町村

二 当該市町村の区域をその区域に含む都道府県

三 第五百一十二条の二第一項の規定により当該市町村の教育委員会が指定した文化財の保存活用地城計画の実施主体

四 文部科学省令で定められた場合の当該市町村の教育委員会、施設管理者、商工関係団体、観光関係団体その他の市

町村の教育委員会が認めた認定の者

3 協議会は、必認があると認めるとときは、開催に政策機関に對して、資料の提供、意見の表明、明確その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会において協議が盛った事項については、協議の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

5 前各項に定めたもののほか、協議会の運営に關し必要な事項は、協議会が定める。

(第六百一十四条の二 文部科学省令で定められた場合の運営の実施)

第六百一十四条の二 文部科学省令で定められた場合の運営の実施に於ける協議会の運営に於ける事項は、協議会が定める。

2 第五百一十二条の二第一項に於ける「市町村の区域に於ける」の全部又は一部は、認定文化財の保存活用地城計画の計画期間内に於ける限り、法令で定めることにより、当該認定文化財の保存活用地城計画の実施に必要な範囲内において、

- 当該認定市町村の教育委員会が行うこととなることができる。
- 2、前項の規定により認定市町村の教育委員会が選任する事務を行う場合には、前項第二項、第四項（第三項に係る部分を除く。）及び第五項から第八項までの規定を準用する。
- 3、第一項の規定により認定市町村の教育委員会が選任する事務を開始する前に記された当該事務に係る許可の区分の他の行為（以下この条において「区分等の行為」という。）又は許可の申請者の他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）は、同日以後においては、当該認定市町村の教育委員会への選任の行為又は当該認定市町村の教育委員会に係る他の行為である。
- 4、基準を定めた被保有在用地域財政の申請の際、「その他の事情」により認定市町村の教育委員会が第一項に規定する事務を終了する日に前に記された当該事務に係る区分等の行為又は申請等の行為は、同日の翌日以後においては、その終了時に当該事務を行うこととなる者のした区分等の行為又は当該者に対して行った申請等の行為となみなす。
- （都道府県又は市町村の教育委員会が選任する事務）
- 百八六・八・四、次に掲げる文部科学大臣の権限に属する事務の全部又は一部は、政府で定めるところによること。都道府県又は市町村の教育委員会が行うこととすることとする。
- （この限りではない。）
- 5、第十五条第一項（第六三三条第十九項・第三項・第二百一十二条第二項（第二百一十二条第五項に準用する場合を含む。）及び第二百一十七条第二項に準用する場合を含む。）、第二百一十七条第三項、第二百一十七条第四项（第二百一十三条第三項に準用する場合を含む。）、第二百一十七条第五项（第二百一十三条第六項に準用する場合を含む。）、第二百一十七条第六项（第二百一十三条第七項に準用する場合を含む。）及び第二百一十七条第七项（第二百一十三条第八項に準用する場合を含む。）の規定による認定を受ける。
- 6、第一項又は第二項に付ける第五十一条の二（第五十六条に準用する場合を含む。）、第五十二条（第五十七条の二（第五十五条に準用する場合を含む。））、第五十四条（第五十九条の二及び第五十五条に準用する場合を含む。）、第五十五条（第五十九条の二及び第五十六条に準用する場合を含む。）、第五十六条（第五十九条の二及び第五十七条に準用する場合を含む。）、第五十七条（第五十九条の二及び第五十八条に準用する場合を含む。）、第五十八条（第五十九条の二及び第五十九条に準用する場合を含む。）又は第五十九条の二の規定による調査又は調査のため必要な措置の実施を行ふ。
- 7、第五十二条第五項（第五十九条の二の規定による調査又は調査のため必要な措置の実施を行ふ場合を含む。）、第五十三条第一項（第五十九条の二の規定による調査又は調査のため必要な措置の実施を行ふ場合を含む。）、第五十四条（第五十九条の二の規定による調査又は調査のため必要な措置の実施を行ふ場合を含む。）、第五十五条（第五十九条の二の規定による調査又は調査のため必要な措置の実施を行ふ場合を含む。）、第五十六条（第五十九条の二の規定による調査又は調査のため必要な措置の実施を行ふ場合を含む。）、第五十七条（第五十九条の二の規定による調査又は調査のため必要な措置の実施を行ふ場合を含む。）、第五十八条（第五十九条の二の規定による調査又は調査のため必要な措置の実施を行ふ場合を含む。）の規定による調査又は調査のため必要な措置の実施を行ふ。
- 8、第二百一十二条第一項（第六三三条第十九項・第三項・第二百一十二条第二項（第二百一十二条第五項に準用する場合を含む。））、第二百一十七条第二項に規定する事務がある場合に記す。
- 9、前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。
- 10、前項において準用する第四十一条第三項の規定による認定を受ける者は、都道府県又は市町村の教育委員会が認定する。
- （中略）
- （重要な文化財等の管轄等又は技術的専門）
- 百八六・八・七、都道府県又は認定市町村の教育委員会は、次の各号に掲げる者の求めに応じ、当該各号に記載する権限又は當別につき委託を受け、又は技術的指導を行うことができる。
- （中略）
- 二 史跡名勝天然記念物の所有者（管理団体がある場合は、そぞう）又は管理者責任者：当該史跡名勝天然記念物の管轄（管理団体がある場合を除く。）又は復旧
- 2、都道府県又は认定市町村の教育委員会が前項の規定により管理、修復又は復旧の委託を受ける場合には、第三十九条第一項及び第二項の規定を準用する。（審査等の手続）
- 百八六・八・八、この法律の規定により文化財に關し文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届出その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会（当該文化財に認定都道府県の区域に存在する場合には、当該指定都道府県の教育委員会）以てこの章において同じ。を経由すべきものとす。
- 2、都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受けたときは、意見を具してこれを本部課大臣又は文化庁長官に送付しなければならぬ。
- 3、この法律の規定により文化財に關し文部科学大臣又は文化庁長官が実する命令、勅令、指令その他の区分の届出を受けるは、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。（文部科学大臣又は文化庁長官による見具見）
- 百八六・九・一、都道府県又は市町村の教育委員会は、当該道府県又は市町村の区域内に存する文化財の保存及び活動に関し、文部科学大臣又は文化庁長官に對して意見を申すことができる。（視察）
- 百八六・九・二、第十三条第一項及び第二項、第十五条第一項並びに第十六条第一項（第六三三条第十二項・第十三項及び第十四項に付する場合を除む。）及び第二百一十七条第一項（第六三三条第十二項及び第十四項に付する場合を除む。）、第二百一十七条第二項（第六三三条第十二項に付する場合を含む。）、第二百一十七条第三項、第二百一十七条第四項（第六三三条第十二項に付する場合を含む。）、第二百一十七条第五項（第六三三条第十二項に付する場合を含む。）、第二百一十七条第六項（第六三三条第十二項に付する場合を含む。）及び第二百一十七条第七項（第六三三条第十二項に付する場合を含む。）の規定による認定を受ける。
- 4、文部科学大臣又は文化庁長官に付する場合を除む。）、第二百一十七条第一項（第六三三条第十二項及び第十四項に付する場合を除む。）及び第二百一十七条第二項（第六三三条第十二項に付する場合を含む。）、第二百一十七条第三項、第二百一十七条第四項（第六三三条第十二項に付する場合を含む。）、第二百一十七条第五項（第六三三条第十二項に付する場合を含む。）、第二百一十七条第六項（第六三三条第十二項に付する場合を含む。）及び第二百一十七条第七項（第六三三条第十二項に付する場合を含む。）の規定による認定を受ける。
- （文化財保護法実施規則の制定）
- 百八六・九・三、市町村の教育委員会は、法人その他の組織に準ずるものとし、文部科学大臣又は文化庁長官が定める標準に基づいて、次条に規定する業務を正しく正確に実施する。
- （文化財保護法実施規則の指定期）
- 百八六・九・四、市町村の教育委員会は、法人その他の組織に準ずるものとし、文部科学大臣又は文化庁長官が定める標準に基づいて、次条に規定する業務を正しく正確に実施する。
- （支拂措置の制定）
- 百八六・九・五、市町村の教育委員会は、法人その他の組織に準ずるものとし、文部科学大臣又は文化庁長官が定める標準に基づいて、次条に規定する業務を正しく正確に実施する。
- （支拂措置）
- 百八六・九・六、支拂措置は、次に掲げる業務を施行するものとする。
- 1 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活動を行ふこと。
- 2 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活動を認める事業を行ふ者に対する支拂。
- 3 文化財の所有者の求めに応じ、当該文化財の管理、修復又は復旧その他の所有及び使用のため必要な措置を講ずべき権限を有すること。
- 4 市町村の教育委員会は、前項の規定による認定がなかったとき、当該届出に係る事務の執行に當面の困難が生じない。
- （支拂措置の免除）
- 百八六・九・七、支拂措置は、当該市町村の区域内における文化財の保存及び活動を行ふ場合に於ては、支拂措置を免む。
- （支拂措置の変更）
- 百八六・九・八、市町村の教育委員会は、支拂措置が前項の規定による認定が取り消されたときは、前項の規定による認定を受ける。
- 4、市町村の教育委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。（認定の復活）
- 百八六・九・九、市町村の教育委員会は、前項各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確実にする必要があると認めることは、支拂措置に対し、その運営に密接に關係する。
- 2、市町村の教育委員会は、支拂措置が各号各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していること認めるときは、支拂措置に対し、その業務の実施に關する必要な説明の提供又は指導若しくは助言をするものとする。（文化財保護法実施規則の作成の提案）
- （文化財保護法実施規則の指定期）
- 百八六・九・十、支拂措置は、当該市町村の教育委員会に對し、文化財の保存及び活動の開拓に於ける連携を促進する。
- （支拂措置の適用）
- 百八六・九・十一、この項は、市町村の教育委員会が第一項の規定による道府県に付する場合を除む。（支拂措置の条件）
- 1 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活動を行ふ者に対する支拂。
- 2、前項に規定する者が当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活動を行ふ場合に於ては、支拂措置は五百五万円以下の罰金に處する。
- 2、前項に規定する者が当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活動を行ふ場合に於ては、支拂措置は五百五万円以下の罰金に處する。
- （支拂措置の免除）
- 百八六・九・十二、支拂措置は、当該市町村の教育委員会に對し、認定文化財の保存及び活動計画の計画期間内に於て、当該認定市町村の区域内に存する文化財の年度に於ける予算額に於ける割合に依り登録されることが過当であると認めるものがあるときは、文部科学大臣又は文化庁長官が登録されるべき道府県又は五百五万円以下の罰金に處する。
- 2、前項に規定する者が当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活動を行ふ場合に於ては、支拂措置は五百五万円以下の罰金に處する。
- （支拂措置の免除）
- 百八六・九・十三、支拂措置は、当該市町村の教育委員会に對し、文化財の保存及び活動の開拓に於ける連携を促進する。
- （支拂措置の復活）
- 百八六・九・十四、支拂措置は、当該市町村の教育委員会に對し、文化財の保存及び活動の開拓に於ける連携を促進する。
- （支拂措置の変更）
- 百八六・九・十五、支拂措置は、当該市町村の教育委員会に對し、文化財の保存及び活動の開拓に於ける連携を促進する。
- （支拂措置の免除）
- 百八六・九・十六、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は致死するに至らめた者は、五年以下の懲役又しくは禁錮又は五百万円以下の罰金に處する。
- 2、前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に處する。
- （支拂措置の免除）
- 百八六・九・十七、次の各号のいずれかに該する者は、五十万円以下の罰金に處する。
- 2、第四十三条又は第四十九条の規定に違反して、許可を受け、若しくはその者の承諾に反対しないで、重要文化財等しくは都道府県名勝天然記念物の現状を変更し、又は致死するに至らめた者は、五年以下の懲役又しくは禁錮又は五百万円以下の罰金に處する。
- 2、前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に處する。
- （支拂措置の免除）
- 百八六・九・十八、次の各号のいずれかに該する者は、五十万円以下の罰金に處する。
- 2、第四十三条又は第四十九条の規定に違反して、許可を受け、若しくはその者の承諾に反対しないで、重要文化財等しくは都道府県名勝天然記念物の現状を変更し、又は致死するに至らめた者は、五年以下の懲役又しくは禁錮又は五百万円以下の罰金に處する。
- 2、前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に處する。

ために使用されているものと称す。)の跡跡
ア イカルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該地名跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会(当該管轄計画が市との区域(管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の区域内に位置する市町村の区域に限る。又は町村の区域を対象とする場合に限る。)又は市の教育委員会(当該管轄計画が特定区域を対象とする場合に限る。)が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申請に係るもので、現状変更等の跡跡その他の状況を察知して文化庁長官が認めたる区域をいふ。)における現状変更等。

二 法第二百一十条(法第二百一十二条第二第五項において準用する場合を除む。)及び第二百一一条の規定による査定及び調査のため必要な措置の施行(前号イカラマツに掲げる現状変更等の行為に准用する法第二百一十二条第一項の規定による許可の申請に係るのに限る。)

5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第八十条の規定を実施するため、同法第二百五条第一項の規定に基し、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則を次のように定める。

(許可の申請)

第一 条 文部科学省(昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。)第二百五条第一項の規定による許可を受けるよう申請する者(以下「許可申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官(法第四条第一項第一号に掲げる文部科学省の長官)に提出する。許可申請書は、百六七号。以下「令」という。)第五条第三項第四項第一項の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合に、当該都道府県又は市の教育委員会に提出しなければならない。

一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称

二 指定半日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者(氏名及び住所)又は各所有者が同一の場合は、各所有者及び住所

五 管理責任者(氏名及び住所)又は各所有者が同一の場合は、各所有者及び住所

六 管理責任者が異なる場合は、その名前及び事務所の所在地

七 許可申請者の氏名及び住所又は名前及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

八 許可申請者の氏名及び住所又は名前及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)を必要とする理由

十 現状変更等の実施及び実施の方法

一一 現状変更等の実施に伴う歴史的・文化的・科学的情価の喪失又は歴史又は景観の変化その他の現状変更等が予想される場合は、現状変更等の実施に伴う影響に関する事項

一二 現状変更等の着手及び終了の予定期限

三四 現状変更等による係る地盤の地番

十五 現状変更等による係る事項その他の現状の実施者の氏名及び住所又は名称

十六 現状変更等によるべき事項

十七 現状変更等の参考資料

二〇 許可申請書の添付書類には、左に掲げる書類、図面及び写真を添入なければならない。

一 現状変更等の設計仕様書及び設計図

二 現状変更等による地盤及びこれに隣接する地盤の地番及び地図を表示した実測図

三 現状変更等による係る地盤のキヤビニア型写真

四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、その者の承認書

六 訸可申請者が権利原に権利を有する以外の者であるときは、その所有者の承認書

七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

九 前条第二項の場合において、許可申請者が発願担当者以外の者であると

6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするとときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意をあらわさなければならぬ。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

7 第四項の規定により同号各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めることにより、その旨を公示されなければならぬ。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

8 文化庁長官は、第四項第一号の規定による指定区域の指定をしたときも、同様とする。

9 第一項本文、第二項本文、第二項及び第四項の場合においては、法の規定に基づき、発願担当者の発願担当者署名

2 前項第二号の規定及び同項第三号の写真には、現状変更等を示すとする箇所を示さなければならぬ。

(了了の欄)

3 第二項、法第二百五十三条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を了したときは、逓便なるその他の文書を文化庁長官(法第二百五十四条第一項第一号に掲げる文部科学省第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行なった場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に報告するものとする。

4 前項の規定による現状変更等の場合は、その結果を示す写真又は見図面を添付するものとする。

(持続の措置の範囲)

第五回 文部科学省第二百五十三条第一項ただし書の規定により現状変更等について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 史跡、名勝又は天然記念物を損傷し、又は致死している場合において、その修理の実施及び実施の方法を記載した許可申請書を文部科学省又は天然記念物をその指揮する機関(同機関に於いて現状変更等の可否を受けたものについては、当該現状変更等の現状(同機関に於いて現状変更等の可否を受けたものについては、当該現状変更等の現状)に實施するとき)

二 史跡、名勝又は天然記念物を損傷し、又は致死している場合において、当該現状又は致死の状況を改善するため応急措置をとる。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部が損傷し、又は致死し、かつ、当該都道府県の機関に於いて現状変更等

第四条 文部科学省の令の規定による現状変更等の場合は、

第五条 各都府県の令の規定による現状変更等の場合は、

第六条 文部科学省の令の規定による現状変更等の場合は、

第七条 文部科学省の令の規定による現状変更等の場合は、

第八条 文部科学省の令の規定による現状変更等の場合は、

第九条 文部科学省の令の規定による現状変更等の場合は、

第十条 文部科学省の令の規定による現状変更等の場合は、

第十一条 文部科学省の令の規定による現状変更等の場合は、

第十二条 文部科学省の令の規定による現状変更等の場合は、

第十三条 文部科学省の令の規定による現状変更等の場合は、

第十四条 文部科学省の令の規定による現状変更等の場合は、

第十五条 文部科学省の令の規定による現状変更等の場合は、

第十六条 文部科学省の令の規定による現状変更等の場合は、

第十七条 文部科学省の令の規定による現状変更等の場合は、

第十八条 文部科学省の令の規定による現状変更等の場合は、

第十九条 文部科学省の令の規定による現状変更等の場合は、

第二十条 文部科学省の令の規定による現状変更等の場合は、

文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について

(府保規第二六二号、平成十二年四月二十八日)

最終改正：平成二十年十二月二十九日

(一) 新築又は改築に伴う土地の削削、盛土、切りその土地の形状の変更が、新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合は、本件による許可の権限の範囲に含まれない。

(二) 建築物の伐採、倒木等の作業に際して樹木を倒す場合は、当該木の伐採について、別途、法第二一五条第一項の規定による都道府県又は市のおける教育委員会の許可を要する(法第二一五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)。

(三) 第八〇条第一項の規定による文書の提出を要することのない場合に、当該現状変更等の許可を要する。

(一) 現状変更等が「市」当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがつて行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の手続を行なう。この場合には、関係教育委員会と同様にいわゆる必要に応じて、適宜調整を行うものとする。

(二) 次の場合には、当該現状変更等の許可を要することのない。

- ①史跡名勝天然記念物の適切な管理のために策定された「保存計画(保存管理計画)」に定められた保存(保管)の基準に反する場合
- ②史跡名勝天然記念物の滅失、毀損又は盗難の恐れがある場合
- ③史跡名勝天然記念物又は歴史的・藝術的価値として誠に認められる場合
- ④施設で定めてある天然記念物に、対応対応する他の植物の生息環境又は生態系全体に対する著しい影響を与えるおそれがある場合

(三) 都道府県又は市のおける教育委員会に、現状変更等の許可申請のため、当該現状変更等の許可を要する旨の届出書を提出する場合は、現状変更等の許可の申請に付随する現状変更等の許可申請の審査の実施につき化材連携(昭和二年四月一日、以下「法」という)。

(四) 都道府県又は市のおける教育委員会が現状変更等の許可を要するに当たっては、法第二一五条第三項において規定する法第二一五条第三項の規定により、許可の条件として前項の例によるとおり表示することができる。なお、当該許可の条件として示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

①当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。

②当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。

③重要な構造などが危険に陥った場合は、設置変更等により、その保存を図ること。

④当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。

⑤当該現状変更等の許可申請書には添付した書類、図面若しくは写真の記載事項は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の異なるなど実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や所轄の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を記すこと。

⑥当該現状変更等終了したときは、遅延なくその旨を報告すること。

Ⅱ 制作事務

一 令第五条第四項第一号開帳

(一) 「建築面積」とは、建築基準法施行令(昭和二年政令第三八号)第二条第一項第二号に定める建築面積をいう。

(二) 次の場合には、本件による許可の権限の範囲に含まれない。

- ①新築については、小規模建築の更新が明らかに予想される場合。
- ②既存又は改修については、増築又は外装部分の改修期間が本体である建物の耐震性を低下させた日から五年を超える場合。
- ③新築、増築、又は改修について、当該新築等に伴う土地の削削、盛土、切りその土地の形状の変更が、当該新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合は、本件による許可の権限の範囲に含まれない。

六 合第六条第四項第一号開帳

(一) 「附木の伐採」とは、建築基準法施行令(昭和二年政令第三八号)第二条第一項第二号に定める建築面積をいう。

(二) 次の場合には、本件による許可の権限の範囲に含まれない。

- ①既存又は改修については、増築又は外装部分の改修期間が本体である建物の耐震性を低下させた日から五年を超える場合。
- ②新築、増築、又は改修について、当該新築等に伴う土地の削削、盛土、切りその土地の形状の変更が、当該新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合は、本件による許可の権限の範囲に含まれない。

七 合第六条第四項第一号開帳

(一) 「木の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。

(二) 「危険樹のため必要な伐採」とは、倒木や落木によって人身又は建物に危険が及ぶる可能性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

(三) 木の伐採が、法第二一五条第一項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

(後略)

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則

(昭和二十六年文化財保護委員会規則第八号)

最終改正：平成一七年三月二八日文部科学省令第一号

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 管理責任者の職業及び年令

六 連絡の年月日

七 連絡の事由

八 その他の記載となるべき事項

(管轄責任者の捺印の記載の用紙の記載事項)

三 合第六条第四項第一号開帳

(一) 法第六十一条第一項第一号に規定する法第六十一条第一項第三項の規定による管理責任者を選定したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名及び住所
- 六 解任の年月日
- 七 解任の理由
- 八 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項
- (所有者変更の届出書の記載事項等)
- 第三十二条 第二条の準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出書の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 新所有者の氏名又は名称及び住所
- 六 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地図
- 七 変更の年月日
- 八 変更の理由
- 九 その他の参考となるべき事項
2. 前項の書面には、所有者の移転を説明する書類を添えるものとする。
- (管轄責任者変更の届出書の記載事項)
- 第四条 法第二百二十二条で準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出書の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 旧管理責任者の氏名及び住所
- 六 新管理責任者の氏名及び住所
- 七 新管理責任者の職業及び年令
- 八 変更の年月日
- 九 変更の理由
- 十 その他の参考となるべき事項
- (所有者と管轄責任者の別に名前くばれ名前又は住所変更の届出書の記載事項)
- 第五十二条 第二条で準用する法第三十二条第一項第二項の規定による所有者又は管轄責任者の氏名くばれ名前又は住所を変更したときの届出書の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 五 变更前の氏名若しくは名稱又は天然記念物の別及び名称
- 六 变更後の氏名若しくは名稱又は住所
- 七 变更の年月日
- 八 その他の参考となるべき事項
- (別表、名前又は天然記念物の滅失、き損等の届出書の記載事項等)
- 第六条 法第八十一条、第二百二十二条及び第三百七十二条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは貪らし、又はこれを滅失し、若しくは盗み取られたときは、その届出書の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者である場合は、その氏名及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 災失、盗賊、貪らし、亡失又は盗難(以下「滅失、き損等」という。)の事実の生じた日時
- 八 災失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
- 九 災失、き損等の原因及び滅失の場合は、その箇所及び程度
- 十 他の場合は、き損の結果を記載する史跡、名勝又は天然記念物がその保存上受けける影響
- 十一 災失、き損等の事実を知った日
- 十二 災失、き損等の状況を示すやさビ型写真及び図面を添えるものとする。
- (土地の所有者等の異動の届出書の記述)
- 第七条 法第二百五十九条第一項(法第二百二十条及び法第二百七十二条第五項で準用する場合を除く)の規定によると、土地の所在等の異動の届出書は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地種及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地種との他参考となるべき事項を記載した書面をもって、異動のあつたの三十日以内に行なわなければならない。
2. 地籍、地番、地目又は地種の変動が合算による場合に、当該土地に係る登記事項用紙及び登記簿に記載された書類の原本を提出するものとする。
- (所有者と所有する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項)
- 第八条 法第二百五十九条第一項第七号(法第二百二十条及び法第二百七十二条第五項で準用する場合を除く)の規定によると、所有する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の書面については、法第二百二十七条第一項第一号及び第二項の場合は、第三条の規定を、法第二百二十七条第一項第三号の場合は、第三条の規定を、法第二百二十七条第一項第七号の場合は、前条の規定を準用する。
3. 特別史跡を含む。(以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 植原にに基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 許可申請の届出書の場合は、その氏名及び住所
- 八 復旧を委託したところの氏名及び住所
- 九 復旧の内容及び方法
- 十 復旧の着手及び完了の予定期間
- 十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十二 その他の参考となるべき事項
2. 前項の届出書の書面には、次に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。
- 一 設計仕様書
- 二 復旧しようとする施設を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする施設の現況及び歴史
- 三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び植原に基く

昭和二十九年文化財保護委員会規則要第九号)

最終改正：平成一七年三月二二日文部科学省令第一号

占有者の意見書
(届出書及びその別紙書類の記載事項等の変更)

第一項、法第二百七十二条の届出書の書面又は写真若しくは図面に記載するものとし、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(復旧の届出を要しない場合)

第二項、法第二百二十七条第一項の規定により届出を行った者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、連絡なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

(復旧の届出を要しない場合)

第三項、法第二百二十七条第一項第一号の規定により届出を行なわない場合は、次の各号のいずれかに該する場合とする。

一 法第二百二十八条又は第二百二十二条で準用する法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けた復旧を行うこと。

二 法第二百二十七条第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けた復旧を行うこと。

三 法第二百二十五条第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うこと。

四 のに所属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の届出)

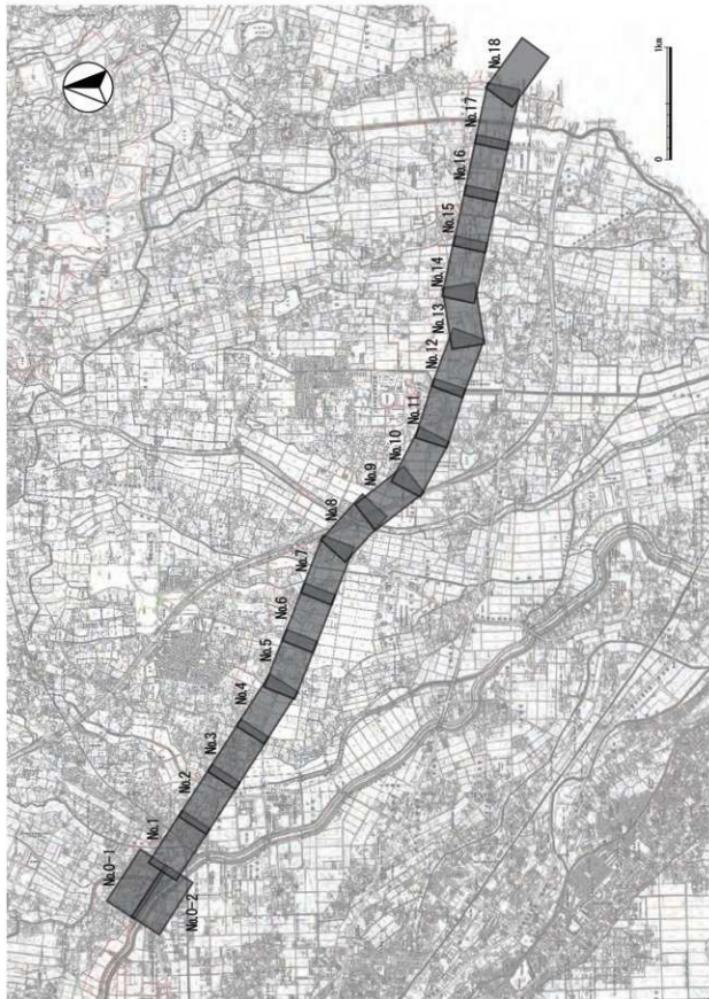
第五条 法第二百六十七条第一項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の届出には、第一項から第三条までの規定を準用する。

2. 法第二百六十七条第一項第五号の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合に、次の各号のいずれかに該する場合とする。

一 法第二百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て復旧を行うとき。

二 法第二百六十九条第一項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

II 現況図

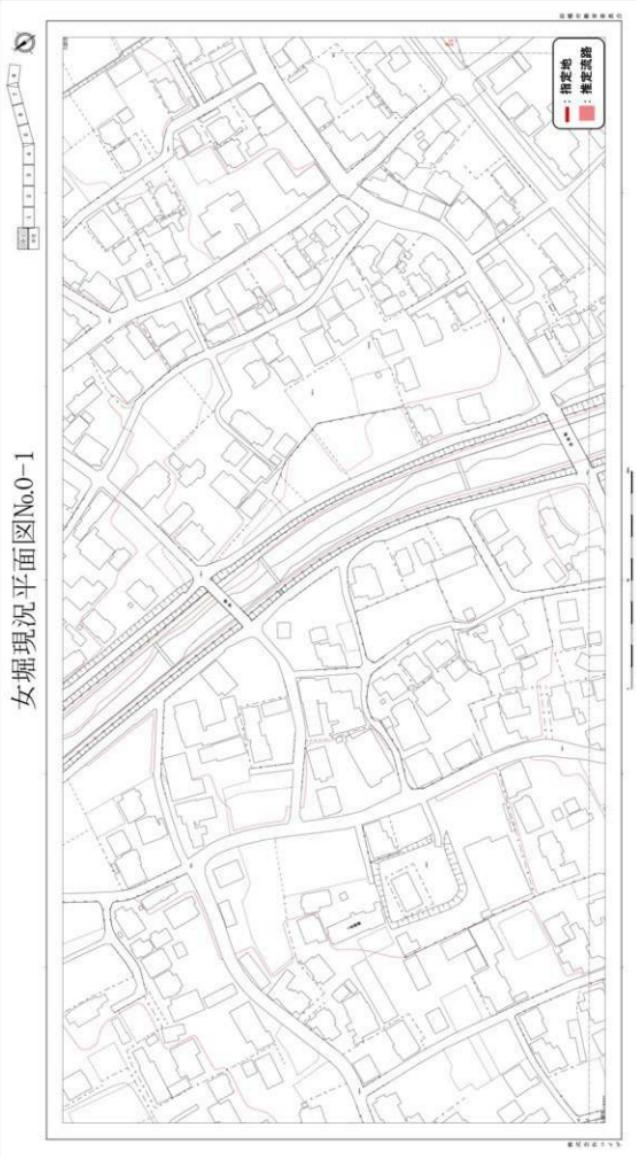


女塙現況平面図 図面割図

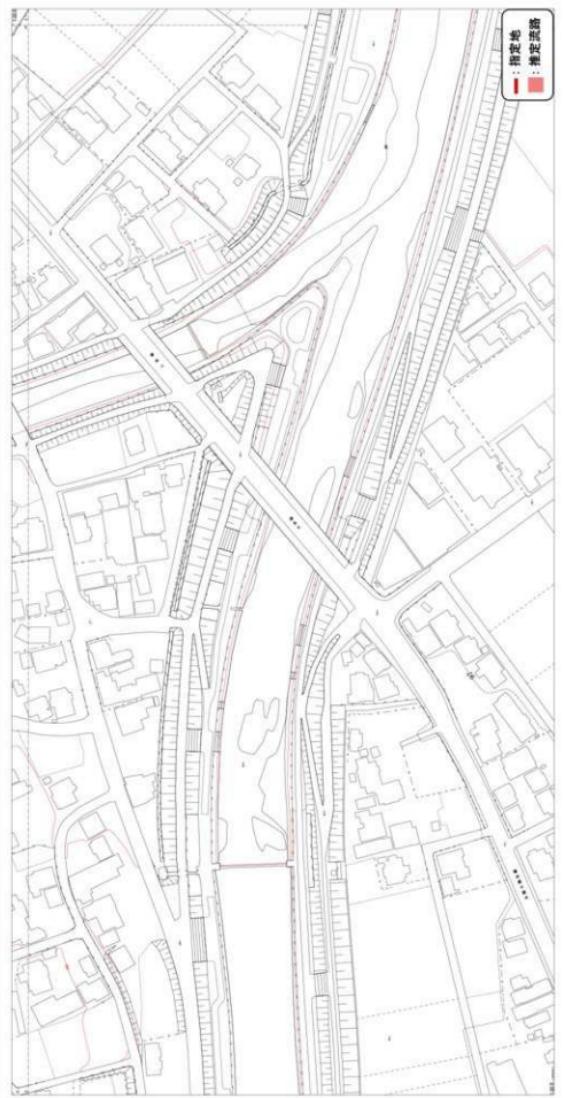
○史跡女塙保存活用計画策定に伴って、平成28～29年度に作成した現況平面図を掲載した。

○女塙の渓路は、昭和50年代に土地改良事業が実施され、群馬県教育委員会『女塙』(1980)掲載の土地改良事業施工前の現況図の一部を再掲した。旧状の現況図は『女塙道路平面図其〇』のタイトルが付されている。

女堀現況平面図No0-1



女堀現況平面図No.0-2



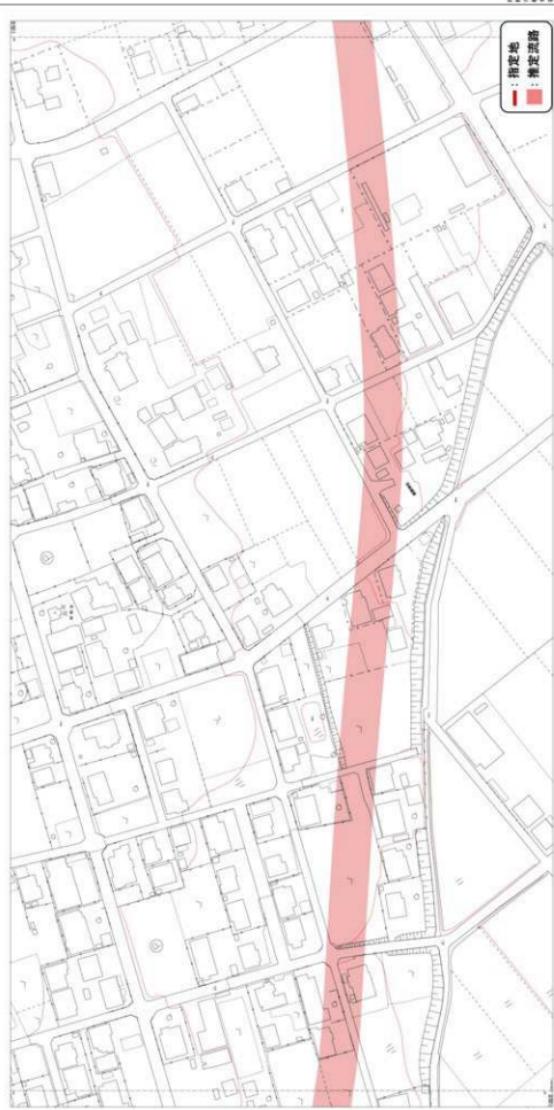
女堀現況平面図No.1



女堀現況平面図No2

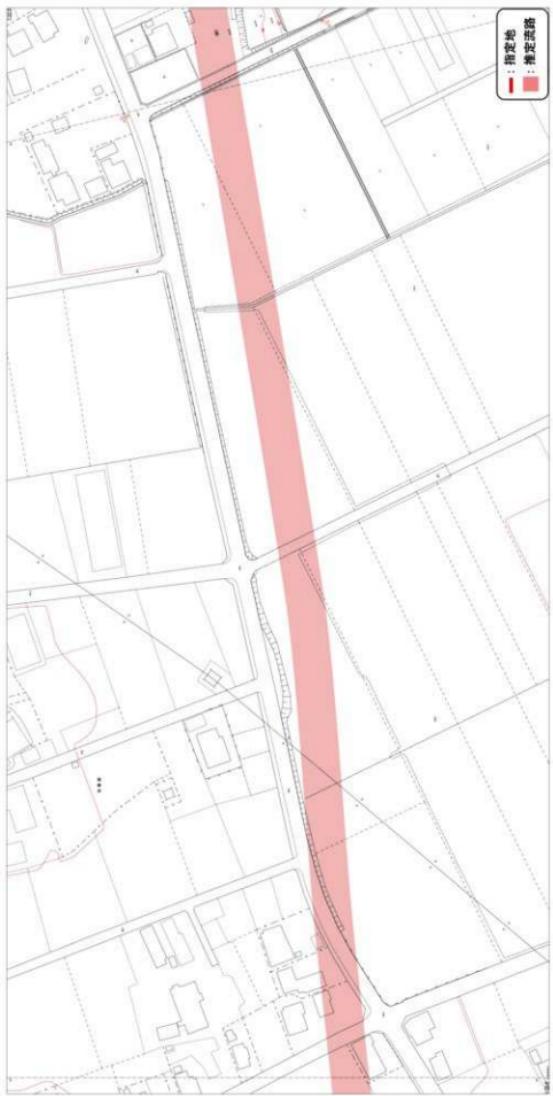


女堀現況平面図No.3

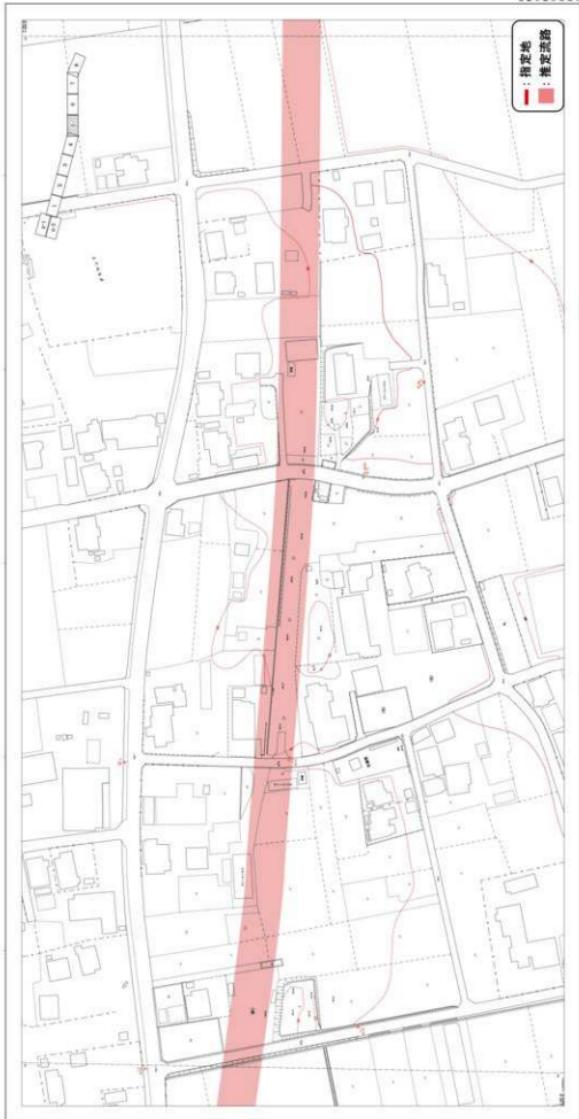


女堀現況平面図No.4

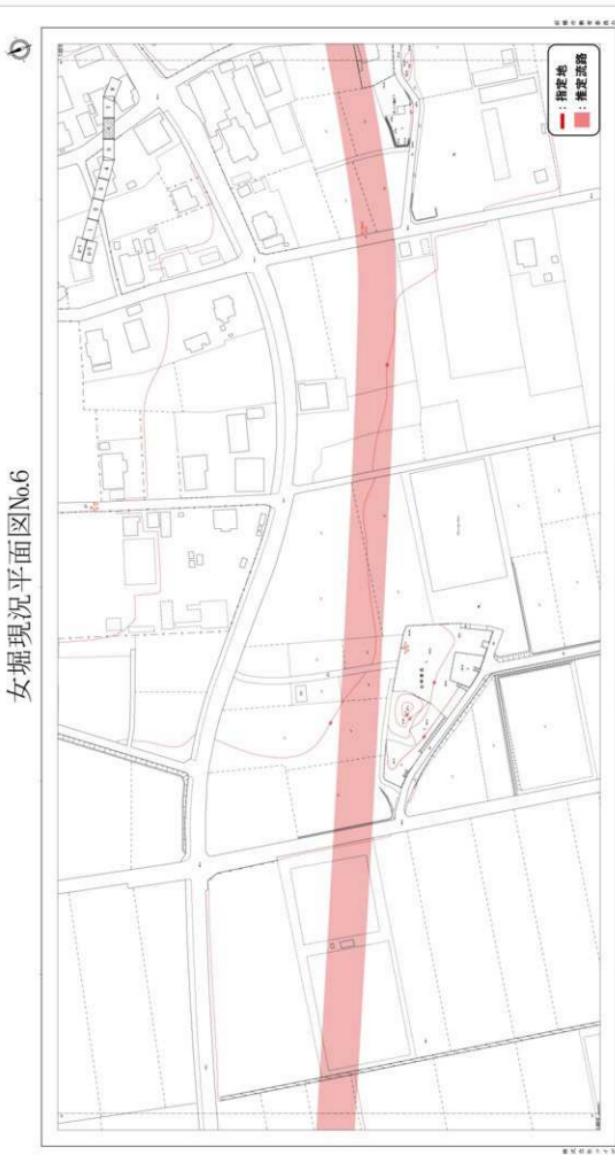
北
東
南
西



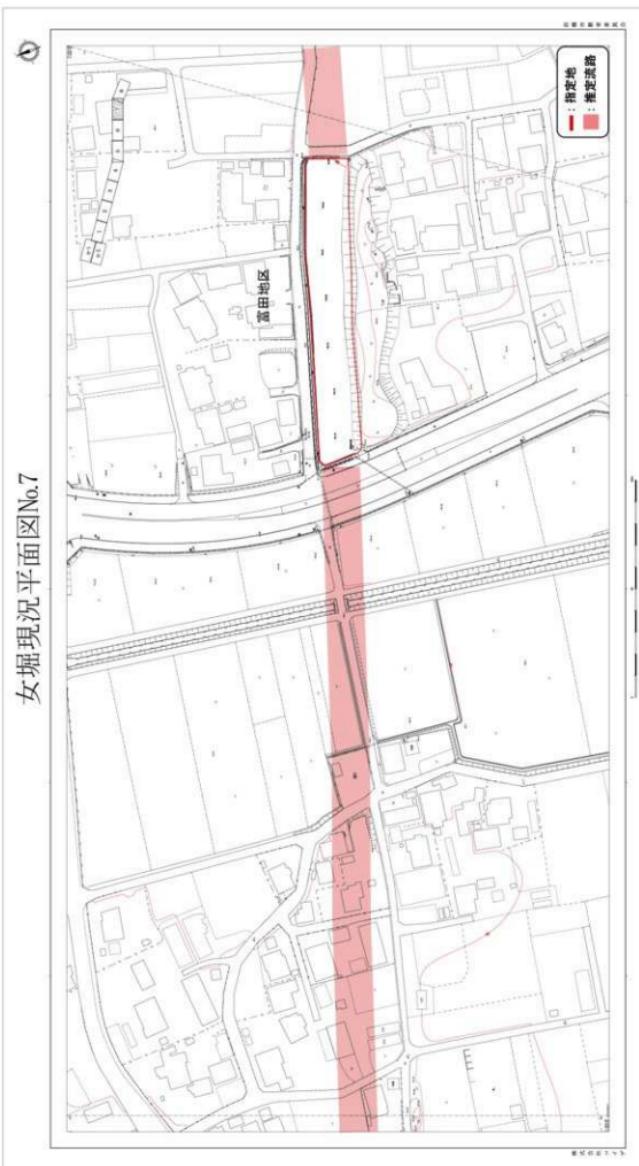
女堀現況平面図No.5



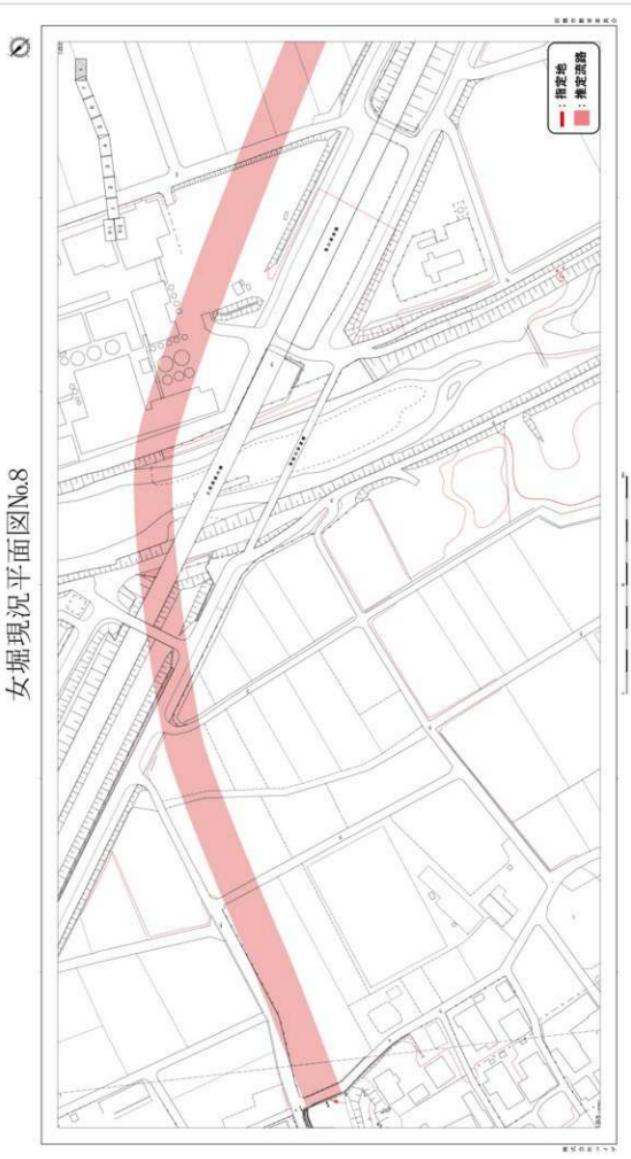
女堀現況平面図No.6



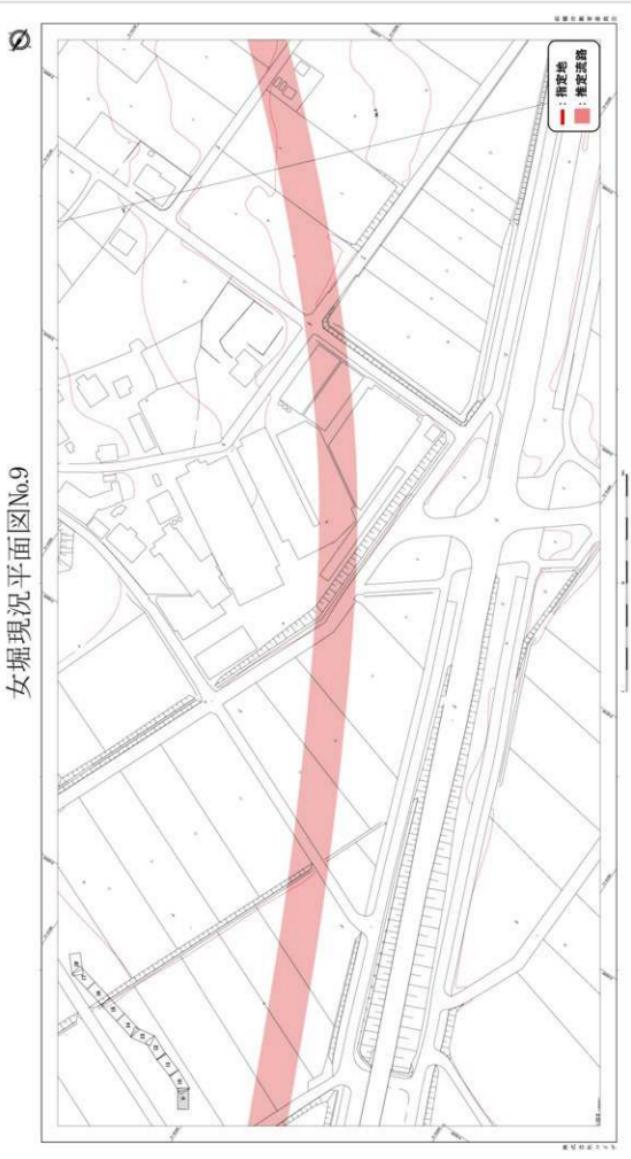
女堀現況平面図No.7



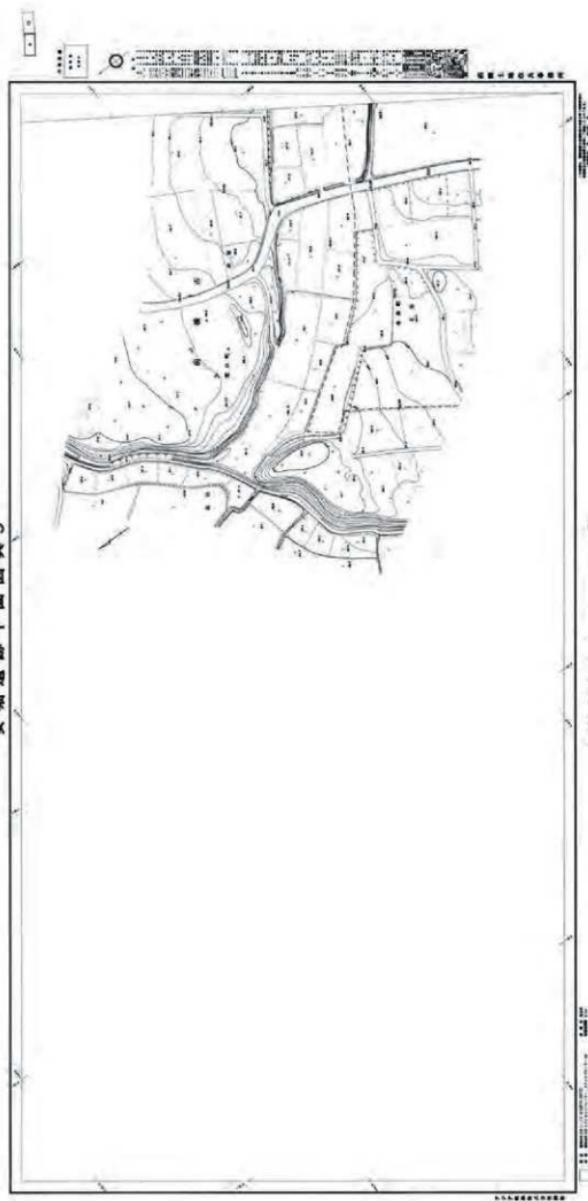
女堀現況平面図No.8



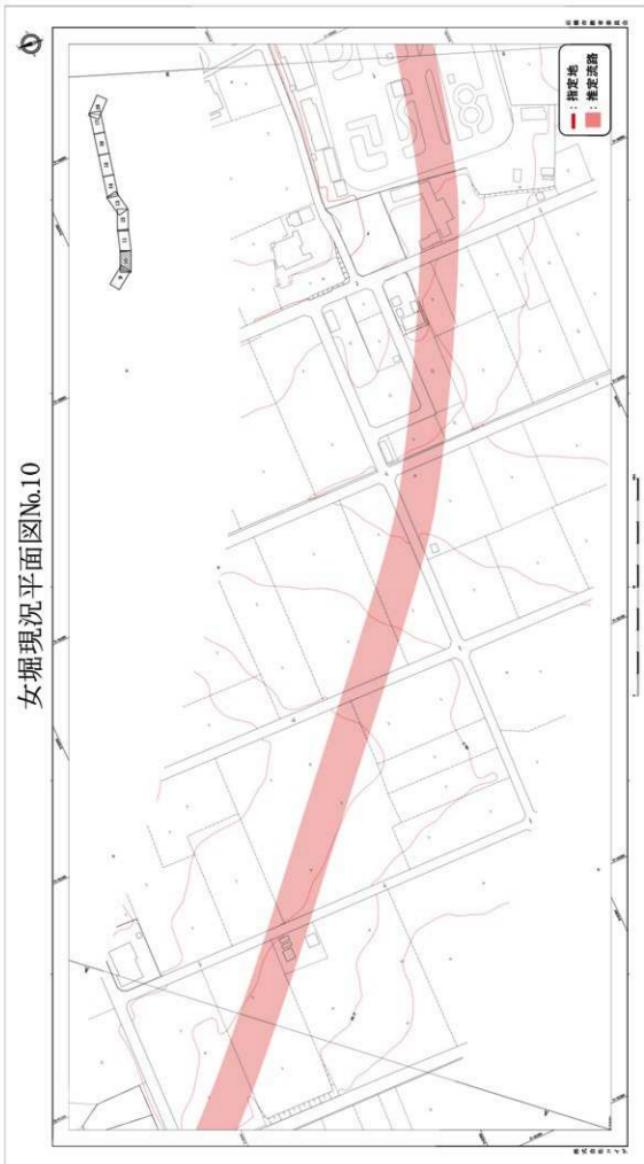
女堀現況平面図No.9



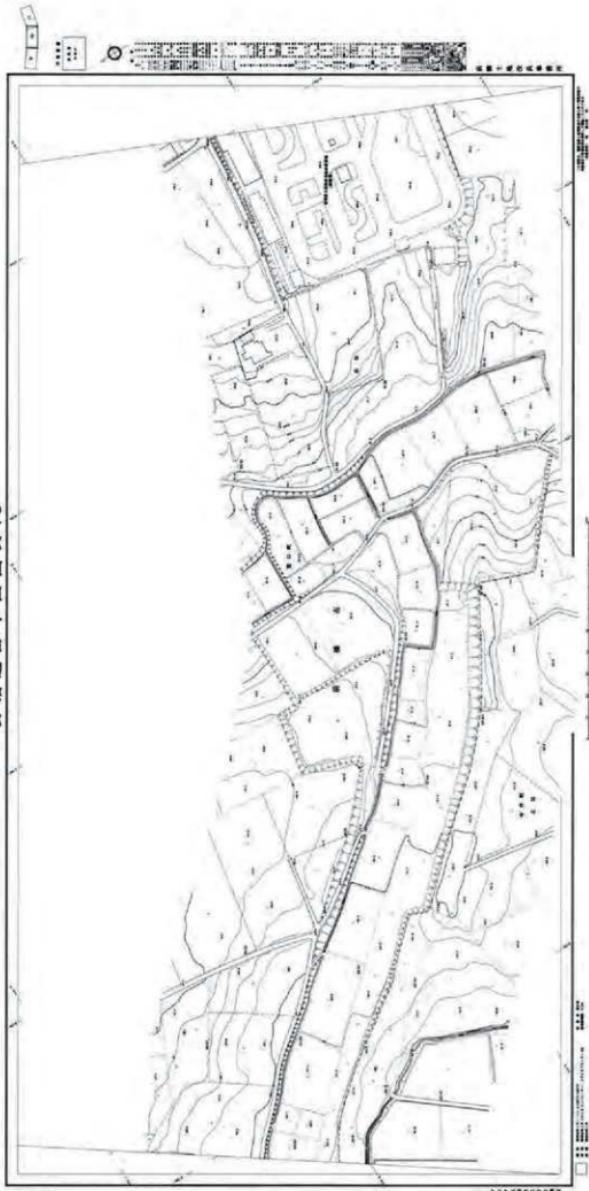
女郷遺跡平面図*9



女堀現況平面図No.10



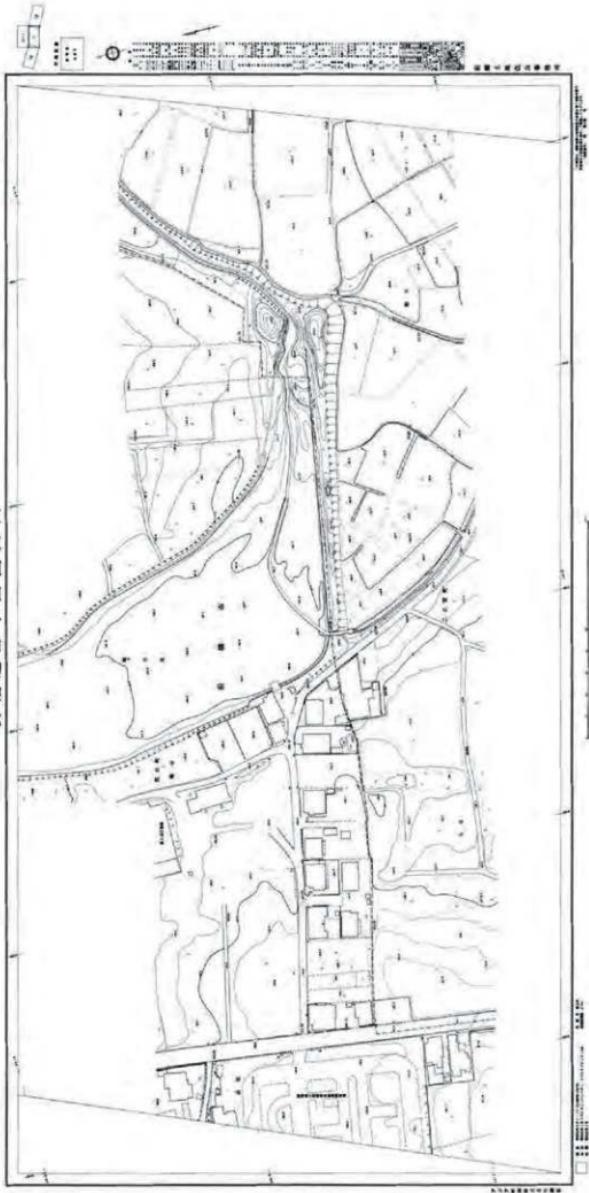
女城遺跡平面図其10



女堀現況平面図No.11



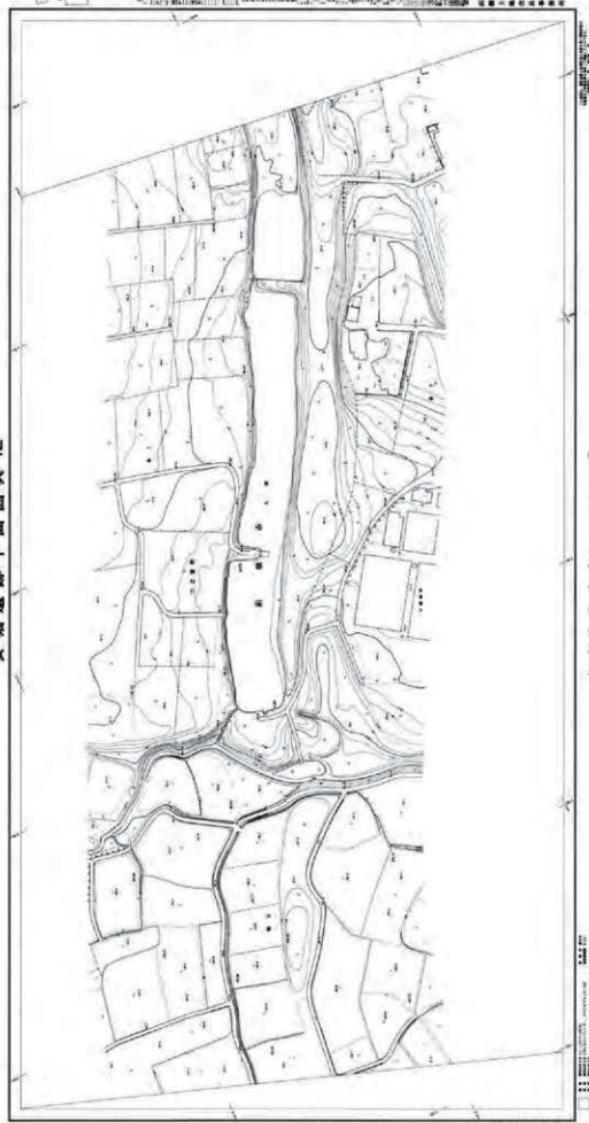
女城遺跡平面図其二



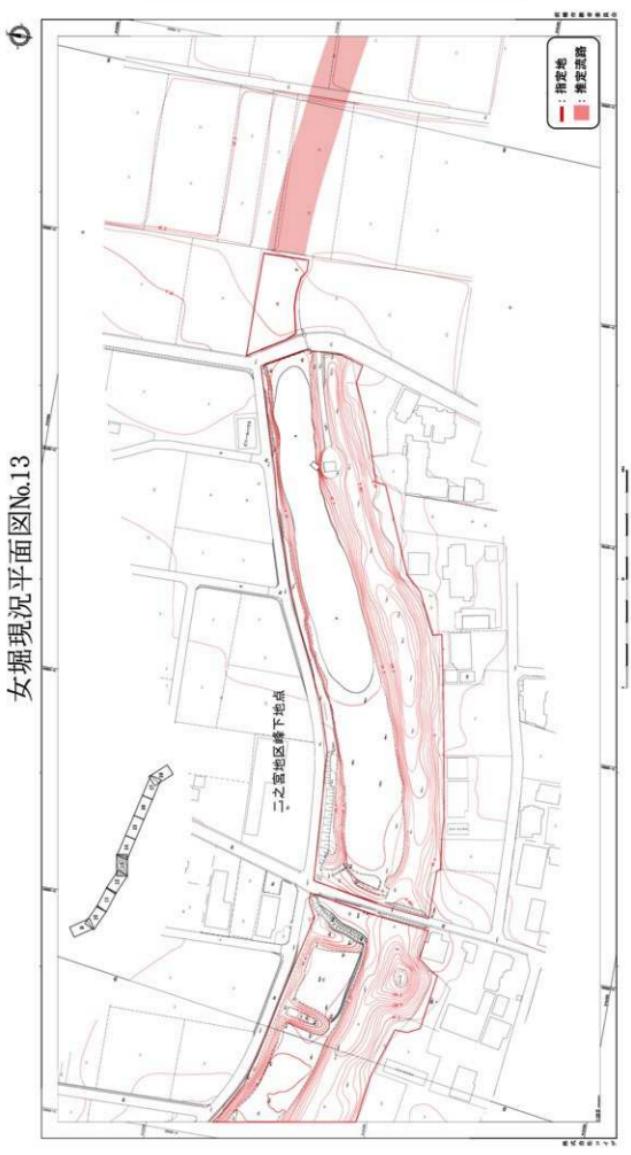
女堀現況平面図No.12



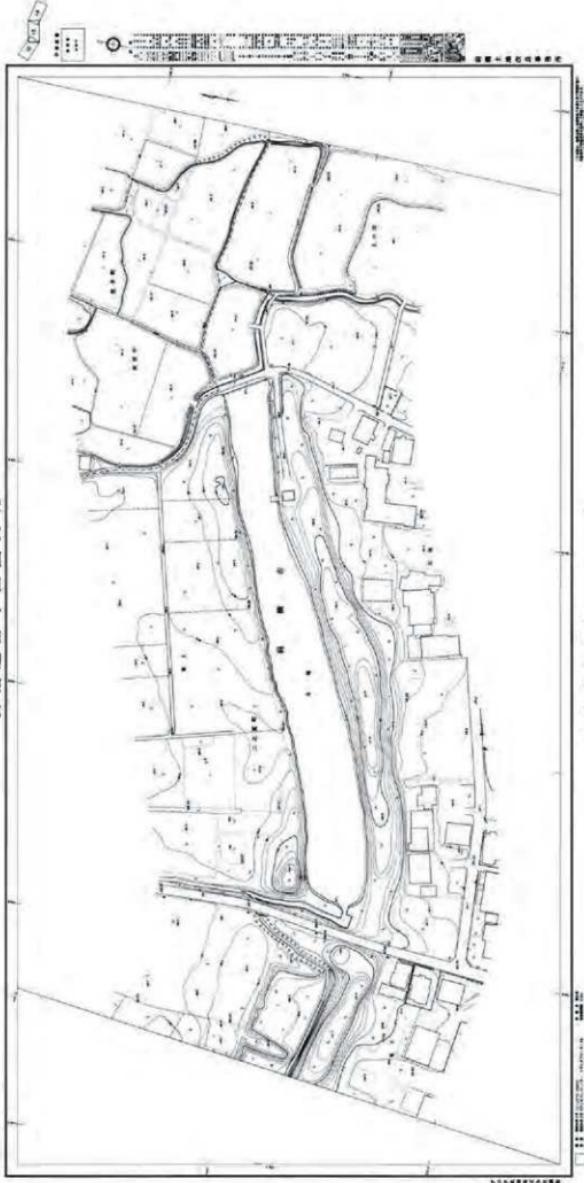
女渠遺跡平面圖其 12



女堀現況平面図No.13



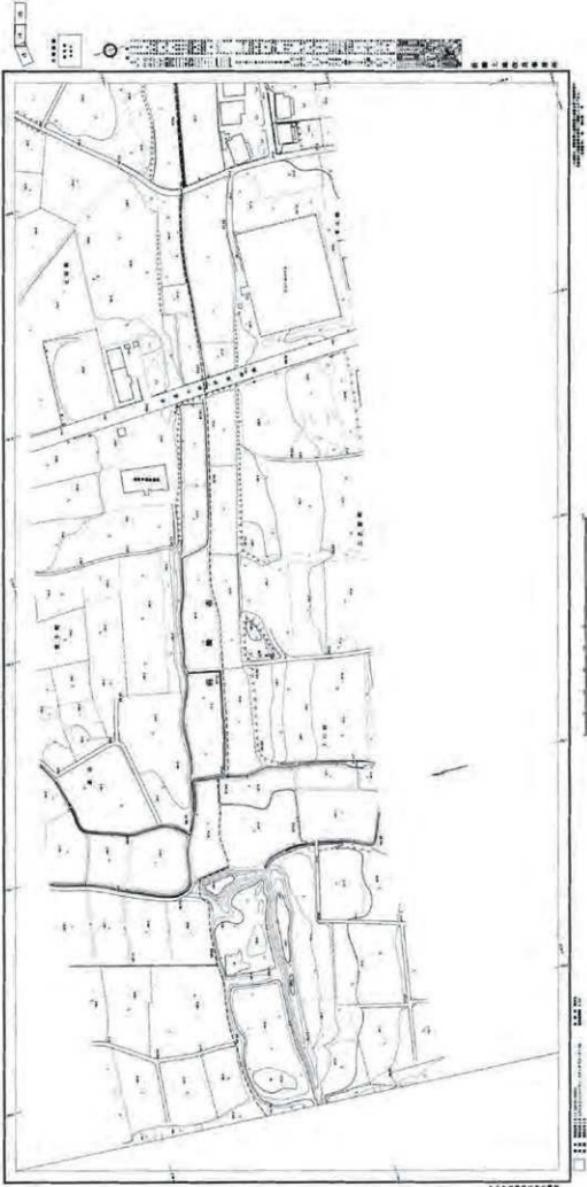
女壠遺跡平面圖其三



女掘現況平面図No.14

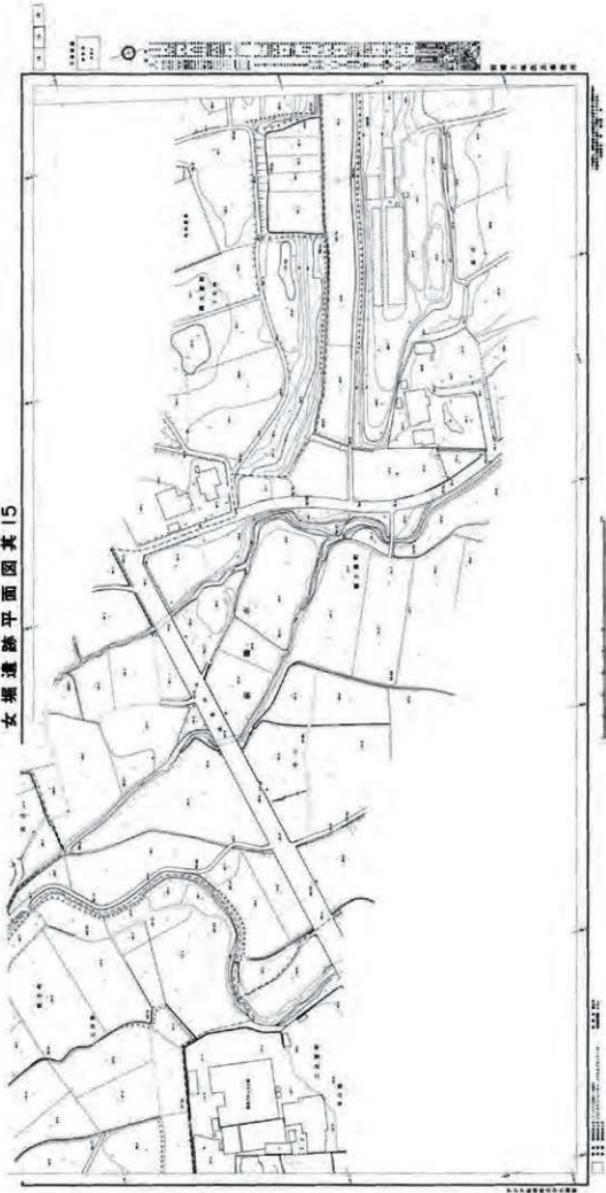


女渠遺跡平面圖 14



女掘現況平面図No.15



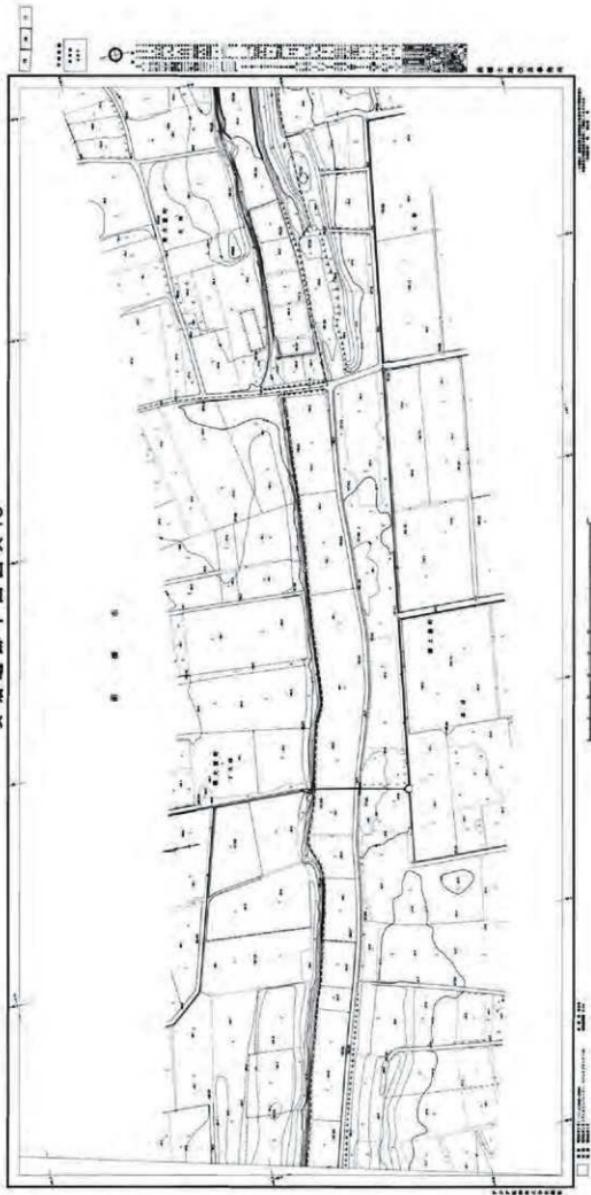


女塚遺跡平面図其15

女堀現況平面図No.16



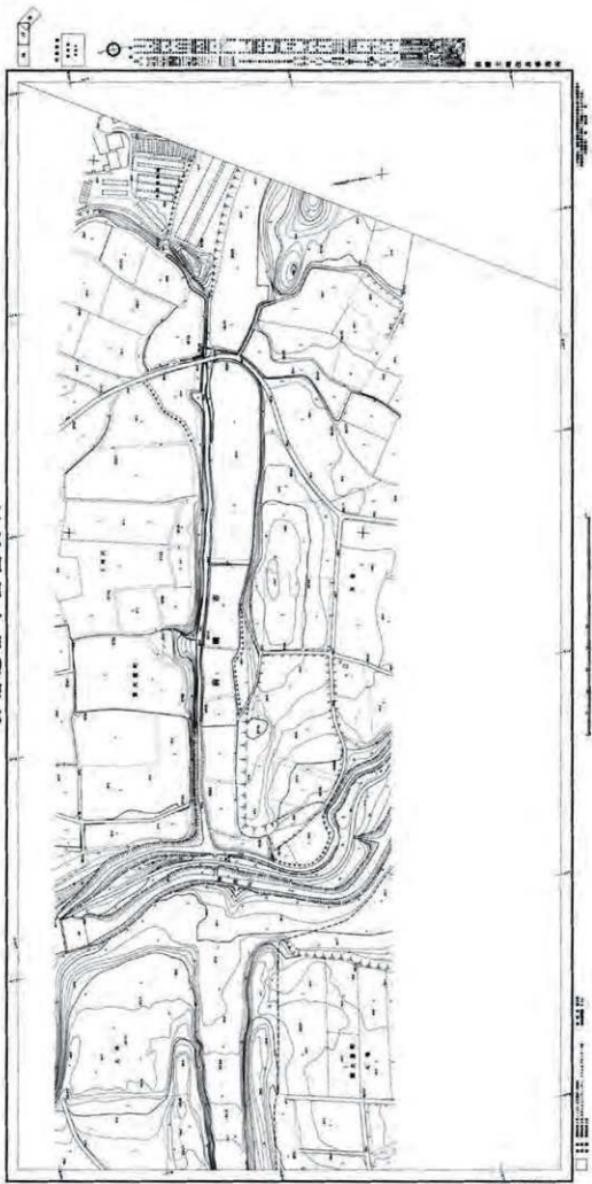
女禁道路平面図表16



女堀現況平面図No.17



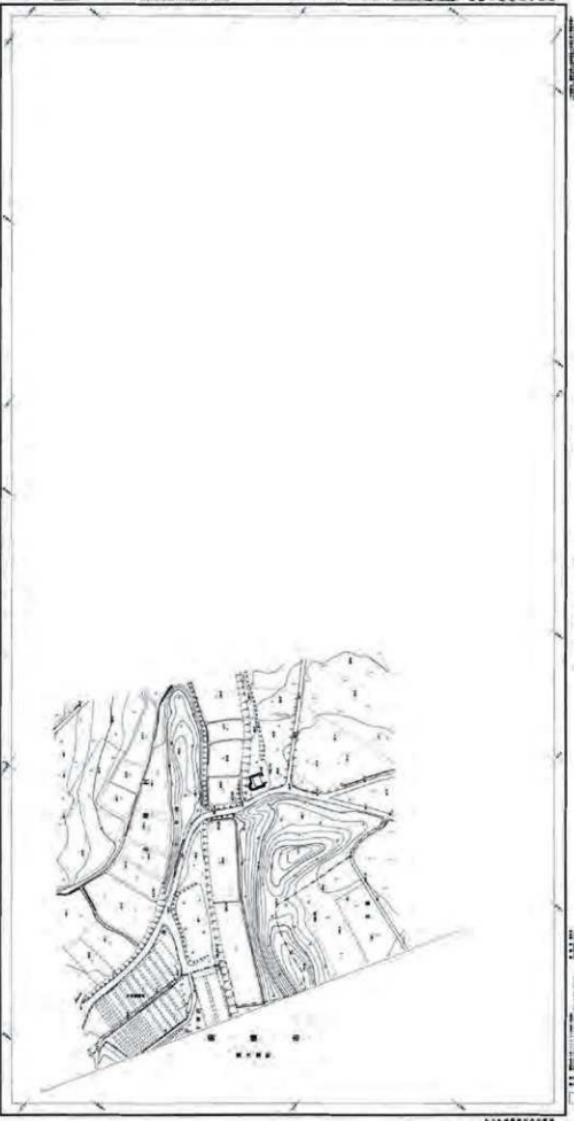
女鄉道路平面圖 17



女堀現況平面図No.18



女塚遺跡平面図其18



史跡女堀保存活用計画

印刷 平成31年3月22日

発行 平成31年3月29日

編集 前橋市教育委員会

発行 群馬県前橋市総社町三丁目11-4

印刷 朝日印刷工業株式会社

前橋市元総社町67

